

岩 内 町 地 域 防 災 計 画
(地震・津波防災計画編)

修正（案）新旧対照表

修 正 前		修 正 後		備 考
目 次		目 次		
第 1 章	総 則	第 1 章	総 則	
第 1 節	目的	第 1 節	目的	
第 2 節	計画の性格	第 2 節	計画の性格	
第 3 節	計画推進に当たったの基本となる事項	第 3 節	計画推進に当たったの基本となる事項	
第 4 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 4 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第 5 節	岩内町及びその周辺における地震・津波の発生状況	第 5 節	岩内町及びその周辺における地震・津波の発生状況	
第 6 節	岩内町及びその周辺における地震・津波想定	第 6 節	岩内町及びその周辺における地震・津波想定	
第 2 章	防災組織	第 2 章	防災組織	
第 1 節	防災会議	第 1 節	防災会議	
第 2 節	住民組織等への協力要請	第 2 節	住民組織等への協力要請	
第 3 章	災害予防計画	第 3 章	災害予防計画	
第 1 節	町民の心構え	第 1 節	町民の心構え	
第 2 節	地震・津波に強いまちづくりの推進計画	第 2 節	地震・津波に強いまちづくりの推進計画	
第 3 節	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	第 3 節	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	
第 4 節	防災訓練計画	第 4 節	防災訓練計画	
第 5 節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	第 5 節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	
第 6 節	相互応援（受援）体制整備計画	第 6 節	相互応援（受援）体制整備計画	
第 7 節	自主防災組織の育成に関する計画	第 7 節	自主防災組織の育成に関する計画	
第 8 節	避難体制整備計画	第 8 節	避難体制整備計画	
第 9 節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	第 9 節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	
第10節	津波災害予防計画	第10節	津波災害予防計画	
第11節	火災予防計画	第11節	火災予防計画	
第12節	危険物等災害予防計画	第12節	危険物等災害予防計画	
第13節	建築物等災害予防計画	第13節	建築物等災害予防計画	
第14節	土砂災害予防計画	第14節	土砂災害予防計画	
第15節	港湾施設等整備計画	第15節	港湾施設等整備計画	
第16節	積雪寒冷対策計画	第16節	積雪寒冷対策計画	
第17節	業務継続計画	第17節	業務継続計画	
第 4 章	災害応急対策計画	第 4 章	災害応急対策計画	
第 1 節	災害対策本部	第 1 節	災害対策本部	
第 2 節	応急活動体制	第 2 節	応急活動体制	
第 3 節	地震動警報及び津波警報等の伝達計画	第 3 節	地震動警報及び津波警報等の伝達計画	
第 4 節	災害情報等の収集、伝達計画	第 4 節	災害情報等の収集、伝達計画	
第 5 節	災害広報・情報提供計画	第 5 節	災害広報・情報提供計画	
第 6 節	避難対策計画	第 6 節	避難対策計画	
第 7 節	救助救出計画	第 7 節	救助救出計画	
第 8 節	救急医療対策計画	第 8 節	救急医療対策計画	
第 9 節	地震火災対策計画	第 9 節	地震火災対策計画	
第10節	津波災害応急対策計画	第10節	津波災害応急対策計画	
第11節	災害警備計画	第11節	災害警備計画	
第12節	自衛隊派遣要請計画	第12節	自衛隊派遣要請計画	
第13節	労務供給計画	第13節	労務供給計画	
第14節	交通応急対策計画	第14節	交通応急対策計画	
第15節	輸送計画	第15節	輸送計画	
第16節	食料供給計画	第16節	食料供給計画	
第17節	衣料・生活必需品等物資供給計画	第17節	衣料・生活必需品等物資供給計画	
第18節	給水計画	第18節	給水計画	

修 正 前	修 正 後	備 考
第19節 石油類燃料供給計画 第20節 生活関連施設対策計画 第21節 防疫計画 第22節 廃棄物処理等計画 第23節 家庭動物等対策計画 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画 第25節 住宅対策計画 第26節 文教対策計画 第27節 災害救助法の適用計画 第28節 災害ボランティアとの連携計画 第29節 防災建築物安全対策計画 第5章 災害復旧・被災者援護計画 第1節 災害復旧計画 第2節 被災者援護計画 第3節 災害復旧予算措置 第4節 激甚災害に係る財政援助措置 第5節 応急金融対策	第19節 石油類燃料供給計画 第20節 生活関連施設対策計画 第21節 防疫計画 第22節 廃棄物処理等計画 第23節 家庭動物等対策計画 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画 第25節 住宅対策計画 第26節 文教対策計画 第27節 災害救助法の適用計画 第28節 災害ボランティアとの連携計画 第29節 防災建築物安全対策計画 第5章 災害復旧・被災者援護計画 第1節 災害復旧計画 第2節 被災者援護計画 第3節 災害復旧予算措置 第4節 激甚災害に係る財政援助措置 第5節 応急金融対策	

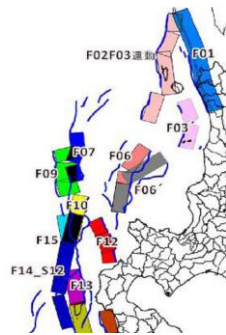
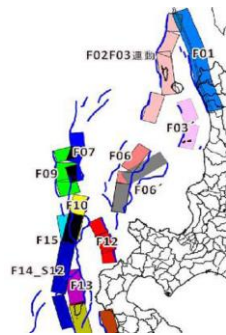
修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 総 則 第 1 節 目 的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、岩内町防災会議が作成する計画であり、町に係る地震・津波災害に関し、予防・応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体(以下「防災関係機関」という。)が行うべき事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する事を目的とする。 第 2 節 計画の性格 この計画は、地震・津波災害が、地震活動及び津波による各種建築物等の損壊にとどまらず、地震火災、地震水害等の二次災害を含んだ総合的かつ広域的災害であるという特殊性を有し、さらにこれらの被害によって引き起こされる住機能障害、公共サービス機能障害等が広範囲かつ長期にわたって生活、経済など社会全体に大きな影響を及ぼすことから、岩内町地域防災計画の別編として定めるものである。 なお、この計画に定めるもののほか、必要な事項については、岩内町地域防災計画に基づき運用するものとする。 第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項 本計画は、北海道防災対策基本条例(平成21年条例第8号)第3条の基本理念を踏まえ、次の事項を基本として推進する。 1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 2. 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市町村、防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>町民並びに町、防災関係機関</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 3. 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災組織の向上を図らなければならない。 4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。	第 1 章 総 則 第 1 節 目 的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、岩内町防災会議が作成する計画であり、町に係る地震・津波災害に関し、予防・応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体(以下「防災関係機関」という。)が行うべき事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する事を目的とする。 第 2 節 計画の性格 この計画は、地震・津波災害が、地震活動及び津波による各種建築物等の損壊にとどまらず、地震火災、地震水害等の二次災害を含んだ総合的かつ広域的災害であるという特殊性を有し、さらにこれらの被害によって引き起こされる住機能障害、公共サービス機能障害等が広範囲かつ長期にわたって生活、経済など社会全体に大きな影響を及ぼすことから、岩内町地域防災計画の別編として定めるものである。 なお、この計画に定めるもののほか、必要な事項については、岩内町地域防災計画に基づき運用するものとする。 第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項 本計画は、北海道防災対策基本条例(平成21年条例第8号)第3条の基本理念を踏まえ、次の事項を基本として推進する。 1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 2. 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市町村、防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>防災対策の主体</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 3. 災害時は道民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし</u>、災害教訓の伝承や防災教育の推進、<u>住民主体の取組の支援・強化</u>により、<u>社会全体としての</u>防災意識の向上を図らなければならない。 4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。 <u>5. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u>	・ 文言の訂正 ・ 防災基本計画の修正に伴う修正 ・ 防災基本計画の修正に伴う修正

修 正 前		修 正 後		備 考																									
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		・ 防災基本計画 の修正による 修正																									
地震・津波防災に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次に定めるところによる。		地震・津波防災に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次に定めるところによる。																											
岩 内 町		岩 内 町																											
<table><tr><th colspan="2">事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td colspan="2">(1) 住民の自主防災組織の育成に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及、及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災に関する食料の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) <u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始</u>に関すること。 (10)被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。 (11)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12)災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (13)被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (14)要配慮者の救助に関すること。 (15)防災ボランティアの受入れに関すること。 (16)その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</td></tr></table>		事 務 又 は 業 務 の 大 綱		(1) 住民の自主防災組織の育成に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及、及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災に関する食料の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) <u>避難指示（緊急）</u> 、 <u>避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始</u> に関すること。 (10)被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。 (11)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12)災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (13)被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (14)要配慮者の救助に関すること。 (15)防災ボランティアの受入れに関すること。 (16)その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。		<table><tr><th colspan="2">事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td colspan="2">(1) 住民の自主防災組織の育成に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及、及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災に関する食料の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) <u>避難指示等</u>に関すること。 (10)被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。 (11)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12)災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (13)被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (14)要配慮者の救助に関すること。 (15)防災ボランティアの受入れに関すること。 (16)その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</td></tr></table>		事 務 又 は 業 務 の 大 綱		(1) 住民の自主防災組織の育成に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及、及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災に関する食料の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) <u>避難指示等</u> に関すること。 (10)被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。 (11)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12)災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (13)被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (14)要配慮者の救助に関すること。 (15)防災ボランティアの受入れに関すること。 (16)その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。																			
事 務 又 は 業 務 の 大 綱																													
(1) 住民の自主防災組織の育成に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及、及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災に関する食料の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) <u>避難指示（緊急）</u> 、 <u>避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始</u> に関すること。 (10)被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。 (11)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12)災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (13)被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (14)要配慮者の救助に関すること。 (15)防災ボランティアの受入れに関すること。 (16)その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。																													
事 務 又 は 業 務 の 大 綱																													
(1) 住民の自主防災組織の育成に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及、及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災に関する食料の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) <u>避難指示等</u> に関すること。 (10)被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。 (11)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12)災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (13)被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (14)要配慮者の救助に関すること。 (15)防災ボランティアの受入れに関すること。 (16)その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。																													
<table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td rowspan="5">指 定 地 方 行 政 機 関</td><td>後 志 森 林 管 理 署 共 和 森 林 事 務 所</td><td>(1) 所管国有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所管国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。</td></tr><tr><td>岩 内 公 共 職 業 安 定 所</td><td>(1) 災害時における労務者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。</td></tr><tr><td>小 樽 開 発 建 設 部 岩 内 道 路 事 務 所</td><td>(1) 国道の維持管理及び災害応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。</td></tr><tr><td>小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所</td><td>(1) 港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。 (2) 町の管理に属する港湾災害の応急対策、災害復旧計画等についての技術的援助に関すること。</td></tr><tr><td>小 樽 海 上 保 安 部</td><td>(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣の要請に関すること。</td></tr></table>		機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 地 方 行 政 機 関	後 志 森 林 管 理 署 共 和 森 林 事 務 所	(1) 所管国有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所管国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。	岩 内 公 共 職 業 安 定 所	(1) 災害時における労務者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。	小 樽 開 発 建 設 部 岩 内 道 路 事 務 所	(1) 国道の維持管理及び災害応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。	小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所	(1) 港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。 (2) 町の管理に属する港湾災害の応急対策、災害復旧計画等についての技術的援助に関すること。	小 樽 海 上 保 安 部	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣の要請に関すること。	<table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td rowspan="5">指 定 地 方 行 政 機 関</td><td>後 志 森 林 管 理 署 共 和 森 林 事 務 所</td><td>(1) 所管国有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所管国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。</td></tr><tr><td>岩 内 公 共 職 業 安 定 所</td><td>(1) 災害時における労務者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。</td></tr><tr><td>小 樽 開 発 建 設 部 岩 内 道 路 事 務 所</td><td>(1) 国道の維持管理及び災害応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。</td></tr><tr><td>小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所</td><td>(1) 港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。 (2) 町の管理に属する港湾災害の応急対策、災害復旧計画等についての技術的援助に関すること。</td></tr><tr><td>小 樽 海 上 保 安 部</td><td>(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣の要請に関すること。</td></tr></table>		機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 地 方 行 政 機 関	後 志 森 林 管 理 署 共 和 森 林 事 務 所	(1) 所管国有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所管国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。	岩 内 公 共 職 業 安 定 所	(1) 災害時における労務者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。	小 樽 開 発 建 設 部 岩 内 道 路 事 務 所	(1) 国道の維持管理及び災害応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。	小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所	(1) 港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。 (2) 町の管理に属する港湾災害の応急対策、災害復旧計画等についての技術的援助に関すること。	小 樽 海 上 保 安 部	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣の要請に関すること。
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																												
指 定 地 方 行 政 機 関	後 志 森 林 管 理 署 共 和 森 林 事 務 所	(1) 所管国有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所管国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。																											
	岩 内 公 共 職 業 安 定 所	(1) 災害時における労務者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。																											
	小 樽 開 発 建 設 部 岩 内 道 路 事 務 所	(1) 国道の維持管理及び災害応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。																											
	小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所	(1) 港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。 (2) 町の管理に属する港湾災害の応急対策、災害復旧計画等についての技術的援助に関すること。																											
	小 樽 海 上 保 安 部	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣の要請に関すること。																											
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																												
指 定 地 方 行 政 機 関	後 志 森 林 管 理 署 共 和 森 林 事 務 所	(1) 所管国有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所管国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。																											
	岩 内 公 共 職 業 安 定 所	(1) 災害時における労務者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。																											
	小 樽 開 発 建 設 部 岩 内 道 路 事 務 所	(1) 国道の維持管理及び災害応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。																											
	小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所	(1) 港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。 (2) 町の管理に属する港湾災害の応急対策、災害復旧計画等についての技術的援助に関すること。																											
	小 樽 海 上 保 安 部	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣の要請に関すること。																											

修 正 前			修 正 後			備 考
機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
指 定 地 方 行 政 機 関	札 幌 管 区 気 象 台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。	指 定 地 方 行 政 機 関	札 幌 管 区 気 象 台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。	
	北 海 道 運 輸 局 札 幌 運 輸 支 局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車運送事業の安全の確保の指導に関すること。		北 海 道 運 輸 局 札 幌 運 輸 支 局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車運送事業の安全の確保の指導に関すること。	
北 海 道	後 志 総 合 振 興 局 保健環境部岩内地域保健室	(1) 災害時における医療、防疫についての必要な連絡調整、援助及び指導に関すること。	北 海 道	後 志 総 合 振 興 局 保健環境部岩内地域保健室	(1) 災害時における医療、防疫についての必要な連絡調整、援助及び指導に関すること。	
	後 志 総 合 振 興 局 小樽建設管理部共和出張所	(1) 所管する道路、河川、海岸、漁港の維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。		後 志 総 合 振 興 局 小樽建設管理部共和出張所	(1) 所管する道路、河川、海岸、漁港の維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。	
	後志総合振興局産業振興部 後志地区水産技術普及指導所 岩 内 支 所	(1) 水産資源の被害調査、災害復旧対策についての協力援助に関すること。		後志総合振興局産業振興部 後志地区水産技術普及指導所 岩 内 支 所	(1) 水産資源の被害調査、災害復旧対策についての協力援助に関すること。	
	後 志 総 合 振 興 局	(1) 町及び防災関係機関が実施する防災事務、又は業務の連絡調整に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備、災害予防措置に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。		後 志 総 合 振 興 局	(1) 町及び防災関係機関が実施する防災事務、又は業務の連絡調整に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備、災害予防措置に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。	
北 海 道 警 察	岩 内 警 察 署	(1) 住民の避難誘導及び被災者の救出、救護に関すること。 (2) 災害の予警報の伝達及び災害警備活動に必要な災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 交通規制等応急対策の実施に関すること。 (5) 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。	北 海 道 警 察	岩 内 警 察 署	(1) 住民の避難誘導及び被災者の救出、救護に関すること。 (2) 災害の予警報の伝達及び災害警備活動に必要な災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 交通規制等応急対策の実施に関すること。 (5) 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。	
岩 内 町 教 育 委 員 会		(1) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 避難所等に係る学校施設の使用に関すること。 (3) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。	岩 内 町 教 育 委 員 会		(1) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 避難所等に係る学校施設の使用に関すること。 (3) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。	

修 正 前			修 正 後			備 考
機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
岩 内 ・ 寿 都 地 方 消 防 組 合 (岩 内 消 防 署 ・ 岩 内 消 防 団)		(1) 地震・津波火災等の予消防に関すること。 (2) 地震・津波情報の伝達に関すること。 (3) 災害時における住民の避難、誘導及び救急救助に関すること。 (4) 災害時における消火活動に関すること。 (5) 災害時における危険地域の警戒に関すること。	岩 内 ・ 寿 都 地 方 消 防 組 合 (岩 内 消 防 署 ・ 岩 内 消 防 団)		(1) 地震・津波火災等の予消防に関すること。 (2) 地震・津波情報の伝達に関すること。 (3) 災害時における住民の避難、誘導及び救急救助に関すること。 (4) 災害時における消火活動に関すること。 (5) 災害時における危険地域の警戒に関すること。	
指定 公共 機関	日 本 郵 政 株 式 会 社 岩 内 郵 便 局	(1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	指定 公共 機関	日 本 郵 政 株 式 会 社 岩 内 郵 便 局	(1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	・分社化に伴う 社名変更
	<u>北 海 道 電 力 株 式 会 社</u> <u>送 配 電 カ ン パ ニ ー</u> <u>岩内ネットワークセンター</u>	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。		<u>北 海 道 電 力 ネットワーク</u> <u>株 式 会 社</u> <u>岩内ネットワークセンター</u>	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。	
	東日本電信電話株式会社 (以下「NTT」という。) 北 海 道 事 業 部 設 備 部 災 害 対 策 室	(1) 気象官署からの津波警報の伝達に関すること。 (2) 必要に応じ電話、電報の利用制限を実施するなど、災害時における通信の確保に関すること。		東日本電信電話株式会社 (以下「NTT」という。) 北 海 道 事 業 部 設 備 部 災 害 対 策 室	(1) 気象官署からの津波警報の伝達に関すること。 (2) 必要に応じ電話、電報の利用制限を実施するなど、災害時における通信の確保に関すること。	
	日 本 通 運 株 式 会 社 <u>小樽支店物流センター</u>	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。		日 本 通 運 株 式 会 社 <u>札幌支店</u>	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。	
	北海道旅客鉄道株式会社 (以下「JR」という。) 倶 知 安 駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。		北海道旅客鉄道株式会社 (以下「JR」という。) 倶 知 安 駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。	
公 指 定 公 共 機 関 地 方	岩 内 古 宇 郡 医 師 会	(1) 災害時における救急医療に関すること。	公 指 定 公 共 機 関 地 方	岩 内 古 宇 郡 医 師 会	(1) 災害時における救急医療に関すること。	・店舗閉鎖に伴う 変更
公共 団体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	北海道中央バス株式会社 岩 内 営 業 所	(1) 災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の確保に関すること。	公共 団体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	北海道中央バス株式会社 岩 内 営 業 所	(1) 災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の確保に関すること。	
	岩 内 郡 漁 業 協 同 組 合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 災害時における組合員の被害調査の協力に関すること。		岩 内 郡 漁 業 協 同 組 合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 災害時における組合員の被害調査の協力に関すること。	
	きょうわ農業協同組合 岩 内 支 所	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 災害時における組合員の被害調査の協力に関すること。		きょうわ農業協同組合 岩 内 支 所	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 災害時における組合員の被害調査の協力に関すること。	
	岩 内 商 工 会 議 所	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資の確保についての協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋に関すること。 (3) 災害時における被災商工業者の被害調査の協力に関すること。		岩 内 商 工 会 議 所	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資の確保についての協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋に関すること。 (3) 災害時における被災商工業者の被害調査の協力に関すること。	
	岩 内 町 各 地 区 町 内 会 ・ 自 治 会	(1) 災害時における住民相互の連携、連絡に関すること。 (2) 災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること。		岩 内 町 各 地 区 町 内 会 ・ 自 治 会	(1) 災害時における住民相互の連携、連絡に関すること。 (2) 災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること。	
	岩 内 町 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	(1) 災害時における炊出し等、応急対策の協力に関すること。		岩 内 町 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	(1) 災害時における炊出し等、応急対策の協力に関すること。	
	岩 内 町 衛 生 組 合 連 合 会	(1) 災害時における応急対策につき必要に応じて、各単位組合の協力体制の確立に関すること。		岩 内 町 衛 生 組 合 連 合 会	(1) 災害時における応急対策につき必要に応じて、各単位組合の協力体制の確立に関すること。	
	危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。		危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。	

修 正 前								修 正 後								備 考
第5節 岩内町及びその周辺における地震・津波の発生状況								第5節 岩内町及びその周辺における地震・津波の発生状況								
発 生 年 月 日 () は西暦	震 央 地 名	北 緯	東 経	深 さ	マ グ ニ チ ュ ード	地震・津波状況、 被害状況、その他	津 波	発 生 年 月 日 () は西暦	震 央 地 名	北 緯	東 経	深 さ	マ グ ニ チ ュ ード	地震・津波状況、 被害状況、その他	津 波	
寛保 1. 7. 9 (1741)	北海道 西方沖	41° 5′	139° 4′		6.9		有	寛保 1. 7. 9 (1741)	北海道 西方沖	41° 5′	139° 4′		6.9		有	
寛政 4. 4. 24 (1792)	北海道 西方沖	43° 6′	140° 3′		6.9		有	寛政 4. 4. 24 (1792)	北海道 西方沖	43° 6′	140° 3′		6.9		有	
天保 5. 1. 1 (1834)	石狩湾	43° 3′	141° 4′		6.4		有	天保 5. 1. 1 (1834)	石狩湾	43° 3′	141° 4′		6.4		有	
昭和15. 8. 20 (1940)	北海道 北西沖	44° 15′	139° 28′	10 km	7.5	岩内の津波の高さ83cm 被害無し	有	昭和15. 8. 20 (1940)	北海道 北西沖	44° 15′	139° 28′	10 km	7.5	岩内の津波の高さ83cm 被害無し	有	
昭和22. 11. 4 (1947)	北海道 西方沖	43° 49′	141° 1′	0 km	6.7	岩内の津波の高さ数十cm 被害無し	有	昭和22. 11. 4 (1947)	北海道 西方沖	43° 49′	141° 1′	0 km	6.7	岩内の津波の高さ数十cm 被害無し	有	
昭和58. 5. 26 (1983)	秋田県 沖	40° 22′	139° 4′	14 km	7.7	岩内の津波の高さ124cm 被害無し	有	昭和58. 5. 26 (1983)	秋田県 沖	40° 22′	139° 4′	14 km	7.7	岩内の津波の高さ124cm 被害無し	有	
昭和58. 6. 21 (1983)	青森県 西方沖	41° 15′	139° 2′	6 km	7.1	岩内の津波の高さ33cm 被害無し	有	昭和58. 6. 21 (1983)	青森県 西方沖	41° 15′	139° 2′	6 km	7.1	岩内の津波の高さ33cm 被害無し	有	
平成 5. 7. 12 (1993)	北海道 南西沖	42° 47′	139° 12′	34 km	7.8	震度5(寿都・小樽)震度4(倶知安) 岩内の津波の高さ263cm 地震による一部損壊218戸 津波により漁船損壊8隻	有	平成 5. 7. 12 (1993)	北海道 南西沖	42° 47′	139° 12′	34 km	7.8	震度5(寿都・小樽)震度4(倶知安) 岩内の津波の高さ263cm 地震による一部損壊218戸 津波により漁船損壊8隻	有	
平成23. 3. 11 (2011)	三陸沖	38° 06′	142° 52′	24 km	9.0	震度2(岩内町清住) 岩内の津波高さ30cm 被害無し	有	平成23. 3. 11 (2011)	三陸沖	38° 06′	142° 52′	24 km	9.0	震度2(岩内町清住) 岩内の津波高さ30cm 被害無し	有	

修 正 前		修 正 後		備 考																																																							
第 6 節 岩内町及びその周辺における地震・津波想定		第 6 節 岩内町及びその周辺における地震・津波想定																																																									
1. 基本的な考え方 平成26年 9 月に国が公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」の内容を踏まえ、新たに北海道が平成29年 2 月に北海道日本海沿岸の津波浸水想定を発表した。 この津波浸水想定では、北海道南西沖地震津波の経験等を踏まえ、次の 4 つの視点を加えた北海道における津波断層モデルを設定した。 (1) 大すべり域の浅部全体への配置 (2) 北海道南西沖地震津波の実績を考慮した津波断層モデル (F14_S12) (3) 新たな津波断層モデルの設定 (F03及びF06) (4) 国が示した津波断層モデルF02とF03の連動 これにより、北海道日本海沿岸に最大クラスの津波の影響が考えられる津波断層モデルを検討し、津波浸水シミュレーション実施した上で、津波浸水想定等が整理された。 また、想定津波の考え方を次の 2 つの津波レベルとした。 (1) 比較的発生頻度が高い津波 (レベル 1) 概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波 (2) 最大クラスの津波 (レベル 2) 概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波		1. 基本的な考え方 平成26年 9 月に国が公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」の内容を踏まえ、新たに北海道が平成29年 2 月に北海道日本海沿岸の津波浸水想定を発表した。 この津波浸水想定では、北海道南西沖地震津波の経験等を踏まえ、次の 4 つの視点を加えた北海道における津波断層モデルを設定した。 (1) 大すべり域の浅部全体への配置 (2) 北海道南西沖地震津波の実績を考慮した津波断層モデル (F14_S12) (3) 新たな津波断層モデルの設定 (F03及びF06) (4) 国が示した津波断層モデルF02とF03の連動 これにより、北海道日本海沿岸に最大クラスの津波の影響が考えられる津波断層モデルを検討し、津波浸水シミュレーション実施した上で、津波浸水想定等が整理された。 また、想定津波の考え方を次の 2 つの津波レベルとした。 (1) 比較的発生頻度が高い津波 (レベル 1) 概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波 (2) 最大クラスの津波 (レベル 2) 概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波																																																									
2. 地震津波想定 北海道が平成29年 2 月に報告した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」により、新たに示された津波断層モデルのうち、岩内町に影響の大きいものは、「F12」、「F14_S12」、「F15」であり、各地点の最大遡上高、第 1 波到達時間は次の表のとおりである。		2. 地震津波想定 北海道が平成29年 2 月に報告した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」により、新たに示された津波断層モデルのうち、岩内町に影響の大きいものは、「F12」、「F14_S12」、「F15」であり、各地点の最大遡上高、第 1 波到達時間は次の表のとおりである。																																																									
<table><tr><th rowspan="2">津波断層 モデル 地名</th><th colspan="2">F12</th><th colspan="2">F14_S12</th><th colspan="2">F15</th></tr><tr><th>第 1 波 到達時間</th><th>最大 遡上高</th><th>第 1 波 到達時間</th><th>最大 遡上高</th><th>第 1 波 到達時間</th><th>最大 遡上高</th></tr><tr><td>岩内港</td><td>14分</td><td>6. 87m</td><td>20分</td><td>6. 41m</td><td>20分</td><td>6. 26m</td></tr><tr><td>野東川河口</td><td>13分</td><td>4. 36m</td><td>19分</td><td>5. 16m</td><td>18分</td><td>5. 16m</td></tr></table>		津波断層 モデル 地名	F12		F14_S12		F15		第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	岩内港	14分	6. 87m	20分	6. 41m	20分	6. 26m	野東川河口	13分	4. 36m	19分	5. 16m	18分	5. 16m	<table><tr><th rowspan="2">津波断層 モデル 地名</th><th colspan="2">F12</th><th colspan="2">F14_S12</th><th colspan="2">F15</th></tr><tr><th>第 1 波 到達時間</th><th>最大 遡上高</th><th>第 1 波 到達時間</th><th>最大 遡上高</th><th>第 1 波 到達時間</th><th>最大 遡上高</th></tr><tr><td>岩内港</td><td>14分</td><td>6. 87m</td><td>20分</td><td>6. 41m</td><td>20分</td><td>6. 26m</td></tr><tr><td>野東川河口</td><td>13分</td><td>4. 36m</td><td>19分</td><td>5. 16m</td><td>18分</td><td>5. 16m</td></tr></table>		津波断層 モデル 地名	F12		F14_S12		F15		第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	岩内港	14分	6. 87m	20分	6. 41m	20分	6. 26m	野東川河口	13分	4. 36m	19分	5. 16m	18分	5. 16m		
津波断層 モデル 地名	F12		F14_S12		F15																																																						
	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高																																																					
岩内港	14分	6. 87m	20分	6. 41m	20分	6. 26m																																																					
野東川河口	13分	4. 36m	19分	5. 16m	18分	5. 16m																																																					
津波断層 モデル 地名	F12		F14_S12		F15																																																						
	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高	第 1 波 到達時間	最大 遡上高																																																					
岩内港	14分	6. 87m	20分	6. 41m	20分	6. 26m																																																					
野東川河口	13分	4. 36m	19分	5. 16m	18分	5. 16m																																																					
※ なお、この結果は、現在の科学的知見を踏まえ悪条件下において津波の浸水予測を行ったものであるが、想定より大きく、到達時間が早い津波が襲来する可能性がないものではない。 		※ なお、この結果は、現在の科学的知見を踏まえ悪条件下において津波の浸水予測を行ったものであるが、想定より大きく、到達時間が早い津波が襲来する可能性がないものではない。 																																																									
よって、本計画においては、岩内町への影響が高いとされた「F12」及び「F15」を想定津波断層モデルとし、その津波シュミレーション結果を想定津波として設定するものとする。		よって、本計画においては、岩内町への影響が高いとされた「F12」及び「F15」を想定津波断層モデルとし、その津波シュミレーション結果を想定津波として設定するものとする。																																																									

修 正 前	修 正 後	備 考
第2章 防災組織 地震・津波災害の予防、応急対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織運営を次のとおり定める。 第1節 防災会議 町長を会長とし、岩内町防災会議条例（昭和37年岩内町条例第12号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものとする。 1. 組織図 	第2章 防災組織 地震・津波災害の予防、応急対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織運営を次のとおり定める。 第1節 防災会議 町長を会長とし、岩内町防災会議条例（昭和37年岩内町条例第12号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものとする。 1. 組織図 	・分社化に伴う社名変更 ・店舗閉鎖に伴う変更

修　正　前	修　　　後	備　考
第２節　住民組織等への協力要請 災害時における情報の伝達、被災者の救助、炊出し等住民組織の活用についての計画は次のとおりである。 １．協力要請事項 各住民組織に対しての協力要請事項は、概ね次のとおりである。 (1) 災害現場における負傷者の応急手当 (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話 (3) 義援金品の募集及び整理 (4) 本部が行う人員、物資の輸送 (5) その他救護活動に必要で町長(本部長)が協力を求めた事項 ２．担当部 住民組織活動についての担当部(班)は、協力を求める種別によって関係の部(班)が担当する。 ３．住民組織の名称 協力依頼の住民組織資料　２－３－１－１ ４．住民に対する伝達方法 災害情報等を住民に伝達する方法は、防災行政無線、広報車及び消防車両により周知徹底を図るものとする。	第２節　住民組織等への協力要請 災害時における情報の伝達、被災者の救助、炊出し等住民組織の活用についての計画は次のとおりである。 １．協力要請事項 各住民組織に対しての協力要請事項は、概ね次のとおりである。 (1) 災害現場における負傷者の応急手当 (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話 (3) 義援金品の募集及び整理 (4) 本部が行う人員、物資の輸送 (5) その他救護活動に必要で町長(本部長)が協力を求めた事項 ２．担当部 住民組織活動についての担当部(班)は、協力を求める種別によって関係の部(班)が担当する。 ３．住民組織の名称 協力依頼の住民組織資料　２－３－１－１ ４．住民に対する伝達方法 災害情報等を住民に伝達する方法は、防災行政無線、広報車及び消防車両により周知徹底を図るものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
第３章 災害予防計画 この計画は、地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的とする。 第１節 町民の心構え 道内で過去に発生した地震・津波災害や、阪神・淡路大震災（平成７年１月）、東日本大震災（平成23年３月）等の経験を踏まえ、町民は自らの身の安全は自ら守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。 地震・津波災害発生時に、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する運動を展開することが必要である。 第２節 地震・津波に強いまちづくりの推進計画 - 地震に強いまちづくり - 建築物の安全化 - 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。 - 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 - 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 - 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。 - 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。 - 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止対策などの総合的な地震安全対策を推進する。 - 主要交通の強化 町は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計に努める。 - 通信機能の強化 町は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。 - 液状化対策 町は、施設の設置にあたって地盤改良により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を図る。 - 津波に強いまちづくり - 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。	第３章 災害予防計画 この計画は、地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的とする。 第１節 町民の心構え 道内で過去に発生した地震・津波災害や、阪神・淡路大震災（平成７年１月）、東日本大震災（平成23年３月）等の経験を踏まえ、町民は自らの身の安全は自ら守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。 地震・津波災害時に、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する運動を展開することが必要である。 第２節 地震・津波に強いまちづくりの推進計画 - 地震に強いまちづくり - 建築物の安全化 - 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。 - 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 - 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 - 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。 - 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。 - 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止対策などの総合的な地震安全対策を推進する。 - 主要交通の強化 町は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計に努める。 - 通信機能の強化 町は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。 - 液状化対策 町は、施設の設置にあたって地盤改良により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を図る。 - 津波に強いまちづくり - 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。	・防災基本計画の修正に伴う修正

修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。 (3) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。 (4) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。 第 3 節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修を行うとともに、一般住民に対して地震・津波防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。 1. 防災知識の普及・啓発 (1) 町及び防災関係機関は、職員に対し防災に関する組織、制度、対策等について講習会の開催、訓練の実施、防災資料の作成、配布等により防災知識の普及を図る。 (2) 町及び防災関係機関は、一般住民に対し、次により防災知識の普及を図る。 ア. 防災行政無線、広報誌(紙)、広報車両の利用 イ. インターネット、SNSの利用 ウ. パンフレットの配布 エ. 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施 2. 学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発 (1) 学校においては、児童、生徒に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を積極的に推進する。 (2) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や、各種研究会等の社会教育活動の機会を活用し、災害の現象、防災計画の内容、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。 3. 気象庁における緊急地震速報の周知・広報 (1) 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知するものとする。 (2) 札幌管区気象台と町は協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。 4. 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。	(2) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。 (3) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。 (4) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。 第 3 節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修を行うとともに、一般住民に対して地震・津波防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。 1. 防災知識の普及・啓発 (1) 町及び防災関係機関は、職員に対し防災に関する組織、制度、対策等について講習会の開催、訓練の実施、防災資料の作成、配布等により防災知識の普及を図る。 (2) 町及び防災関係機関は、一般住民に対し、次により防災知識の普及を図る。 ア. 防災行政無線、広報誌(紙)、広報車両の利用 イ. インターネット、SNSの利用 ウ. パンフレットの配布 エ. 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施 2. 学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発 (1) 学校においては、児童、生徒に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を積極的に推進する。 (2) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や、各種研究会等の社会教育活動の機会を活用し、災害の現象、防災計画の内容、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。 3. 気象庁における緊急地震速報の周知・広報 (1) 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知するものとする。 (2) 札幌管区気象台と町は協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。 4. 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
第４節 防災訓練計画 １．訓練実施機関 町及び防災関係機関は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施する。 また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。 なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるものとする。 ２．岩内町及び防災関係機関の行う訓練 町及び防災関係機関は、北海道の行う防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。 (1) 情報通信訓練 (2) 広報訓練 (3) 指揮統制訓練 (4) 火災防御訓練 (5) 緊急輸送訓練 (6) 公共施設復旧訓練 (7) 避難訓練 (8) 救出救護訓練 (9) 警備、交通規制訓練 (10) 炊出し、給水訓練 (11) 流雪溝取水口及び分水槽締切操作訓練 (12) 災害偵察訓練等 (13) 住民参加による初期火災、避難勧告の伝達及び誘導訓練 (14) 津波警報等伝達訓練 ３．相互応援協定に基づく訓練 道、町及び防災関係機関は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。 ４．民間団体等との連携 道、町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。 また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校(児童生徒等)を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。 ５．訓練の実施 防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。 ６．訓練の評価 計画に基づき実施した訓練の後は、評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。	第４節 防災訓練計画 １．訓練実施機関 町及び防災関係機関は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施する。 また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。 なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるものとする。 ２．岩内町及び防災関係機関の行う訓練 町及び防災関係機関は、北海道の行う防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。 (1) 情報通信訓練 (2) 広報訓練 (3) 指揮統制訓練 (4) 火災防御訓練 (5) 緊急輸送訓練 (6) 公共施設復旧訓練 (7) 避難訓練 (8) 救出救護訓練 (9) 警備、交通規制訓練 (10) 炊出し、給水訓練 (11) 流雪溝取水口及び分水槽締切操作訓練 (12) 災害偵察訓練等 (13) 住民参加による初期火災、避難指示の伝達及び誘導訓練 (14) 津波警報等伝達訓練 ３．相互応援協定に基づく訓練 道、町及び防災関係機関は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。 ４．民間団体等との連携 道、町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。 また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校(児童生徒等)を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。 ５．訓練の実施 防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。 ６．訓練の評価 計画に基づき実施した訓練の後は、評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
第５節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 町及び関係機関は、地震災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。 その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。 １．食料その他の物資の確保 (１) 町は、<u>あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保</u>に努める。 (２) 防災週間や防災関連行事を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を図る。 ２．防災資機材の整備 町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具・燃料等の整備に努め、関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。 第６節 相互応援（受援）体制整備計画 町及び防災関係機関は、その所掌業務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。 １．基本的な考え方 町及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。 また、地震・津波による大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け<u>る</u>ことができるよう、応援や受援に関する計画や、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。 ２．相互応援体制の整備 (１) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 (２) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。	第５節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 町及び関係機関は、地震災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムに<u>あらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。</u> その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。 <u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u> １．食料その他の物資の確保 (１) 町は、<u>災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から３日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</u> (２) 防災週間や防災関連行事等<u>あらゆる機会</u>を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、<u>女性用品</u>、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を図る。 ２．防災資機材の整備 町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具・燃料等の整備に努め、関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。 第６節 相互応援（受援）体制整備計画 町及び防災関係機関は、その所掌業務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。 １．基本的な考え方 町及び防災関係機関は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。 また、地震・津波による大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け<u>入れて情報共有や各種調整を行う</u>ことができるよう、応援や受援に関する計画や、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。 ２．相互応援体制の整備 (１) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 (２) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。	・防災基本計画の修正に伴う修正 ・感染症対策等を踏まえた備蓄整備方針の明記 ・文言の訂正 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府）策定に伴う修正 ・防災基本計画の修正による修正

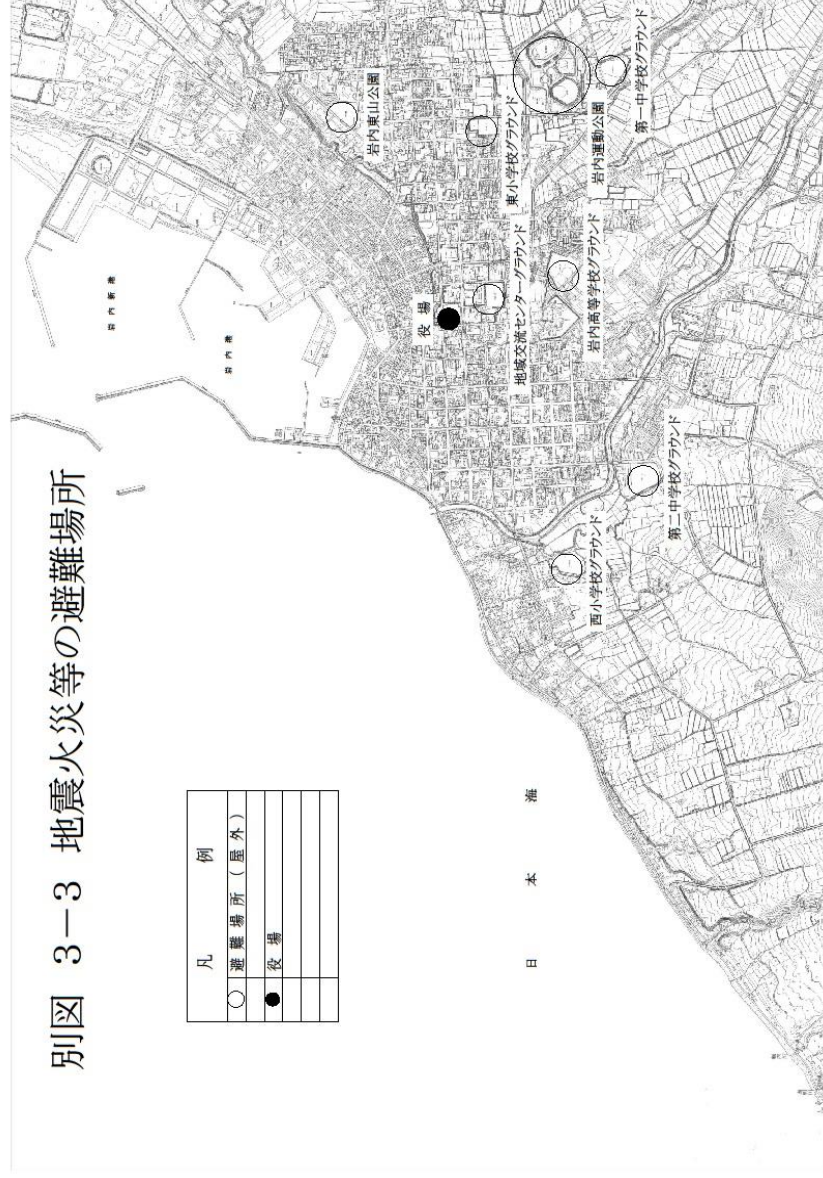
修 正 前	修 正 後	備 考
(3) <u>相互応援協定の締結に当たっては</u>、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等により同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との<u>間の</u>協定締結も考慮するものとする。 (4) 防災関係機関等は、あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。 第7節 自主防災組織の育成に関する計画 地震・津波災害時に、町内会、自治会あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となった、より効果的な地震防災応急対策を推進するため、町をはじめ防災関係機関は防災に関する各種の広報、啓蒙活動を積極的に行い、町民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の設置、育成を図るものとする。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。 - 防災知識と地震時の心得の普及 - 防災講習会の開催 - 防災行政無線の活用による広報 - 印刷物による広報 - 推進の方法 町内会、自治会及び職域等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。 - 住民による自主防災組織の概要 - 組織 町内会、自治会及び地域の組織を活用し、防災担当役員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。 - 編成 本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、給食給水班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置くものとする。 - 活動内容 - 平常時の活動 防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検把握、防災計画の作成等を行う。 - 災害時の活動 地域の警戒、被害状況の把握伝達、出水防止及び初期消火、救出救護、<u>避難勧告</u>・命令の伝達及び誘導、給水を行う。 - 事業所等の防災組織 学校、保育所、幼稚園等多数の者が出入りする施設及び危険物を取扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに、防災要員の資質の向上に努める。 また、法令により義務づけられていない事業所については、自主的な防災組織の設置育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。	(3) <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u>その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等により同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。 (4) 防災関係機関等は、あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。 第7節 自主防災組織の育成に関する計画 地震・津波災害時に、町内会、自治会あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となった、より効果的な地震防災応急対策を推進するため、町をはじめ防災関係機関は防災に関する各種の広報、啓蒙活動を積極的に行い、町民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の設置、育成を図るものとする。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。 - 防災知識と地震時の心得の普及 - 防災講習会の開催 - 防災行政無線の活用による広報 - 印刷物による広報 - 推進の方法 町内会、自治会及び職域等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。 - 住民による自主防災組織の概要 - 組織 町内会、自治会及び地域の組織を活用し、防災担当役員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。 - 編成 本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、給食給水班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置くものとする。 - 活動内容 - 平常時の活動 防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検把握、防災計画の作成等を行う。 - 災害時の活動 地域の警戒、被害状況の把握伝達、出水防止及び初期消火、救出救護、<u>避難指示</u>・命令の伝達及び誘導、給水を行う。 - 事業所等の防災組織 学校、保育所、幼稚園等多数の者が出入りする施設及び危険物を取扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに、防災要員の資質の向上に努める。 また、法令により義務づけられていない事業所については、自主的な防災組織の設置育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。	・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
第 8 節 避難体制整備計画 地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難所、避難道路の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。 1. 避難誘導体制の構築 (1) 町は、地震・津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。 (2) <u>避難勧告等</u>が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等</u>を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る</u>応援協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。 (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 2. 指定緊急避難場所の確保等 (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。 その際は、昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。 また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (2) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。 (3) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。 (4) 地震・津波災害時における指定緊急避難場所は別表 3－1、別表 3－2、別図 3－3 のとおりとする。 3. 指定避難所の確保等 (1) 町は、<u>災害が発生した場合</u>に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。 ア. 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。 イ. 津波、浸水等の被害のおそれのないこと。 ウ. 給水、給食等の救助活動が可能であること。 エ. 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤、地質地域であること。 オ. 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれのないこと。 カ. 冬期間暖房設備が完備されていること。 キ. 長期間の避難生活が可能であること。	第 8 節 避難体制整備計画 地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難所、避難道路の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。 1. 避難誘導体制の構築 (1) 町は、地震・津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。 (2) <u>避難指示等</u>が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、<u>危険な場所から一刻も早く高台等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、町からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動するよう、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた</u>手順等を定めるよう努めるものとする。 (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 2. 指定緊急避難場所の確保等 (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。 その際は、昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。 また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (2) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。 (3) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。 (4) 地震・津波災害時における指定緊急避難場所は別表 3－1、別表 3－2、別図 3－3 のとおりとする。 3. 指定避難所の確保等 (1) 町は、<u>災害時</u>に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。 ア. 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。 イ. 津波、浸水等の被害のおそれのないこと。 ウ. 給水、給食等の救助活動が可能であること。 エ. 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤、地質地域であること。 オ. 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれのないこと。 カ. 冬期間暖房設備が完備されていること。 キ. 長期間の避難生活が可能であること。	・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正による修正

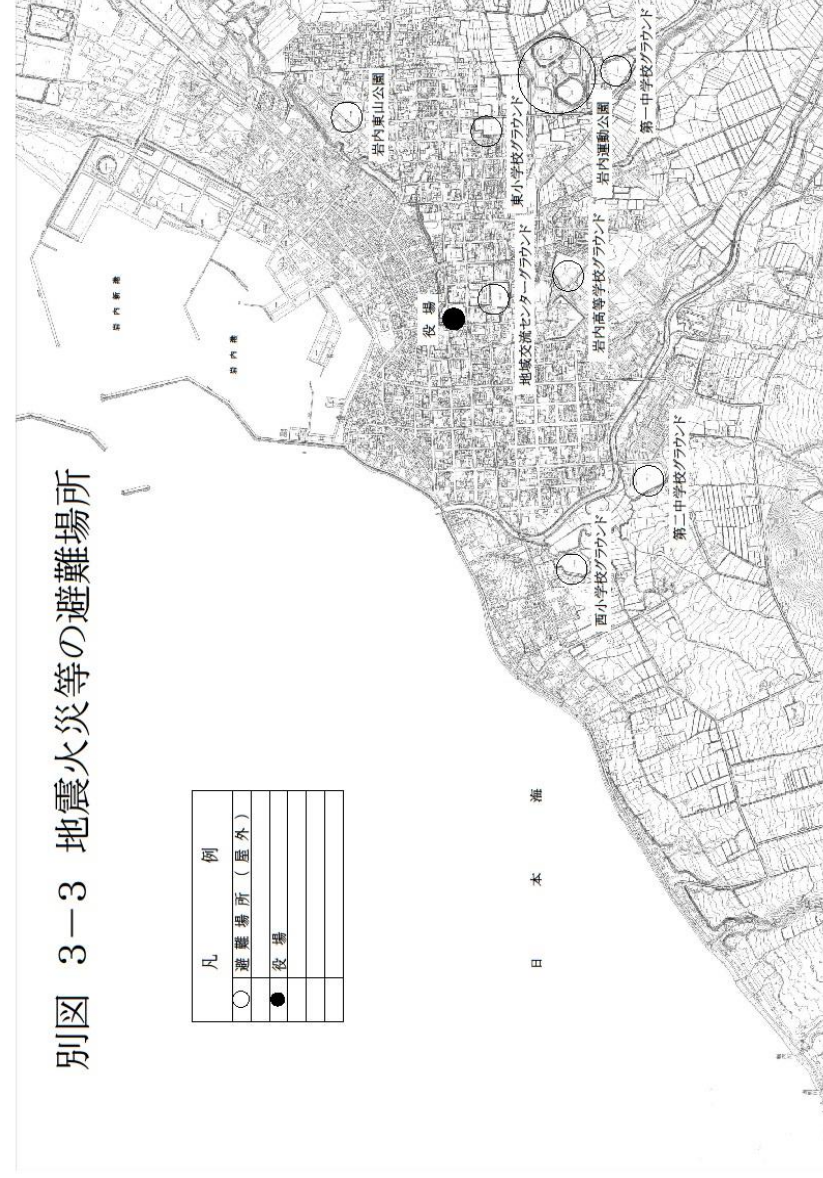
修 正 前	修 正 後	備 考
6. 防災マップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命及び身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ等を作成し、印刷物の配布その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	6. 防災マップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命及び身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ等を作成し、印刷物の配布その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 <u>防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u>	・防災基本計画の修正に伴う修正

修 正 前			修 正 後			備 考	
指定緊急避難場所（屋外）			指定緊急避難場所（屋外）				
別表 3－1			別表 3－1				
施 設 名	受 入 可 能 面 積	摘 要	施 設 名	受 入 可 能 面 積	摘 要		
東 小 学 校 グラウンド	㎡ 13,277		東 小 学 校 グラウンド	㎡ 13,277			
地域交流センターグラウンド	13,865		地域交流センターグラウンド	13,865			
西 小 学 校 グラウンド	30,016		西 小 学 校 グラウンド	30,016			
第一中学校グラウンド	21,824		第一中学校グラウンド	21,824			
第二中学校グラウンド	24,270		第二中学校グラウンド	24,270			
岩内高等学校グラウンド	35,751		岩内高等学校グラウンド	35,751			
東 山 公 園	15,127		東 山 公 園	15,127			
運 動 公 園	167,779		運 動 公 園	167,779			
合 計	㎡ 321,909		合 計	㎡ 321,909			
指定緊急避難場所（屋内）			指定緊急避難場所（屋内）				
別表 3－2			別表 3－2				
施 設 名	電話番号	構 造	受入可能面積	受入可能人員	海面からの高さ		給食施設
東 小 学 校	62-0246	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	㎡ 2,956	人 1,791	m 24		有
地域交流センター	62-0146	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	2,474	1,499	18		無
町 民 体 育 館	62-2266	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	1,623	983	18		無
西 小 学 校	62-0263	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	3,943	2,389	12		有
第 一 中 学 校	62-0333	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	2,987	1,810	32		有
第 二 中 学 校	62-0289	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	3,764	2,281	10		有
岩 内 高 等 学 校	62-1445	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	4,306	2,609	13		有
岩内町保健センター	62-1011	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造	806	268	13		有
合 計			㎡ 22,859	人 13,630			

別図 3-3 地震火災等の避難場所

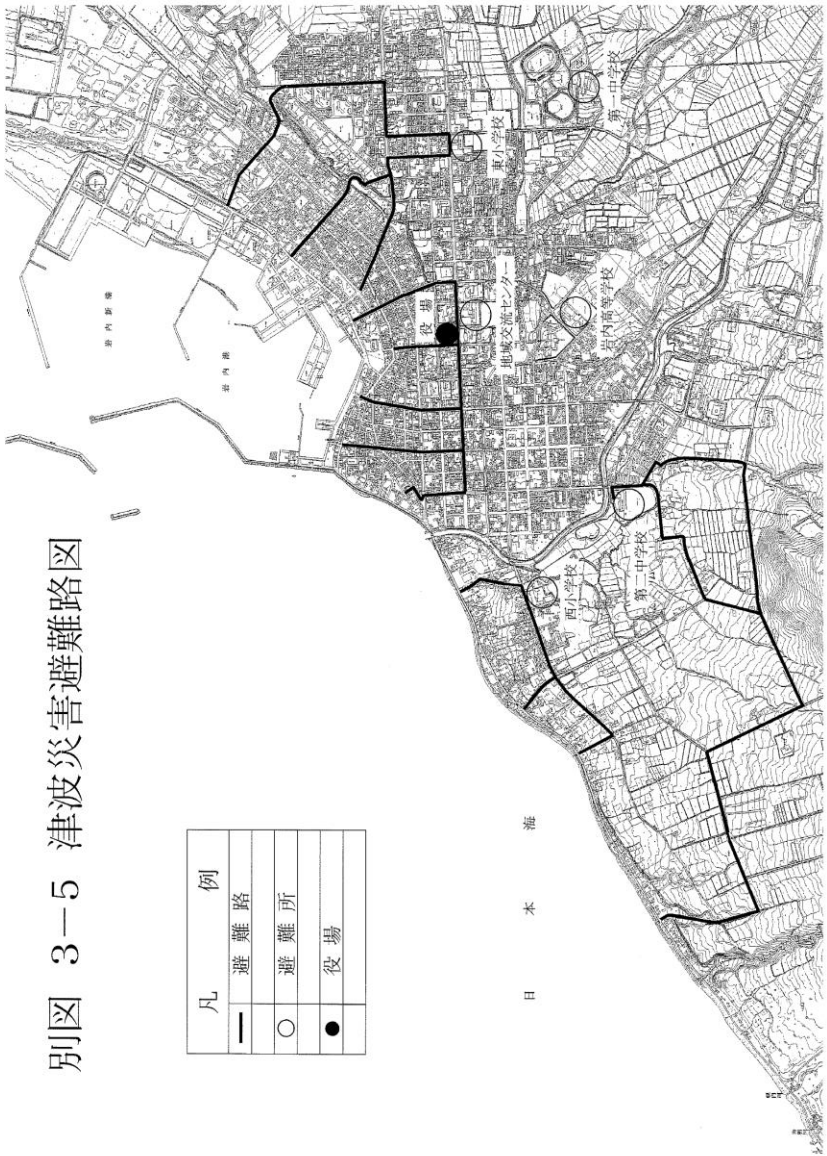


別図 3-3 地震火災等の避難場所

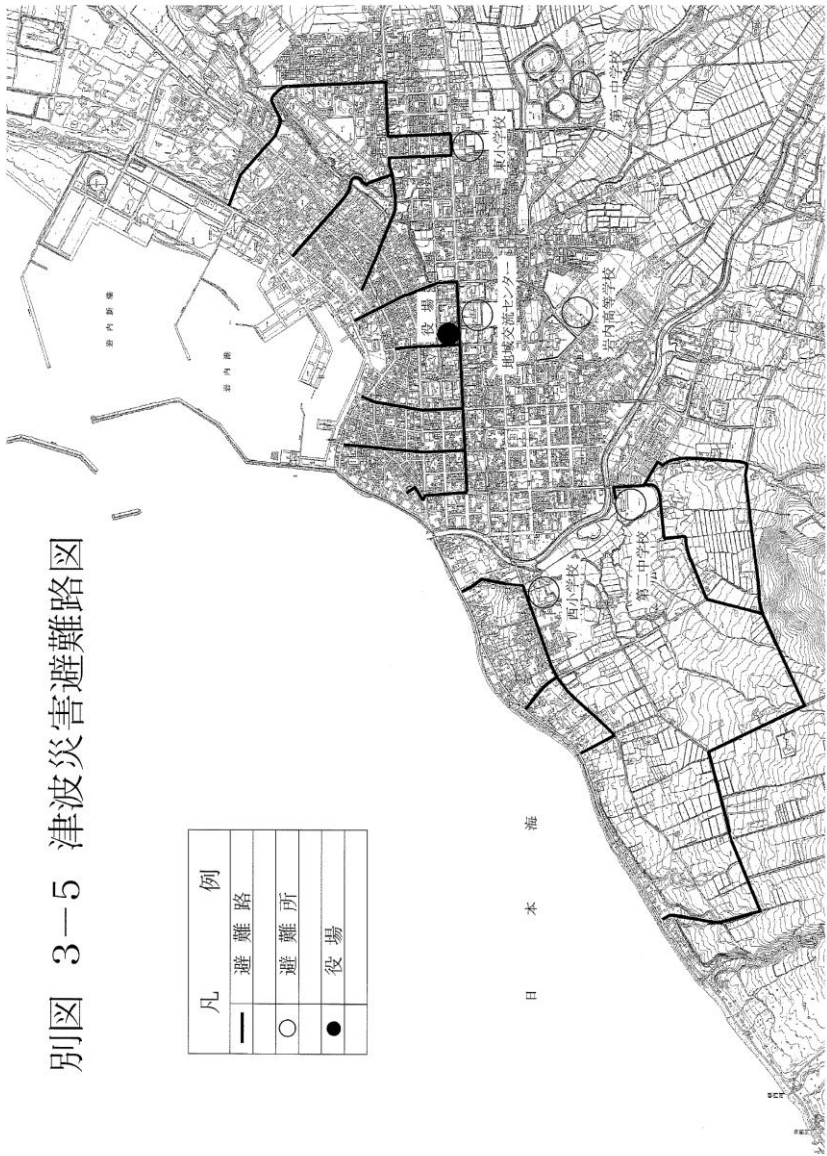


修 正 前					修 正 後					備 考
別表 3－4 避難道路路線名					別表 3－4 避難道路路線名					
避難地区	避難場所	避難経路	道路距離	最小幅員	避難地区	避難場所	避難経路	道路距離	最小幅員	
大 浜 地 区	東 小 学 校	82号線→山崎宮園通り→国道276号→岩内川墓地通り→八幡通り	m 1,920	m 11.0	大 浜 地 区	東 小 学 校	82号線→山崎宮園通り→国道276号→岩内川墓地通り→八幡通り	m 1,920	m 11.0	
		浜中大通り→国道276号→八幡南岩内川通り→八幡通り	1,170	18.0			浜中大通り→国道276号→八幡南岩内川通り→八幡通り	1,170	18.0	
		59号線→道道岩内港線→国道276号→八幡南岩内川通り→八幡通り	1,110	18.0			59号線→道道岩内港線→国道276号→八幡南岩内川通り→八幡通り	1,110	18.0	
		駅前通→道道岩内洞爺線	730	21.8			駅前通→道道岩内洞爺線	730	21.8	
万 代 地 区	地域交流センター	神社通り→道道岩内洞爺線	510	5.0	万 代 地 区	地域交流センター	神社通り→道道岩内洞爺線	510	5.0	
		波止場通り→道道野東清住線→道道岩内洞爺線	1,050	18.0			波止場通り→道道野東清住線→道道岩内洞爺線	1,050	18.0	
高 台 地 区	地域交流センター	神社通り→道道岩内洞爺線	510	5.0	高 台 地 区	地域交流センター	神社通り→道道岩内洞爺線	510	5.0	
大 和 地 区	地域交流センター	波止場通り→道道野東清住線→道道岩内洞爺線	1,050	18.0	大 和 地 区	地域交流センター	波止場通り→道道野東清住線→道道岩内洞爺線	1,050	18.0	
		道道岩内港線→22号線→老古美波止場通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,330	18.0			道道岩内港線→22号線→老古美波止場通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,330	18.0	
御 崎 地 区	地域交流センター	道道岩内港線→22号線→老古美波止場通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,330	18.0	御 崎 地 区	地域交流センター	道道岩内港線→22号線→老古美波止場通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,330	18.0	
		13号線→万代御崎通り→公園通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,320	8.0			13号線→万代御崎通り→公園通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,320	8.0	
清 住 地 区	地域交流センター	公園通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,150	18.0	清 住 地 区	地域交流センター	公園通り→八幡通り→道道岩内洞爺線	1,150	18.0	
野 東 地 区	西 小 学 校	権太町通り→薄田通り	420	5.5	野 東 地 区	西 小 学 校	権太町通り→薄田通り	420	5.5	
		公園通り→薄田通り	680	13.5			公園通り→薄田通り	680	13.5	
敷 島 内 地 区	西 小 学 校	公園通り→薄田通り	680	13.5	敷 島 内 地 区	西 小 学 校	公園通り→薄田通り	680	13.5	
		島野神社通り→薄田通り	1,060	8.0			島野神社通り→薄田通り	1,060	8.0	
	第 二 中 学 校	八千代の沢円山線→筍山水無沢線→公園通り→野東9号線	3,970	3.5		第 二 中 学 校	八千代の沢円山線→筍山水無沢線→公園通り→野東9号線	3,970	3.5	
		八千代の沢円山線→熊野山通り→下権太川通り→公園通り→野東9号線	4,280	3.5			八千代の沢円山線→熊野山通り→下権太川通り→公園通り→野東9号線	4,280	3.5	

別図 3-5 津波災害避難路図



別図 3-5 津波災害避難路図



修 正 前	修 正 後	備 考
第 9 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 地震・津波災害<u>発生</u>時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。 1. 安全対策 地震・津波災害<u>発生</u>時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。 2. 対策 町は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、<u>避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、定期的に更新をし、</u>庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても<u>名簿の活用</u>に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。 (1) <u>全体計画</u>の策定 町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、<u>本計画の下位計画として全体計画を定める。</u> (2) 要配慮者の把握 町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。 (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有 <u>町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。</u> <u>また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。</u> <u>なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。</u> (4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。 (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者 (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 (ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者 (エ) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者 (オ) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の規定により、特定医療費の支給認定を受けている者	第 9 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 地震・津波災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。 1. 安全対策 地震・津波災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。 2. 対策 町は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、</u>庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても<u>要配慮者の安全の確保等</u>に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、<u>名簿情報及び個別避難計画情報の</u>適切な管理に努めるものとする。 また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。 (1) <u>避難支援プラン</u>の策定 町は、<u>名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用力針等を整理し、</u>そのうち、重要事項を本計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、<u>避難支援プランを定める。</u> (2) 要配慮者の把握 町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。 (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有 <u>町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。</u> <u>また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新状態に保つ。</u> (4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。 (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者 (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 (ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者 (エ) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者 (オ) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の規定により、特定医療費の支給認定を受けている者	・防災基本計画の修正による修正 ・避難行動要支援者避難支援ガイドラインを踏まえた修正

修 正 前	修 正 後	備 考
(ハ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3の規定により、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている者 (キ) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業実施要綱第4の規定により、助成認定を受けている者 (ク) 前各号に準じる状態にある者 (ケ) 70歳以上で一人暮らし又は70歳以上のみの世帯に該当する者 (5) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の記載内容 (ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 性別 (エ) 住所又は居所 (オ) 電話番号その他の連絡先 (カ) 避難支援等を必要とする事由 (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 (6) 避難支援等関係者への名簿の提供 町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えい防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。 (ア) 消防機関 (イ) 警察機関 (ウ) 民生委員 (エ) 社会福祉協議会 (オ) 町内会長及び自治会長 (カ) 自主防災組織の代表 (キ) その他町長が必要と認めた関係機関 (7) 名簿の更新 町は、住民の転入・転出及び死亡等に伴う住民登録の変更、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。 (8) 名簿提供における情報の管理 町は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援等関係者に限り提供するものとする。 (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せられていることを説明するものとする。 (ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管する等、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。 (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。 (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。 (カ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。 (9) 個別計画の<u>策定</u> <u>町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う支援者や避難支援の方法、避難場所等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。</u> <u>（新規）</u>	(ハ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3の規定により、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている者 (キ) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業実施要綱第4の規定により、助成認定を受けている者 (ク) 前各号に準じる状態にある者 (ケ) 70歳以上で一人暮らし又は70歳以上のみの世帯に該当する者 (5) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の記載内容 (ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 性別 (エ) 住所又は居所 (オ) 電話番号その他の連絡先 (カ) 避難支援等を必要とする事由 (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 (6) 避難支援等関係者への<u>事前</u>の名簿<u>情報</u>の提供 町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えい防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。 (ア) 消防機関 (イ) 警察機関 (ウ) 民生委員 (エ) 社会福祉協議会 (オ) 町内会長及び自治会長 (カ) 自主防災組織の代表 (キ) その他町長が必要と認めた関係機関 (7) 名簿の更新 町は、住民の転入・転出及び死亡等に伴う住民登録の変更、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。 (8) 名簿提供における情報の管理 町は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援等関係者に限り提供するものとする。 (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せられていることを説明するものとする。 (ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管する等、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。 (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。 (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。 (カ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。 (9) 個別<u>避難</u>計画の<u>作成</u> 町は、<u>庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</u> <u>(10) 避難支援関係者への事前の個別避難計画の提供</u> <u>町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</u>	・避難行動要支援者避難支援ガイドラインを踏まえた修正 ・避難行動要支援者避難支援ガイドラインを踏まえた修正

修 正 前	修 正 後	備 考
<u>(新規)</u> (10)避難支援体制の確立 (7) 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や支援者等を定めるものとする。 なお、どの支援者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、地域の実情を踏まえ、町、地域及び支援者等において、以下の点に留意し調整に努める。 ・一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の支援者が相互に補完し合いながら避難支援にあたること。 ・一人の支援者に役割が集中しないよう、支援者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。 (4) 町は、要配慮者が避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。 (9) 町、災害応急対策に従事する支援者の安全の確保に十分配慮しなければならない。 (11)避難行動要支援に係る地域防災力の向上 町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 (12)福祉避難所の指定 町は、<u>一般の避難所</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。 3. 援助活動 町は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。 (1) 避難行動要支援者の発見 町は、災害が発生したら、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、居宅にとり残されることのないよう、早期確認に努める。 (2) 避難所等への移送 町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、避難所への移動、病院への移送、施設等への緊急入所等の措置を講じる。 (3) 応急仮設住宅への優先入居 町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。 (4) 在宅者への支援 町は、在宅での生活が可能と判断された場合、その生活実態を把握し的確な援助活動を行う。 (5) 応援依頼 町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、近隣市町村へ応援を要請する。 第10節 津波災害予防計画 地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。 第1 基本的な考え方 津波災害対策の検討に当たっては、 ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	(11) <u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応</u> <u>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実行されるよう、災害時にどのような避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者等に名簿を提供し、避難支援等を実施する。</u> (12)避難支援体制の確立 (7) 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や支援者等を定めるものとする。 なお、どの支援者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、地域の実情を踏まえ、町、地域及び支援者等において、以下の点に留意し調整に努める。 ・一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の支援者が相互に補完し合いながら避難支援にあたること。 ・一人の支援者に役割が集中しないよう、支援者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。 (4) 町は、要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。 (9) 町、災害応急対策に従事する支援者の安全の確保に十分配慮しなければならない。 (13)避難行動要支援に係る地域防災力の向上 町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 (14)福祉避難所の指定 町は、<u>指定避難内所の一般の避難スペース</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。 3. 援助活動 町は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。 (1) 避難行動要支援者の発見 町は、災害が発生したら、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、居宅にとり残されることのないよう、早期確認に努める。 (2) 避難所等への移送 町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、避難所への移動、病院への移送、施設等への緊急入所等の措置を講じる。 (3) 応急仮設住宅への優先入居 町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。 (4) 在宅者への支援 町は、在宅での生活が可能と判断された場合、その生活実態を把握し的確な援助活動を行う。 (5) 応援依頼 町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、近隣市町村へ応援を要請する。 第10節 津波災害予防計画 地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。 第1 基本的な考え方 津波災害対策の検討に当たっては、 ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	・避難行動要支援者避難支援ガイドラインを踏まえた修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正

修 正 前	修 正 後	備 考
②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、<u>そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難段階の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策に努めるものとする。</u> また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備に努めるものとする。 第2 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、指定緊急避難場所・経路や防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動が取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。 1. 津波災害に対する予防計画 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、速やかに沿岸住民に対し避難を指示する等、万全の措置を講ずるものとする。 2. 津波予報、避難指示等の伝達体制の整備 (1) 通報、通信手段の確保 町は、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。 3. 津波警戒の周知徹底 (1) 一般住民に対し周知する事項 ア. 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。 イ. 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対策をとる。 ウ. 津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。 エ. 津波は第2波・第3波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。 オ. 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、<u>いわゆる津波地震や遠地地震の発生</u>の可能性がある。 カ. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の精度には一定の限界がある。 キ. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。	②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として、<u>地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。</u> また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備に努めるものとする。 第2 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、<u>ハード対策として</u>、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、<u>ソフト対策として</u>、指定緊急避難場所・経路や防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動が取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。 1. 津波災害に対する予防計画 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、速やかに沿岸住民に対し避難を指示する等、万全の措置を講ずるものとする。 2. 津波予報、避難指示等の伝達体制の整備 (1) 通報、通信手段の確保 町は、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。 3. 津波警戒の周知徹底 (1) 一般住民に対し周知する事項 ア. 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。 イ. 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対策をとる。 ウ. 津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。 エ. 津波は第2波・第3波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。 オ. 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、<u>津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する</u>可能性がある。 カ. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の精度には一定の限界がある。 キ. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。	・津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づく修正及び文言の訂正 ・文言の訂正

修正前	修正後	備考
ク．沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。 ケ．正しい情報を防災行政無線、広報車両、テレビ、ラジオ等を通じて入手する。 コ．津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 サ．津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報解除まで気をゆるめない。 (2) 船舶関係者に対し周知を図る事項 ア．強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。 (イ) 津波到達時間まで時間的余裕がある場合 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。 (イ) 津波到達時間まで時間的余裕がない場合 荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所へ避難する。 イ．正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。 ウ．津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。 (3) 漁業地域において、周知を図る事項 ア．陸上・海岸部にいる人は陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。 イ．漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。 ウ．避難判断は独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。 4．津波災害警戒区域 町は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、北海道から指定された津波災害警戒区域について、津波災害警戒区域を示したハザードマップ及び避難場所、避難路等の周知に努めるとともに、警戒避難体制を定める。 津波災害警戒区域 資料 4－9－1－7	ク．沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。 ケ．正しい情報を防災行政無線、広報車両、テレビ、ラジオ等を通じて入手する。 コ．津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 サ．津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報解除まで気をゆるめない。 (2) 船舶関係者に対し周知を図る事項 ア．強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。 (イ) 津波到達時間まで時間的余裕がある場合 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。 (イ) 津波到達時間まで時間的余裕がない場合 荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所へ避難する。 イ．正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。 ウ．津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。 (3) 漁業地域において、周知を図る事項 ア．陸上・海岸部にいる人は陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。 イ．漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。 ウ．避難判断は独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。 4．津波災害警戒区域 町は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、北海道から指定された津波災害警戒区域について、津波災害警戒区域を示したハザードマップ及び避難場所、避難路等の周知に努めるとともに、警戒避難体制を定める。 津波災害警戒区域 資料 4－9－1－7	
第11節 火災予防計画 地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、火災予防の指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。 1．地震による火災の防止 地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、岩内・寿都地方消防組合火災予防条例に基づき、火気の取り扱いについての指導の強化を図る。 2．火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。 (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と、初期消火の徹底を図る。	第11節 火災予防計画 地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、火災予防の指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。 1．地震による火災の防止 地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、岩内・寿都地方消防組合火災予防条例に基づき、火気の取り扱いについての指導の強化を図る。 2．火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。 (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と、初期消火の徹底を図る。	

修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 防災思想の啓発や、災害の未然防止を図るため、民間防災組織として、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。 (3) ホテル、旅館、病院等一定規模以上の防災対象物に対し、法令の基準による消防設備の完全な設置を促進するとともに、自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。 3. 予防査察の強化 消防法に規定する立ち入り検査を、消防対象物の用途地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める等、予防対策の万全な指導を図る。 4. 消防力の整備 近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。 あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び整備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。 5. 消防計画の整備強化 消防機関は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。 (1) 消防力等の整備 (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査 (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練 (4) 査察その他の予防指導 (5) その他、火災を予防するための措置	(2) 防災思想の啓発や、災害の未然防止を図るため、民間防災組織として、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。 (3) ホテル、旅館、病院等一定規模以上の防災対象物に対し、法令の基準による消防設備の完全な設置を促進するとともに、自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。 3. 予防査察の強化 消防法に規定する立ち入り検査を、消防対象物の用途地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める等、予防対策の万全な指導を図る。 4. 消防力の整備 近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。 あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び整備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。 5. 消防計画の整備強化 消防機関は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。 (1) 消防力等の整備 (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査 (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練 (4) 査察その他の予防指導 (5) その他、火災を予防するための措置	
第12節 危険物等災害予防計画 地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。 1. 事業所に対する指導の強化 危険物等による災害の予防を推進するため、町及び岩内・寿都地方消防組合は、事業所に対し次の事項について指導に努める。 (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督指導の強化 (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化 (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化 (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化 (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導 (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化 (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所への指導の強化 2. 危険物保安対策 (1) 岩内町、岩内・寿都地方消防組合 ア. 危険物製造所等に対し、随時立ち入り検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令、又は是正指導を行うものとする。 イ. 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底及び各事業所内における自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間における協力体制の確立について指導するものとする。 (2) 岩内警察署 危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。	第12節 危険物等災害予防計画 地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。 1. 事業所に対する指導の強化 危険物等による災害の予防を推進するため、町及び岩内・寿都地方消防組合は、事業所に対し次の事項について指導に努める。 (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督指導の強化 (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化 (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化 (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化 (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導 (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化 (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所への指導の強化 2. 危険物保安対策 (1) 岩内町、岩内・寿都地方消防組合 ア. 危険物製造所等に対し、随時立ち入り検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令、又は是正指導を行うものとする。 イ. 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底及び各事業所内における自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間における協力体制の確立について指導するものとする。 (2) 岩内警察署 危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
3. 高圧ガス保安対策 (1) 岩内町、岩内・寿都地方消防組合 事業所及び販売所に対し、立ち入り検査を実施し、防災設備の保安管理について指導するほか、防災管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間における協力体制の確立について指導するものとする。 (2) 岩内警察署 ア. 貯蔵所及び取扱所の実態を把握し防災対策における措置体制の確立を図るものとする。 イ. 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届け出があったときは速やかに岩内町に通報するものとする。 危険物等災害予想区域 資料 4－9－1－5 第13節 建築物等災害予防計画 地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。 1. 建築物の防災対策 (1) 木造建築物等の防災対策の推進 本町の住宅が、木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物の不燃化の促進を図るものとする。 また、岩内町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を進めることとし、特に避難所となる公共構築物へ連絡する道路を緊急輸送道路（別図3－6）として指定し、沿道構築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。 (2) 既存建築物の耐震化の促進 町は、現存の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制や情報提供の充実など、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など、技術者の育成に努めるものとする。 また、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送道路として耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的な耐震化を促進する。 (3) ブロック塀等の倒壊防止 地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、住民に点検補強等を促し、安全性の確保について努めるよう指導を行うものとする。 (4) 窓ガラス等の落下物対策 地震動からの建物の窓ガラス、外装材、屋外広告等の落下物からの危険を防止するため、住民に点検を促し、落下のおそれのあるものについては、必要な改善を図るよう指導を行うものとする。	3. 高圧ガス保安対策 (1) 岩内町、岩内・寿都地方消防組合 事業所及び販売所に対し、立ち入り検査を実施し、防災設備の保安管理について指導するほか、防災管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間における協力体制の確立について指導するものとする。 (2) 岩内警察署 ア. 貯蔵所及び取扱所の実態を把握し防災対策における措置体制の確立を図るものとする。 イ. 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届け出があったときは速やかに岩内町に通報するものとする。 危険物等災害予想区域 資料 4－9－1－5 第13節 建築物等災害予防計画 地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。 1. 建築物の防災対策 (1) 木造建築物等の防災対策の推進 本町の住宅が、木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物の不燃化の促進を図るものとする。 また、岩内町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を進めることとし、特に避難所となる公共構築物へ連絡する道路を緊急輸送道路（別図3－6）として指定し、沿道構築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。 (2) 既存建築物の耐震化の促進 町は、現存の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制や情報提供の充実など、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など、技術者の育成に努めるものとする。 また、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送道路として耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的な耐震化を促進する。 (3) ブロック塀等の倒壊防止 地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、住民に点検補強等を促し、安全性の確保について努めるよう指導を行うものとする。 (4) 窓ガラス等の落下物対策 地震動からの建物の窓ガラス、外装材、屋外広告等の落下物からの危険を防止するため、住民に点検を促し、落下のおそれのあるものについては、必要な改善を図るよう指導を行うものとする。	



修 正 前	修 正 後	備 考
第14節 土砂災害予防計画 土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。 １．予防対策 降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。 ２．地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等予防計画 土地の高度利用と開発に伴って、地すべり及び急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れが発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害があり、二次的被害では河川の埋没による冠水被害にもつながるので、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、及び急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)防止の諸施策を実施する。 ３．地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等防止対策 町は、住民に対し、地すべり防止区域及び急傾斜地危険箇所の周知に努めるとともに、地すべり、がけ崩れ災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、危険な斜面・傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（自主避難、不安定な土塊、浮石等の除去、水路の掃除等）を行う。 地すべり・がけ崩れ等危険区域 資料 ４－９－１－３ ４．土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、北海道から指定された土砂災害警戒区域等について、土砂災害警戒区域等を示したハザードマップ及び避難場所、避難路等の周知に努めるとともに、次のとおり警戒避難体制を定める。 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 資料 ４－９－１－６ (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 ア．土砂災害警戒区域等の周知 指定区域内の図書を縦覧するとともに指定区域内の住民周知を図る。 イ．土砂災害ハザードマップの作成・配布 土砂災害警戒区域等及び指定緊急避難場所・避難路等を記した土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民に配布する。 ウ．警戒・避難に関する情報の収集及び伝達 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、電話、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から予兆現象や災害発生情報を収集する。 また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について住民に周知する。 (2) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令及び伝達 ア．<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令は、「土砂災害警戒情報」のほか、気象・雨量情報、防災情報提供システムによる情報、過去の土砂災害発生状況、土砂災害の予兆現象、周辺地域での発生状況等を総合的に分析した上で判断する。	第14節 土砂災害予防計画 土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。 １．予防対策 降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。 ２．地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等予防計画 土地の高度利用と開発に伴って、地すべり及び急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れが発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害があり、二次的被害では河川の埋没による冠水被害にもつながるので、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、及び急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)防止の諸施策を実施する。 ３．地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等防止対策 町は、住民に対し、地すべり防止区域及び急傾斜地危険箇所の周知に努めるとともに、地すべり、がけ崩れ災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、危険な斜面・傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（自主避難、不安定な土塊、浮石等の除去、水路の掃除等）を行う。 地すべり・がけ崩れ等危険区域 資料 ４－９－１－３ ４．土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、北海道から指定された土砂災害警戒区域等について、土砂災害警戒区域等を示したハザードマップ及び避難場所、避難路等の周知に努めるとともに、次のとおり警戒避難体制を定める。 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 資料 ４－９－１－６ (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 ア．土砂災害警戒区域等の周知 指定区域内の図書を縦覧するとともに指定区域内の住民周知を図る。 イ．土砂災害ハザードマップの作成・配布 土砂災害警戒区域等及び指定緊急避難場所・避難路等を記した土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民に配布する。 ウ．警戒・避難に関する情報の収集及び伝達 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、電話、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から予兆現象や災害発生情報を収集する。 また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について住民に周知する。 (2) <u>避難指示等</u>の発令及び伝達 ア．<u>避難指示等</u>の発令 <u>避難指示等</u>の発令は、「土砂災害警戒情報」のほか、気象・雨量情報、防災情報提供システムによる情報、過去の土砂災害発生状況、土砂災害の予兆現象、周辺地域での発生状況等を総合的に分析した上で判断する。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
なお、住民が自ら予兆現象を確認したときには、町に通報するとともに、住民が自発的に警戒避難するよう助言する。 イ．<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の伝達 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の伝達方法については、岩内町地域防災計画第5章第2節「災害広報・情報提供計画」によるものとする。 (3) 避難・救助 ア．避難の方法及び救助 住民の避難誘導に当たっては、岩内町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者に十分配慮する。（岩内町地域防災計画第4章第6節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を参照） イ．自主防災組織 自主防災組織は、岩内町地域防災計画第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」及び岩内町地域防災計画第4章第5節「自主防災組織の育成に関する計画」に基づき、育成・強化を図る。 (4) 避難行動要支援者関連施設の警戒避難体制 高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者が利用する施設が土砂災害警戒区域等内にある場合には、施設管理者への情報伝達が迅速に行えるような体制を確立するなど、警戒避難体制を整備するものとする。	なお、住民が自ら予兆現象を確認したときには、町に通報するとともに、住民が自発的に警戒避難するよう助言する。 イ．<u>避難指示等</u>の伝達 <u>避難指示等</u>の伝達方法については、岩内町地域防災計画第5章第2節「災害広報・情報提供計画」によるものとする。 (3) 避難・救助 ア．避難の方法及び救助 住民の避難誘導に当たっては、岩内町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者に十分配慮する。（岩内町地域防災計画第4章第6節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を参照） イ．自主防災組織 自主防災組織は、岩内町地域防災計画第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」及び岩内町地域防災計画第4章第5節「自主防災組織の育成に関する計画」に基づき、育成・強化を図る。 (4) 避難行動要支援者関連施設の警戒避難体制 高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者が利用する施設が土砂災害警戒区域等内にある場合には、施設管理者への情報伝達が迅速に行えるような体制を確立するなど、警戒避難体制を整備するものとする。	・防災基本計画の修正による修正
第15節 港湾施設等整備計画 地震・津波災害時における、港湾施設等の活用や防御するための計画は、次のとおりである。 1．災害時においては、道路網の破損が予想され、陸上輸送に支障を及ぼすおそれ大きいことから、海上輸送に備え耐震強化された岸壁及び道路による、港湾設備の推進を図る。 2．災害時での海上輸送が必要とされる場合、大型貨物船での輸送が予想されることから、水深の設定についても十分考慮し、計画するものとする。 3．港湾緑地公園の整備にあたっては、大規模火災、多発火災などの最悪の災害状況を考慮し、住民の安全な避難場所となりうる施設としての整備を図る。	第15節 港湾施設等整備計画 地震・津波災害時における、港湾施設等の活用や防御するための計画は、次のとおりである。 1．災害時においては、道路網の破損が予想され、陸上輸送に支障を及ぼすおそれ大きいことから、海上輸送に備え耐震強化された岸壁及び道路による、港湾設備の推進を図る。 2．災害時での海上輸送が必要とされる場合、大型貨物船での輸送が予想されることから、水深の設定についても十分考慮し、計画するものとする。 3．港湾緑地公園の整備にあたっては、大規模火災、多発火災などの最悪の災害状況を考慮し、住民の安全な避難場所となりうる施設としての整備を図る。	
第16節 積雪寒冷対策計画 積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節において発生する地震被害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路等の確保等に支障を生じることが懸念される。 このため町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。 1．積雪対策の推進 積雪時における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強い街づくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。 このため、町及び防災関係機関は相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。 2．交通の確保 地震発生時には、町及び防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため道路管理者は、除雪体制を強化し道路交通確保対策を推進する。	第16節 積雪寒冷対策計画 積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節において発生する地震被害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路等の確保等に支障を生じることが懸念される。 このため町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。 1．積雪対策の推進 積雪時における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強い街づくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。 このため、町及び防災関係機関は相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。 2．交通の確保 地震発生時には、町及び防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため道路管理者は、除雪体制を強化し道路交通確保対策を推進する。	

修 正 前	修 正 後	備 考
3. 雪に強い街づくりの推進 (1) 家屋倒壊の防止 町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の遵守の指導等に努める。 また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。 (2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保 町は、積雪期における指定避難所・退避路の確保に努める。 4. 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具のほか、積雪期を想定した資機材（スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 (2) 被災者及び避難者対策 町は、災害応急仮設住宅の建設にあたっては、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。	3. 雪に強い街づくりの推進 (1) 家屋倒壊の防止 町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の遵守の指導等に努める。 また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。 (2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保 町は、積雪期における指定避難所・退避路の確保に努める。 4. 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具のほか、積雪期を想定した資機材（スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 (2) 被災者及び避難者対策 町は、災害応急仮設住宅の建設にあたっては、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。	
第17節 業務継続計画 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努めるものとする。 特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理を定めておくものとする。	第17節 業務継続計画 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努めるものとする。 特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理を定めておくものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
第 4 章 災害応急対策計画 地震・津波が発生した場合における、被害の拡大を防止することを目的とした計画は、次のとおりである。 第 1 節 災害対策本部 町長は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し強力に防災活動を推進するものとする。 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。	第 4 章 災害応急対策計画 地震・津波が発生した場合における、被害の拡大を防止することを目的とした計画は、次のとおりである。 第 1 節 災害対策本部 町長は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し強力に防災活動を推進するものとする。 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
1. 災害対策本部組織 <pre> graph LR A[本部長 (町長)] --- B[副本部長 (副町長)] A --- C[本部付 (教育長)] B --- D[総務部 (総務部長)] B --- E[企画調整部 (総務財政課 (防災・広報担当)課長)] B --- F[調査部 (会計管理者)] B --- G[財務部 (総務財政課 (財政担当)課長)] B --- H[救護部 (民生部長) (議会事務局長)] B --- I[物資部 (企画経済部長 (企画調整・観光推進担当) (企画経済部長 (産業振興担当)))] B --- J[建設部 (建設水道部長)] B --- K[教育部 (教育部長)] D --- L[総務班 (総務財政課 (総務担当)課長)] E --- M[企画班 (防災担当係長)] E --- N[広報班 (広報担当係長)] F --- O[調査班 (税務課(課税・徴収担当)課長)] G --- P[管理班 (財政担当係長)] H --- Q[救護班 (保健福祉課(社会福祉・子育て支援担当)課長 保健センター責任者 保健福祉課 (健康推進担当)課長)] H --- R[避難支援班 (保健福祉課(医療保険・介護保険担当)課長)] H --- S[保育所班 (各保育所所長)] H --- T[住民生活班 (住民課課長)] I --- U[物資班 (企画産業課(企画・原発担当)課長)] I --- V[産業班 (企画産業課 (水産農林担当)課長)] J --- W[管理班 (建設住宅課(事務・建築・公営住宅担当)課長)] J --- X[施設班 (建設住宅課(土木・港湾・管理担当)課長)] J --- Y[給水班 (上下水道課 (技術担当)課長)] K --- Z[学校班 (教育課(総務・学校教育担当)課長)] K --- AA[施設班 (教育課(社会教育・青少年担当)課長)] </pre>	1. 災害対策本部組織 <pre> graph LR A[本部長 (町長)] --- B[副本部長 (副町長)] A --- C[本部付 (教育長)] B --- D[総務部 (経営企画部長) (議会事務局長)] B --- E[企画調整部 (危機管理課長)] B --- F[調査部 (会計管理者)] B --- G[財務部 (企画財政課長)] B --- H[救護部 (健康福祉部長) (町民生活部長)] B --- I[物資部 (建設経済部長)] B --- J[建設部 (上下水道部長) (建設経済部次長)] B --- K[教育部 (教育部長)] D --- L[総務班 (総務課長)] E --- M[企画班 (危機管理係長)] E --- N[広報班 (広報統計係長)] F --- O[調査班 (税務課長)] G --- P[管理班 (財政係長)] H --- Q[救護班 (社会福祉課長 保健センター責任者 (健康づくり課長)] H --- R[避難支援班 (長寿介護課長)] H --- S[住民生活班 (町民生活課長)] I --- T[物資班 (企画財政課主幹)] I --- U[産業班 (観光経済課長)] J --- V[管理班 (都市整備課長)] J --- W[施設班 (建設課長)] J --- X[給水班 (施設課長)] K --- Y[学校班 (総務・学校整備課長)] K --- Z[施設班 (生涯学習課長)] K --- AA[保育所班 (各保育所所長)] </pre>	

修 正 前			修 正 後			備 考
２．災害対策本部の業務分担及び運営 (１) 災害対策本部業務分担表			２．災害対策本部の業務分担及び運営 (１) 災害対策本部業務分担表			・防災基本計画 の修正による 修正
部	班	所 掌 業 務	部	班	所 掌 業 務	
総務部	総務班	１． 災害対策本部の運営に関すること。 ２． 庁内非常配備体制に関すること。 ３． 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 ４． 自衛隊の派遣要請に関すること。 ５． 災害に係る国・道への報告に関すること。 ６． 防災会議に関すること。 ７． その他、他の部、班に属さないこと。	総務部	総務班	１． 災害対策本部の運営に関すること。 ２． 庁内非常配備体制に関すること。 ３． 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 ４． 自衛隊の派遣要請に関すること。 ５． 災害に係る国・道への報告に関すること。 ６． 防災会議に関すること。 ７． その他、他の部、班に属さないこと。	
企画調整部	企画班	１． 災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 ２． 災害対策の業務計画に関すること。 ３． 関係市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ４． 被災地との連絡、交通網の確保に関すること。 ５． 各部との連絡調整に関すること。	企画調整部	企画班	１． 災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 ２． 災害対策の業務計画に関すること。 ３． 関係市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ４． 被災地との連絡、交通網の確保に関すること。 ５． 各部との連絡調整に関すること。	
	広報班	１． 非常警報、 避難勧告 、避難解除等に係る広報に関すること。 ２． 災害報道記事及び災害写真等の収集に関すること。 ３． 報道機関との連絡調整に関すること。		広報班	１． 非常警報、 避難指示 、避難解除等に係る広報に関すること。 ２． 災害報道記事及び災害写真等の収集に関すること。 ３． 報道機関との連絡調整に関すること。	
調査部	調査班	１． 被害調査の収集に関すること。 ２． 被害状況の記録に関すること。 ３． 災害対策活動の記録に関すること。	調査部	調査班	１． 被害調査の収集に関すること。 ２． 被害状況の記録に関すること。 ３． 災害対策活動の記録に関すること。	
財務部	管理班	１． 災害対策の予算措置及び経理に関すること。 ２． 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 ３． 災害対策用物資の出納に関すること。 ４． 輸送車両の確保及び管理に関すること。	財務部	管理班	１． 災害対策の予算措置及び経理に関すること。 ２． 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 ３． 災害対策用物資の出納に関すること。 ４． 輸送車両の確保及び管理に関すること。	
救護部	救護班	１． 避難所の開設及び避難者の誘導、受入れに関すること。 ２． 被災者の人命救助計画作成及び実施に関すること。 ３． 日本赤十字社北海道支部の救助活動の連絡調整に関すること。 ４． 生活必需物資、義援金品の受け付け及び配分に関すること。 ５． 保健所、医療機関との連絡調整に関すること。 ６． 医療機関に対する応援要請に関すること。 ７． 被災者に対する応急医療に関すること。 ８． 炊出しによる食料の確保に関すること。 ９． 災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 １０． その他被災者の福祉、保健衛生に係る応急対策に関すること。 【保健センター責任者】 １． 保健センター（避難所）の開設及び避難者の誘導、受入れに関すること。	救護部	救護班	１． 避難所の開設及び避難者の誘導、受入れに関すること。 ２． 被災者の人命救助計画作成及び実施に関すること。 ３． 日本赤十字社北海道支部の救助活動の連絡調整に関すること。 ４． 生活必需物資、義援金品の受け付け及び配分に関すること。 ５． 保健所、医療機関との連絡調整に関すること。 ６． 医療機関に対する応援要請に関すること。 ７． 被災者に対する応急医療に関すること。 ８． 炊出しによる食料の確保に関すること。 ９． 災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 １０． その他被災者の福祉、保健衛生に係る応急対策に関すること。 【保健センター責任者】 １． 保健センター（避難所）の開設及び避難者の誘導、受入れに関すること。	

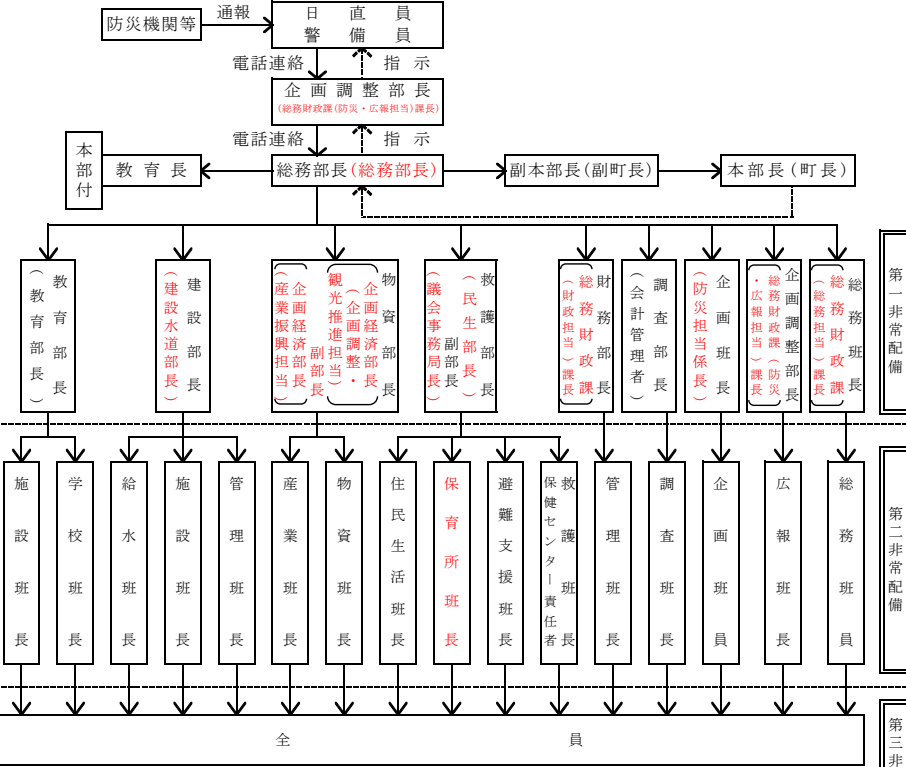
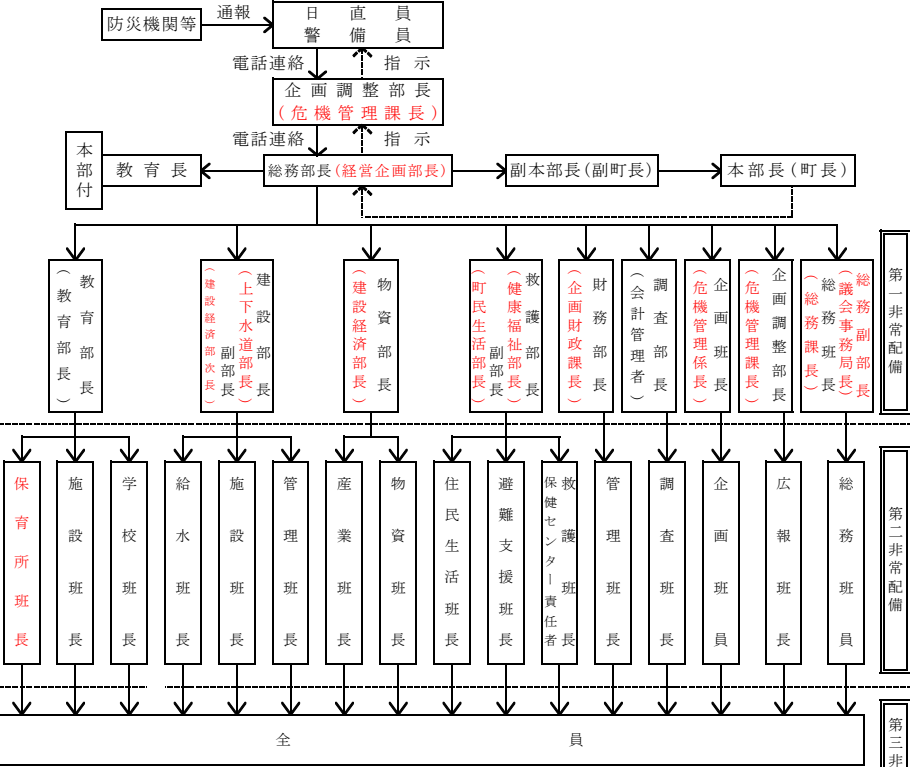
修 正 前				修 正 後				備 考
部	班	所 掌 業 務		部	班	所 掌 業 務		
救 護 部	避難支援班	1. 避難行動要支援者の救助に関すること。 2. 福祉避難所の開設及び要配慮者の誘導、受入れに関すること。 3. 社会福祉施設及び介護保険施設等との連絡調整に関すること。		救 護 部	避難支援班	1. 避難行動要支援者の救助に関すること。 2. 福祉避難所の開設及び要配慮者の誘導、受入れに関すること。 3. 社会福祉施設及び介護保険施設等との連絡調整に関すること。		
	保育所班	<u>1. 入所児童の避難及び救護に関すること。</u> <u>2. 保育所（避難所）の開設及び運営に関すること。</u>						
	住民生活班	1. 防疫計画の作成及びその実施に関すること。 2. ごみ収集、し尿の汲み取り、その他環境衛生の確保に関すること。 3. 死亡者の収容及び埋葬に関すること。 4. 住民組織の協力要請に関すること。			住民生活班	1. 防疫計画の作成及びその実施に関すること。 2. ごみ収集、し尿の汲み取り、その他環境衛生の確保に関すること。 3. 死亡者の収容及び埋葬に関すること。 4. 住民組織の協力要請に関すること。		
物資部	物資班	1. 応急食料の供給計画の作成及び炊出しの実施に関すること。 2. 生活必需物資の調達及び供給に関すること。 3. 救援・救護物資の調達及び供給に関すること。 4. 避難所への生活必需物資、救援・救護物資の搬送に関すること 5. 災害対策及び災害復旧に係る応急資機材等の調達に関すること。 6. 避難者の輸送に関すること。 7. 避難者の輸送記録に関すること。		物資部	物資班	1. 応急食料の供給計画の作成及び炊出しの実施に関すること。 2. 生活必需物資の調達及び供給に関すること。 3. 救援・救護物資の調達及び供給に関すること。 4. 避難所への生活必需物資、救援・救護物資の搬送に関すること 5. 災害対策及び災害復旧に係る応急資機材等の調達に関すること。 6. 避難者の輸送に関すること。 7. 避難者の輸送記録に関すること。		
	産業班	1. 農林水産業災害に対する応急措置及び復旧事業に関すること。 2. 被災業者に係る援護対策に関すること。 3. 林野火災の予防計画に関すること。 4. 治山・治水対策に関すること。 5. 災害時における物価抑制に関すること。 6. 観光入込客対策に関すること。			産業班	1. 農林水産業災害に対する応急措置及び復旧事業に関すること。 2. 被災業者に係る援護対策に関すること。 3. 林野火災の予防計画に関すること。 4. 治山・治水対策に関すること。 5. 災害時における物価抑制に関すること。 6. 観光入込客対策に関すること。		
建設部	管理班	1. 応急資機材の需給計画の作成及び実施に関すること。 2. 災害時における土木建設用機械等の運用計画及び実施に関すること。 3. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。		建設部	管理班	1. 応急資機材の需給計画の作成及び実施に関すること。 2. 災害時における土木建設用機械等の運用計画及び実施に関すること。 3. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。		
	施設班	1. 道路、橋梁、河川、海岸、湾港、公共施設等の応急措置に関すること。 2. 被災箇所における交通不能の応急措置に関すること。 3. 障害物の除去に関すること。 4. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。			施設班	1. 道路、橋梁、河川、海岸、湾港、公共施設等の応急措置に関すること。 2. 被災箇所における交通不能の応急措置に関すること。 3. 障害物の除去に関すること。 4. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。		
	給水班	1. 災害時の飲料水の確保に関すること。 2. 避難所及び断水地域の給水に関すること。 3. 水道施設の応急措置及び復旧事業に関すること。			給水班	1. 災害時の飲料水の確保に関すること。 2. 避難所及び断水地域の給水に関すること。 3. 水道施設の応急措置及び復旧事業に関すること。		

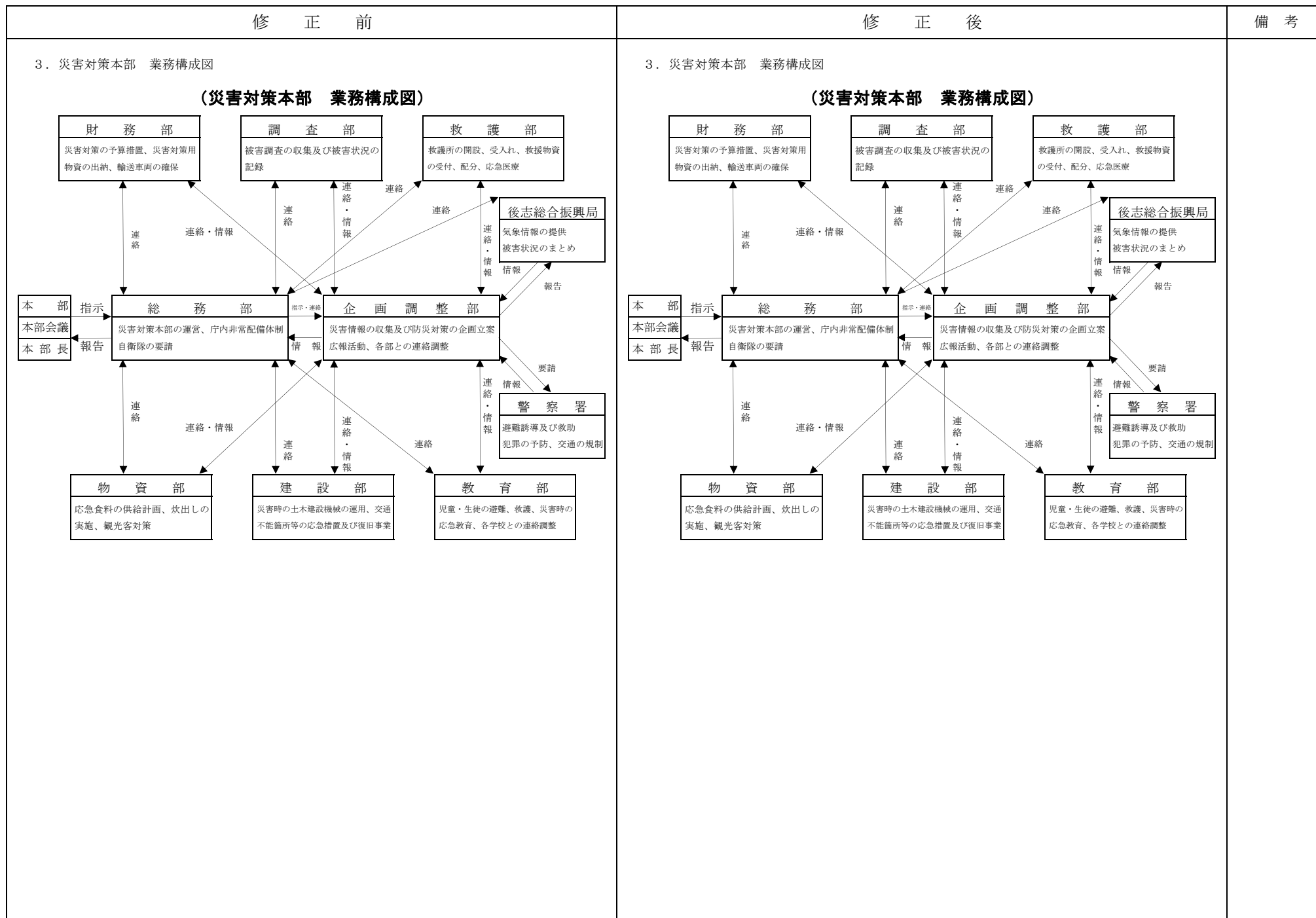
修 正 前				修 正 後				備 考
部	班	所 掌 業 務		部	班	所 掌 業 務		
教 育 部	学 校 班	1. 児童・生徒の避難及び救護に関すること。 2. 災害時における応急教育に関すること。 3. 学用品の調達・支給に関すること。 4. 災害時における学校給食に関すること。 5. 各小中学校との連絡調整に関すること。 6. 社会教育関係団体の応援、協力要請に関すること。		教 育 部	学 校 班	1. 児童・生徒の避難及び救護に関すること。 2. 災害時における応急教育に関すること。 3. 学用品の調達・支給に関すること。 4. 災害時における学校給食に関すること。 5. 各小中学校との連絡調整に関すること。 6. 社会教育関係団体の応援、協力要請に関すること。		
	施 設 班	1. 避難所の設営に関すること。 2. 教育施設の応急対策に関すること。 3. 文化財等の応急対策に関すること。			施 設 班	1. 避難所の設営に関すること。 2. 教育施設の応急対策に関すること。 3. 文化財等の応急対策に関すること。		
					保 育 所 班	<u>1. 入所児童の避難及び救護に関すること。</u> <u>2. 保育所（避難所）の開設及び運営に関すること。</u>		
(2) 災害対策本部の運営 本節に定めるほか、岩内町災害対策本部条例（昭和37年岩内町条例第13号）の定めるところによる。 3. 災害対策本部の設置基準 町長は、震度3以上の地震が発生し、災害救助、緊急措置、応急復旧その他災害対策を実施する必要があると認めたときは、本部を設置する。 町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災会議委員及び知事に通知し、一般住民に対しては、防災行政無線を活用し公表するものとする。 4. 地震・津波非常配備体制 (1) 町長（本部長）は、地震・津波が発生し必要と認めるときは、全庁あげてこれに対処するため「地震・津波非常配備体制」を発令する。 (2) 総務部長は、町長（本部長）の地震・津波非常配備体制の決定に基づき、各部長に対し本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。 上記の通知を受けた各部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。各部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。各部においては、あらかじめ部内の動員、連絡系統を確立しておくものとする。				(2) 災害対策本部の運営 本節に定めるほか、岩内町災害対策本部条例（昭和37年岩内町条例第13号）の定めるところによる。 3. 災害対策本部の設置基準 町長は、震度3以上の地震が発生し、災害救助、緊急措置、応急復旧その他災害対策を実施する必要があると認めたときは、本部を設置する。 町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災会議委員及び知事に通知し、一般住民に対しては、防災行政無線を活用し公表するものとする。 4. 地震・津波非常配備体制 (1) 町長（本部長）は、地震・津波が発生し必要と認めるときは、全庁あげてこれに対処するため「地震・津波非常配備体制」を発令する。 (2) 総務部長は、町長（本部長）の地震・津波非常配備体制の決定に基づき、各部長に対し本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。 上記の通知を受けた各部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。各部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。各部においては、あらかじめ部内の動員、連絡系統を確立しておくものとする。				

修 正 前			修 正 後			備 考
(3) 地震非常配備体制の種別、配備時期、配備内容の基準は次のとおりとする。			(3) 地震非常配備体制の種別、配備時期、配備内容の基準は次のとおりとする。			
種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	
第 1 非常配備	1. 震度 3 程度の地震が発生したとき。 2. 津波注意報が発表されたとき。 3. その他、必要により町長（本部長）が当該配備を指令したとき。	警戒情報連絡及び応急対策実施のため、第一非常配備要員をもってあたるもので、情報収集の状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	第 1 非常配備	1. 震度 3 程度の地震が発生したとき。 2. 津波注意報が発表されたとき。 3. その他、必要により町長（本部長）が当該配備を指令したとき。	警戒情報連絡及び応急対策実施のため、第一非常配備要員をもってあたるもので、情報収集の状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
第 2 非常配備	1. 震度 4 程度以上の地震が発生したとき。 2. 津波警報が発表されたとき。 3. その他、必要により町長（本部長）が当該配備を指令したとき。	第一非常配備要員及び第二非常配備要員をもってあたるもので、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	第 2 非常配備	1. 震度 4 程度以上の地震が発生したとき。 2. 津波警報が発表されたとき。 3. その他、必要により町長（本部長）が当該配備を指令したとき。	第一非常配備要員及び第二非常配備要員をもってあたるもので、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
第 3 非常配備	1. 町内全域にわたり災害が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。 2. 大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 3. その他、必要により町長（本部長）が当該配備を指令したとき。	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が実施できる体制とする。	第 3 非常配備	1. 町内全域にわたり災害が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。 2. 大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 3. その他、必要により町長（本部長）が当該配備を指令したとき。	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が実施できる体制とする。	
<備 考>災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。 5. 災害対策本部の活動要領 (1) 本部の活動開始及び終了 ア. 活動の開始 災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置され、本部はその一部又は全部が活動を開始する。 イ. 活動の終了 町長（本部長）は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められたときは、本部の活動を終了し解散するものとする。 また、災害対策本部を解散した旨を直ちに防災会議委員及び知事に通知し、一般住民に対しては防災行政無線を活用し、公表するものとする。 (2) 地震非常配備体制下の活動 ア. 第一非常配備体制下の活動 (7) 企画調整部長は、関係機関と連絡をとり、地震・津波情報、対策等を関係各部長に伝達する。 これに基づき各部長は、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時必要な応急対策を行うものとする。 イ. 第二非常配備体制下の活動 (7) 町長（本部長）は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じ本部会議を開催する。 (4) 各部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制、応急対策を強化する。 (7) 総務部長は、各部長及び防災会議委員と連絡を密にし、その状況を町長（本部長）に報告するものとする。 (エ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を町長（本部長）に報告するものとする。 a 事態の重要性を部員に徹底し、応急業務を行うこと。 b 装備、物資、器材、設備等を点検し、必要に応じて被災地（被災予定地）へ配置する。						

修 正 前	修 正 後	備 考
ｃ 関係する部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。 ウ．第三非常配備体制下の活動 第三非常配備が指令された後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を町長（本部長）に報告するものとする。 ６．初動期（第一非常配備体制）における緊急措置 各部長は、地震の発生と同時に（夜間の場合は直ちに登庁する）にそれぞれの在庁者の安全と避難誘導、庁舎防護措置、通信機能の確認、業務用機器並びに防護資機材の確保、非常持出品の確認、災害情報の収集、人員の確認等、初動期における緊急措置を実施するものとする。 ７．町長（本部長）は必要に応じ、次の権限を職員に委任することができるものとする。 災害対策基本法第60条 避難のための立退き 勧告又は指示、避難解除の公示 災害対策基本法第63条 警戒区域設定権 第２節 応急活動体制 地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を迅速に実施するため、町及び防災関係機関は相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、活動体制を確立するものとする。 災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。 １．町の動員計画 次に掲げる事態が発生し、災害の発生が予想され、あるいは災害が発生した場合、災害対策本部の組織が確立できるように、職員の動員を行い災害応急対策の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。 ただし、災害対策本部が設置されない場合においても、町長が必要と認めたときはこの動員体制をとることができる。 （１）震度３程度以上の地震を感じたとき。 （２）北海道日本海沿岸南部津波予報区に対し、津波注意報あるいは津波警報が発令されたとき。 （３）地震、津波により被害の発生が予想されるとき。 ２．動員の配備、伝達系統及び方法 （１）平常勤務時の伝達系統及び方法 ア．本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、総務部長は庁内放送、電話等により、第一非常配備体制、第二非常配備体制の更には緊急事態に備えて、本部全職員を出動させる第三非常配備体制を指令するものとする。 イ．各部長及び総務班長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整える。 （注） 地震・津波災害に対する初期の警戒体制や応急対策を図るため、地震の発生を感じた場合は、電話、防災行政無線での連絡を待たず、自らの判断により登庁し、防災業務に従事する。	ｃ 関係する部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。 ウ．第三非常配備体制下の活動 第三非常配備が指令された後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を町長（本部長）に報告するものとする。 ６．初動期（第一非常配備体制）における緊急措置 各部長は、地震の発生と同時に（夜間の場合は直ちに登庁する）にそれぞれの在庁者の安全と避難誘導、庁舎防護措置、通信機能の確認、業務用機器並びに防護資機材の確保、非常持出品の確認、災害情報の収集、人員の確認等、初動期における緊急措置を実施するものとする。 ７．町長（本部長）は必要に応じ、次の権限を職員に委任することができるものとする。 災害対策基本法第60条 避難のための立退き指示、避難解除の公示 災害対策基本法第63条 警戒区域設定権 第２節 応急活動体制 地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を迅速に実施するため、町及び防災関係機関は相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、活動体制を確立するものとする。 災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。 １．町の動員計画 次に掲げる事態が発生し、災害の発生が予想され、あるいは災害が発生した場合、災害対策本部の組織が確立できるように、職員の動員を行い災害応急対策の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。 ただし、災害対策本部が設置されない場合においても、町長が必要と認めたときはこの動員体制をとることができる。 （１）震度３程度以上の地震を感じたとき。 （２）北海道日本海沿岸南部津波予報区に対し、津波注意報あるいは津波警報が発令されたとき。 （３）地震、津波により被害の発生が予想されるとき。 ２．動員の配備、伝達系統及び方法 （１）平常勤務時の伝達系統及び方法 ア．本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、総務部長は庁内放送、電話等により、第一非常配備体制、第二非常配備体制の更には緊急事態に備えて、本部全職員を出動させる第三非常配備体制を指令するものとする。 イ．各部長及び総務班長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整える。 （注） 地震・津波災害に対する初期の警戒体制や応急対策を図るため、地震の発生を感じた場合は、電話、防災行政無線での連絡を待たず、自らの判断により登庁し、防災業務に従事する。	・防災基本計画の修正による修正

修正前	修正後	備考
(平常時の伝達系統図) (2) 休日又は退庁後の伝達 ア. 休日又は退庁後における各部員の連絡方法 (7) 岩内町防災行政無線の活用による連絡とは別に、各部長及び班長は、所属部員の電話番号及び連絡方法を把握しておき、震度3程度以上の地震発生を感知した場合は、直ちに部員を動員できるよう措置するものとする。 (4) 職員は、退庁後・休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。 イ. 日直員、警備員による非常伝達 日直員又は警備員は、次に掲げる情報を受け、又は察知したときは、総務財政課(防災・広報担当)課長へ連絡し、総務財政課(防災・広報担当)課長不在のときは総務財政課防災担当係長へ、総務財政課防災担当係長不在のときは総務部長へ連絡して指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。 (7) 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら察知し緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。 (4) 災害が発生し緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。 (7) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。	(平常時の伝達系統図) (2) 休日又は退庁後の伝達 ア. 休日又は退庁後における各部員の連絡方法 (7) 岩内町防災行政無線の活用による連絡とは別に、各部長及び班長は、所属部員の電話番号及び連絡方法を把握しておき、震度3程度以上の地震発生を感知した場合は、直ちに部員を動員できるよう措置するものとする。 (4) 職員は、退庁後・休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。 イ. 日直員、警備員による非常伝達 日直員又は警備員は、次に掲げる情報を受け、又は察知したときは、危機管理課長へ連絡し、危機管理課長不在のときは危機管理課危機管理係長へ、危機管理課危機管理係長不在のときは経営企画部長へ連絡して指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。 (7) 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら察知し緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。 (4) 災害が発生し緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。 (7) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。	

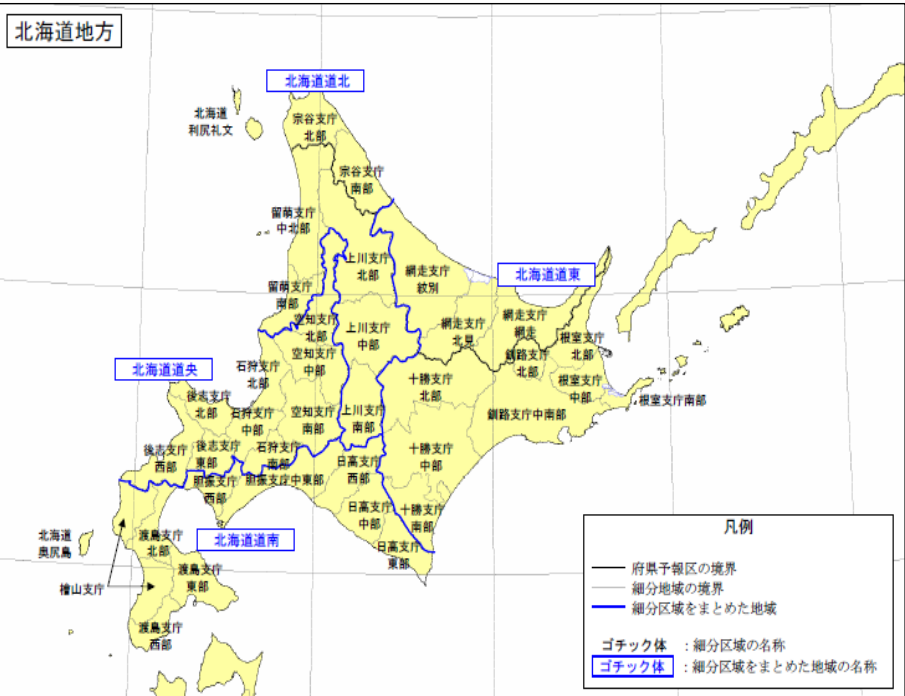
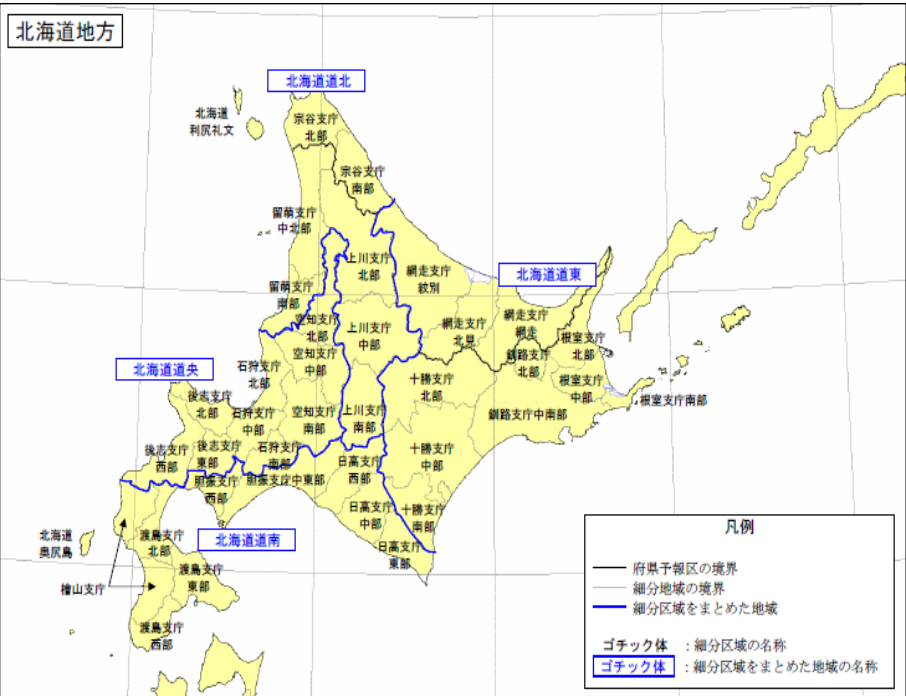
修 正 前	修 正 後	備 考
ウ．配備体制確立の報告 町長（本部長）の指示に基づき、各部長は所管に係る配備体制を整えたときは、直ちに総務部長を通じ町長（本部長）、副町長（副本部長）に報告するものとする。 （日直員・警備員による伝達系統図）  （日直員・警備員による伝達系統図） 防災機関等 → 通報 → 日直員・警備員 電話連絡 → 企画調整部長 (総務財政課(防災・広報担当)課長) 電話連絡 → 総務部長(総務部長) 本部長(町長) ← 副本部長(副町長) ← 教育長 第一非常配備 第二非常配備 第三非常配備	ウ．配備体制確立の報告 町長（本部長）の指示に基づき、各部長は所管に係る配備体制を整えたときは、直ちに総務部長を通じ町長（本部長）、副町長（副本部長）に報告するものとする。 （日直員・警備員による伝達系統図）  （日直員・警備員による伝達系統図） 防災機関等 → 通報 → 日直員・警備員 電話連絡 → 企画調整部長 (危機管理課長) 電話連絡 → 総務部長(経営企画部長) 本部長(町長) ← 副本部長(副町長) ← 教育長 第一非常配備 第二非常配備 第三非常配備	



修 正 前	修 正 後	備 考
第３節 地震動警報及び津波警報等の伝達計画 地震動警報及び津波警報等を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。 １．緊急地震速報 （１）緊急地震速報の発表 気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 （２）緊急地震速報の伝達 緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。 また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。 気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達される。 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等を始めた効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 ２．津波警報等に関する情報の種類及び内容 （１）津波警報等の種類 ア．大津波警報（特別警報）及び津波警報・・・該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。 イ．津波注意報・・・・・・・・・・該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。 ウ．津波予報・・・・・・・・・・津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。 （２）発表基準、解説、発表される津波の高さ等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。	第３節 地震動警報及び津波警報等の伝達計画 地震動警報及び津波警報等を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。 １．緊急地震速報 （１）緊急地震速報の発表 気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 （２）緊急地震速報の伝達 緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。 また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。 気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達される。 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等を始めた効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 ２．津波警報等に関する情報の種類及び内容 （１）津波警報等の種類 ア．大津波警報（特別警報）及び津波警報・・・該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。 イ．津波注意報・・・・・・・・・・該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。 ウ．津波予報・・・・・・・・・・津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。 （２）発表基準、解説、発表される津波の高さ等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため</u>、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。	・文言の追加

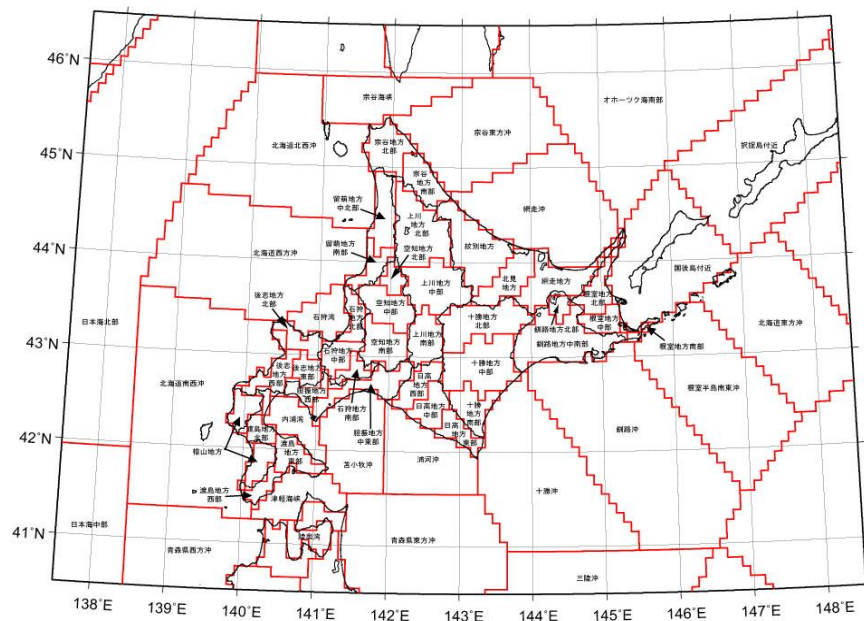
修 正 前				修 正 後				備 考
ア．津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				ア．津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				
津波警報等の種類	発 表 基 準	発表される津波の高さ		津波警報等の種類	発 表 基 準	発表される津波の高さ		
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)				巨大地震の場合の発表		
		10m超 (10m<予想高さ)				巨大		
		10m (5m<予想高さ≤10m)						
5 m (3m<予想高さ≤5m)								
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合			大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合			
津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1 mを越え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)		津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1 mを越え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)		
イ．津波予報の発表基準				イ．津波予報の発表基準				
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。				地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。				
	発表基準	内 容			発表基準	内 容		
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。		津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。		
	0．2 m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0．2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。			0．2 m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0．2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。		
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては、十分な留意が必要である旨を発表。			津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては、十分な留意が必要である旨を発表。		

修 正 前			修 正 後			備 考
3. 地震・津波情報の種類と内容 (1) 地震情報			3. 地震・津波情報の種類と内容 (1) 地震情報			
情報の種類	発表基準	内 容	情報の種類	発表基準	内 容	
震 度 速 報	震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震 度 速 報	震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	
震源に関する情報	震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源に関する情報	震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上を考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合には、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上を考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合には、その市町村名を発表。	
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	
その他情報	顕著な地震の、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	その他情報	顕著な地震の、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	
(2) 津波情報			(2) 津波情報			
情報の種類	内 容		情報の種類	内 容		
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。		津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。		
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。		各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。		
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。		
沖合の津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表。		沖合の津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表。		
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表。		津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表。		

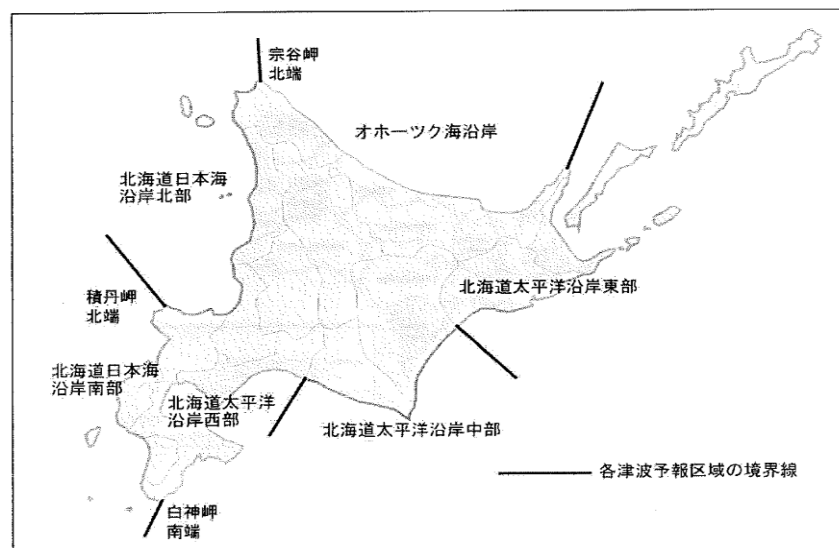
修 正 前	修 正 後	備 考
4. 地震・津波に関する情報にもちいる震央地区名及び地域名称、津波予報区 (1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域 	4. 地震・津波に関する情報にもちいる震央地区名及び地域名称、津波予報区 (1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域 	

修正前

(2) 震央地名

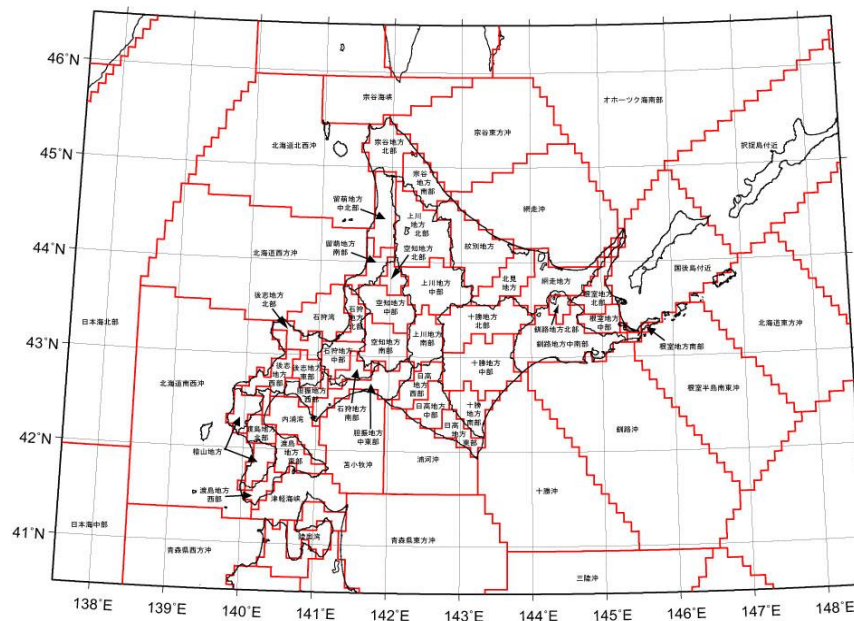


(3) 津波予報区

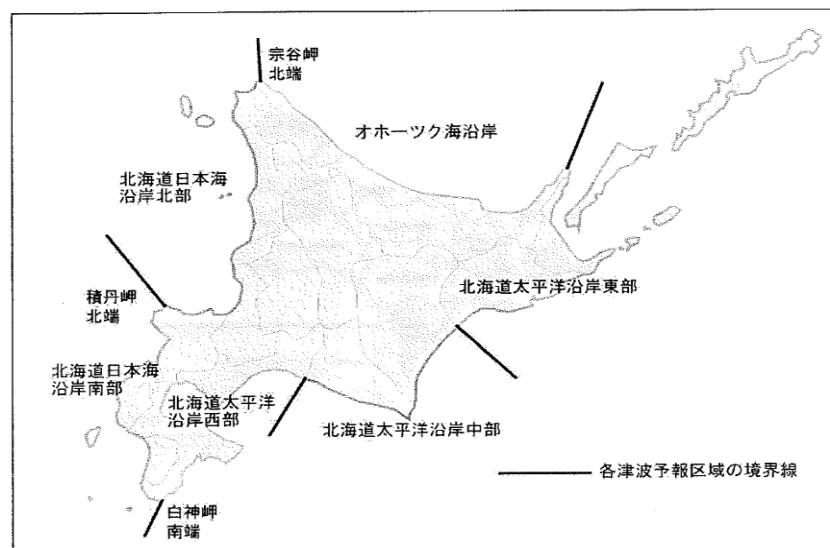


修正後

(2) 震央地名

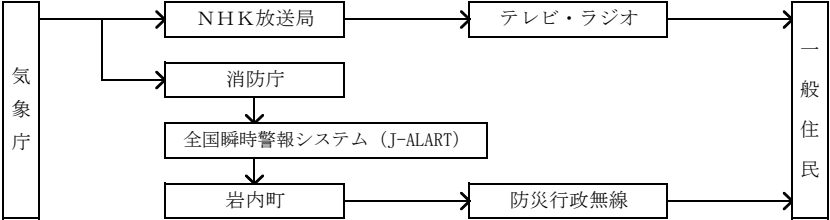
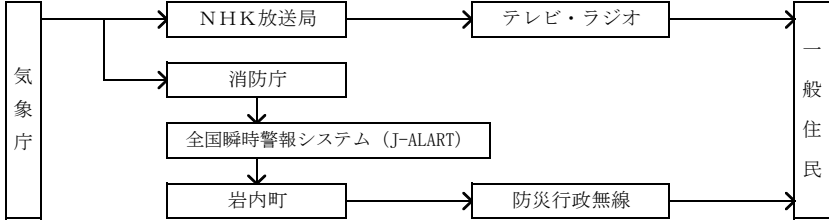


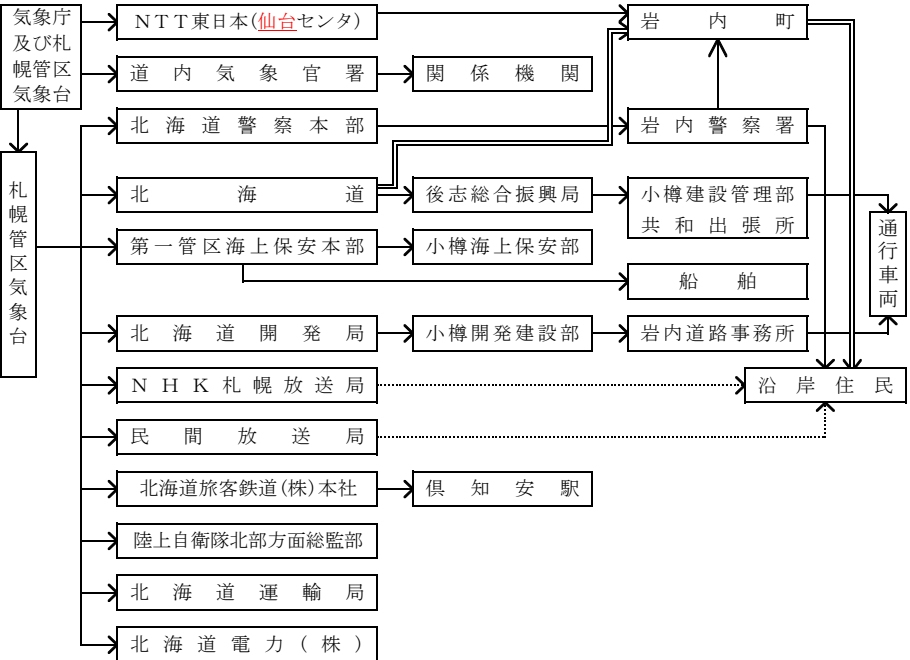
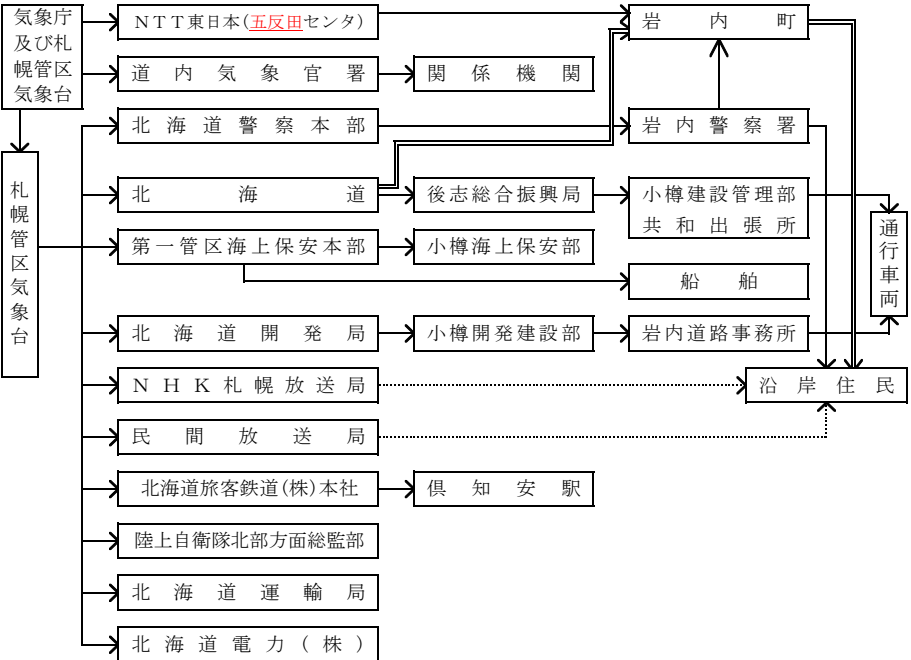
(3) 津波予報区

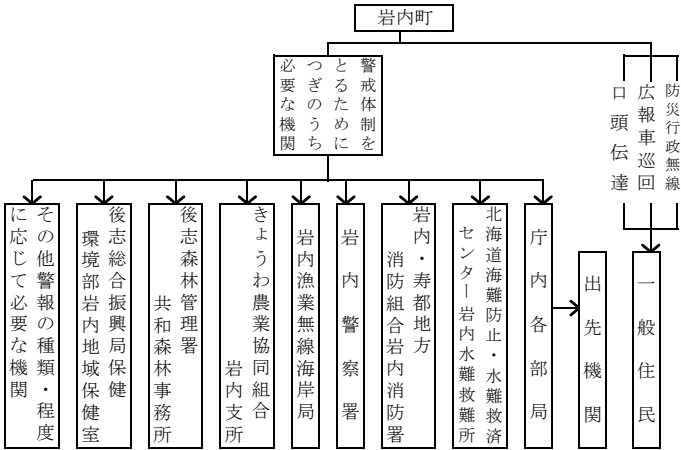
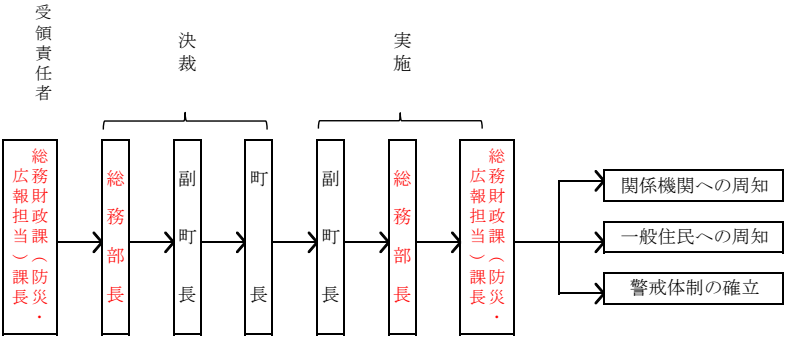
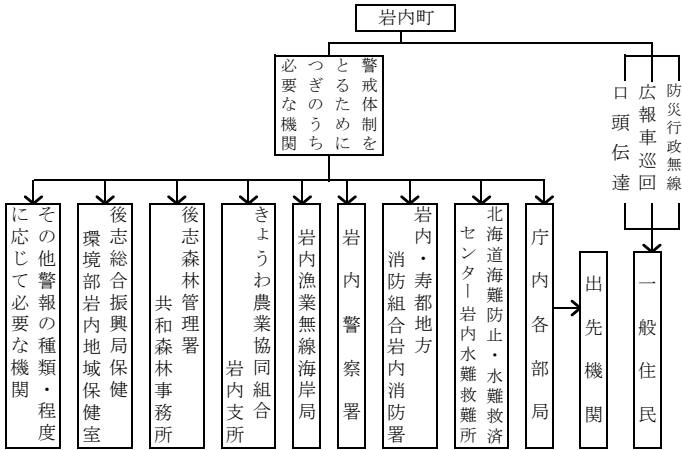
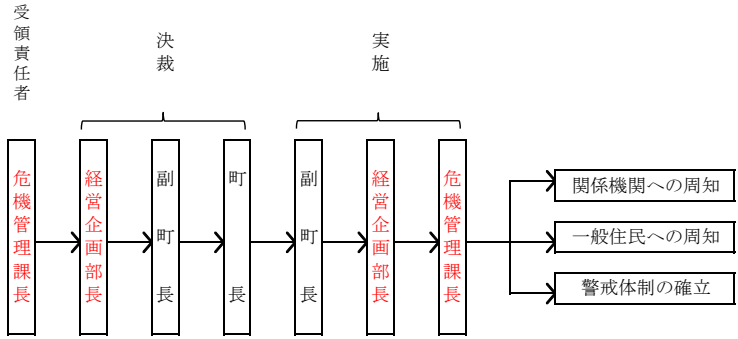


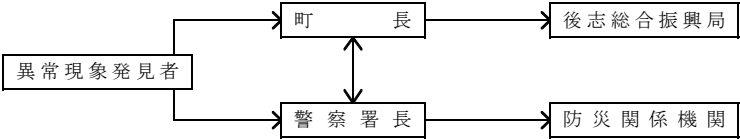
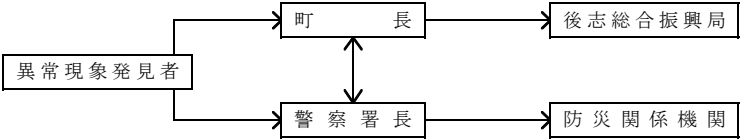
備考

修 正 前				修 正 後				備 考
(4) 気象庁震度階級関連解説表				(4) 気象庁震度階級関連解説表				
震度階級	人 の 体 感 ・ 行 動	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況	震度階級	人 の 体 感 ・ 行 動	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況	
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。			0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。			
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。			1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。			
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。		2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。		
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	
5 強	大半の人が物につかまらないうまく歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビなどが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	5 強	大半の人が物につかまらないうまく歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビなどが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	
(注) 1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。				(注) 1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。				

修 正 前	修 正 後	備 考
2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。 3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。 4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。 5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。 5. 地震動警報の伝達 (緊急地震速報伝達系統図)  <pre> graph LR A[気象庁] --> B[NHK放送局] A --> C[消防庁] B --> D[テレビ・ラジオ] D --> E[一般住民] C --> F[全国瞬時警報システム J-ALERT] F --> G[岩内町] G --> H[防災行政無線] H --> E </pre>	2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。 3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。 4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。 5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。 5. 地震動警報の伝達 (緊急地震速報伝達系統図)  <pre> graph LR A[気象庁] --> B[NHK放送局] A --> C[消防庁] B --> D[テレビ・ラジオ] D --> E[一般住民] C --> F[全国瞬時警報システム J-ALERT] F --> G[岩内町] G --> H[防災行政無線] H --> E </pre>	

修正前	修正後	備考
6. 津波警報等の伝達 (1) 津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。  注) 二重線の経路は、大津波警報（特別警報）が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	6. 津波警報等の伝達 (1) 津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。  注) 二重線の経路は、大津波警報（特別警報）が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	・センタ変更による修正

修正前	修正後	備考
(2) 受領した津波警報等の周知系統  (3) 津波警報等周知の町の内部系統  (周知先・周知方法・警戒体制の規模の決定) 7. 町の措置 (1) 海面監視 震度3程度以上の地震を感じたとき、又はテレビ、ラジオ、関係機関からの通報等により、地震の発生を知ったときは、直ちに海面状態の変化を監視する。 (2) <u>避難勧告・避難指示（緊急）等</u> 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発令されたとき、又は海面監視により異常現象を発見したときは、直ちに沿岸地域住民に対し<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を行うとともに、その周知徹底を図る。 伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール等のあらゆる手段の活用を図る。	(2) 受領した津波警報等の周知系統  (3) 津波警報等周知の町の内部系統  (周知先・周知方法・警戒体制の規模の決定) 7. 町の措置 (1) 海面監視 震度3程度以上の地震を感じたとき、又はテレビ、ラジオ、関係機関からの通報等により、地震の発生を知ったときは、直ちに海面状態の変化を監視する。 (2) <u>避難指示等</u> 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発令されたとき、又は海面監視により異常現象を発見したときは、直ちに沿岸地域住民に対し<u>避難指示等</u>を行うとともに、その周知徹底を図る。 伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール等のあらゆる手段の活用を図る。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
8. 異常現象を発見した場合の通報 異常現象を発見した者は、直ちに町長に通報するとともに警察署長に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに後志総合振興局及び防災関係機関に通報する。 (1) 異常現象 ア. 地震に関する事項・・・頻発地震、異常音響、及び地変 イ. 水象に関する事項・・・異常潮位及び異常波浪 (2) 通報要領  <pre> graph LR A[異常現象発見者] --> B[町長] A --> C[警察署長] B --> D[後志総合振興局] C --> E[防災関係機関] B <--> C </pre> 第4節 災害情報の収集、伝達計画 地震・津波災害時における災害情報の収集、伝達についての計画は次のとおりである。 1. 災害情報等の収集 町及び北海道並びに防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、通信施設等を最大限に活用し、積極的・的確な災害情報を収集し、相互に情報の交換を行うものとする。 2. 災害情報等の内容及び通報の時期 町は、災害発生後の情報等について、次により後志総合振興局に通報する。 (1) 災害の状況及び応急対策の概要 ・・・発生後速やかに (2) 災害対策本部の設置 ・・・災害対策本部を設置した時直ちに (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し ・・・被害の全ぼうが判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時 (4) 被害の確定報告 ・・・被害状況が確定したとき 3. 災害情報等の連絡手段 町は、災害により孤立した地域との連絡には、携帯電話機等の連絡手段を確保する。 4. 災害時の通信手段の確保 地震・津波災害時における、町及び防災関係機関相互の通報は、次により確保するものとする。 (1) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報 (2) 一般加入電話による通報 (3) 車両、徒歩等による連絡 5. 災害状況報告 地震・津波災害が発生した場合、町長（本部長）は次により、後志総合振興局長に報告するものとする。 (1) 報告の対象 災害情報等の報告対象は、概ね次に掲げるものとする。 ア. 人的被害、住家被害が発生したもの。 イ. 災害救助法（昭和22年法律第118号）に適用基準に該当する程度のもの。 ウ. 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。	8. 異常現象を発見した場合の通報 異常現象を発見した者は、直ちに町長に通報するとともに警察署長に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに後志総合振興局及び防災関係機関に通報する。 (1) 異常現象 ア. 地震に関する事項・・・頻発地震、異常音響、及び地変 イ. 水象に関する事項・・・異常潮位及び異常波浪 (2) 通報要領  <pre> graph LR A[異常現象発見者] --> B[町長] A --> C[警察署長] B --> D[後志総合振興局] C --> E[防災関係機関] B <--> C </pre> 第4節 災害情報の収集、伝達計画 地震・津波災害時における災害情報の収集、伝達についての計画は次のとおりである。 1. 災害情報等の収集 町及び北海道並びに防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、通信施設等を最大限に活用し、積極的・的確な災害情報を収集し、相互に情報の交換を行うものとする。 2. 災害情報等の内容及び通報の時期 町は、災害発生後の情報等について、次により後志総合振興局に通報する。 (1) 災害の状況及び応急対策の概要 ・・・発生後速やかに (2) 災害対策本部の設置 ・・・災害対策本部を設置した時直ちに (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し ・・・被害の全ぼうが判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時 (4) 被害の確定報告 ・・・被害状況が確定したとき 3. 災害情報等の連絡手段 町は、災害により孤立した地域との連絡には、携帯電話機等の連絡手段を確保する。 4. 災害時の通信手段の確保 地震・津波災害時における、町及び防災関係機関相互の通報は、次により確保するものとする。 (1) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報 (2) 一般加入電話による通報 (3) 車両、徒歩等による連絡 5. 災害状況報告 地震・津波災害時、町長（本部長）は次により、後志総合振興局長に報告するものとする。 (1) 報告の対象 災害情報等の報告対象は、概ね次に掲げるものとする。 ア. 人的被害、住家被害が発生したもの。 イ. 災害救助法（昭和22年法律第118号）に適用基準に該当する程度のもの。 ウ. 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
エ．災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当町の被害が軽微であっても、後志総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。 オ．地震が発生し、震度４以上を記録したもの。 カ．災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。 キ．その他、特に指示があった災害 (2) 報告の種類及び内容 ア．災害情報 <u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合</u>、資料３－４－２－１の様式により速やかに報告するものとする。 イ．被害情報報告 被害情報報告は、次の区分により行うものとする。 ただし、指定地方行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設（住家を除く）については、除くものとする。 (7) 速報 被害発生後、直ちに資料３－４－２－２の様式により件数のみ報告するものとする。 (4) 中間報告 被害情報が判明次第、資料３－４－２－２の様式により報告するものとする。 なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告するものとする。 ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。 (5) 最終報告 応急措置が完了した後、15日以内に資料３－４－２－２の様式により報告するものとする。 ウ．その他の報告 災害の報告はア及びイによるほか、法令の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。 (3) 報告の方法 ア．災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は北海道総合行政情報ネットワーク等により、迅速に行うものとする。 イ．被害情報報告のうち最終報告は、文章により行うものとする。 (4) 被害状況判定基準 被害状況判定基準は、資料３－４－２－３のとおりとする。	エ．災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当町の被害が軽微であっても、後志総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。 オ．地震が発生し、震度４以上を記録したもの。 カ．災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。 キ．その他、特に指示があった災害 (2) 報告の種類及び内容 ア．災害情報 <u>災害時</u>、資料３－４－２－１の様式により速やかに報告するものとする。 イ．被害情報報告 被害情報報告は、次の区分により行うものとする。 ただし、指定地方行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設（住家を除く）については、除くものとする。 (7) 速報 被害発生後、直ちに資料３－４－２－２の様式により件数のみ報告するものとする。 (4) 中間報告 被害情報が判明次第、資料３－４－２－２の様式により報告するものとする。 なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告するものとする。 ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。 (5) 最終報告 応急措置が完了した後、15日以内に資料３－４－２－２の様式により報告するものとする。 ウ．その他の報告 災害の報告はア及びイによるほか、法令の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。 (3) 報告の方法 ア．災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は北海道総合行政情報ネットワーク等により、迅速に行うものとする。 イ．被害情報報告のうち最終報告は、文章により行うものとする。 (4) 被害状況判定基準 被害状況判定基準は、資料３－４－２－３のとおりとする。	・防災基本計画の修正による修正
第５節 災害広報・情報提供計画 地震・津波災害時には、住民に対して正確な情報を、迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動をとることができるようにする必要がある。 このため、町が行う災害広報・情報提供に関する計画は、次のとおりである。 １．町の広報 町は、防災関係機関等から情報収集した上で、住民に対して広報活動を実施する。 (1) 広報内容 広報内容の主なものは、次のとおりである。 ア．津波に関する情報（特別警報・警報・注意報、危険区域等） イ．避難について（<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>）の状況、避難所の位置、経路等） ウ．交通・通信情報（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域） エ．火災状況（発生箇所、避難指示（緊急）等） オ．電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）	第５節 災害広報・情報提供計画 地震・津波災害時には、住民に対して正確な情報を、迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動をとることができるようにする必要がある。 このため、町が行う災害広報・情報提供に関する計画は、次のとおりである。 １．町の広報 町は、防災関係機関等から情報収集した上で、住民に対して広報活動を実施する。 (1) 広報内容 広報内容の主なものは、次のとおりである。 ア．津波に関する情報（特別警報・警報・注意報、危険区域等） イ．避難について（<u>避難指示等</u>）の状況、避難所の位置、経路等） ウ．交通・通信情報（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域） エ．火災状況（発生箇所、避難指示（緊急）等） オ．電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
カ．医療救護所の開設状況 キ．給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等） ク．衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等） ケ．道路、河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等） コ．住民の心得等、民心の安全及び社会秩序保持のため必要とする事項 (2) 広報方法 あらゆる広報媒体（防災行政無線、広報車、消防自動車、新聞、チラシ、広報紙、テレビ、ラジオ、郵便局、インターネット、SNS、緊急速報メール等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。 また、高齢者、障がい者等要配慮者への伝達に十分配慮する。 なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。 2．防災関係機関の広報 各防災関係機関は、それぞれ定めた災害時の広報計画により、住民への広報を実施する。 特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、水道、ガス等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、これに伴う復旧状況を、定期的に住民に広報するとともに、町に對し、情報の提供を行うものとする。 第6節 避難対策計画 地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難計画の確保及び準備等に関する計画は、次のとおりである。 また、避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。 1．避難実施責任者及び措置内容 (1) 町長 町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の<u>避難勧告等</u>を行う。 ア．避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u> イ．必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 ウ．<u>近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示 エ．大津波警報（特別警報）、津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台等の安全な場所へ避難させる等の措置 また、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 町長（本部長）は、避難のための立退き<u>指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保</u>の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 町長（本部長）は、上記の<u>勧告又は指示</u>を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する（これらの指示<u>等</u>を解除した場合も同様とする）。	カ．医療救護所の開設状況 キ．給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等） ク．衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等） ケ．道路、河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等） コ．住民の心得等、民心の安全及び社会秩序保持のため必要とする事項 (2) 広報方法 あらゆる広報媒体（防災行政無線、広報車、消防自動車、新聞、チラシ、広報紙、テレビ、ラジオ、郵便局、インターネット、SNS、緊急速報メール等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。 また、高齢者、障がい者等要配慮者への伝達に十分配慮する。 なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。 2．防災関係機関の広報 各防災関係機関は、それぞれ定めた災害時の広報計画により、住民への広報を実施する。 特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、水道、ガス等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、これに伴う復旧状況を、定期的に住民に広報するとともに、町に對し、情報の提供を行うものとする。 第6節 避難対策計画 地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難計画の確保及び準備等に関する計画は、次のとおりである。 また、避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。 1．避難実施責任者及び措置内容 (1) 町長 町長（本部長）は、<u>災害時</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命 <u>又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要であると認める</u>ときは、直ちに必要と認める地域の <u>必要と認める</u>居住者等に対し、次の<u>避難指示等</u>を行う。 ア．避難のための立退きの指示 イ．必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 ウ．<u>緊急安全確保措置</u>の指示 エ．大津波警報（特別警報）、津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台等の安全な場所へ避難させる等の措置 また、<u>避難指示等</u>は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 町長（本部長）は、避難のための立退き <u>又は緊急安全確保措置</u>の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 町長（本部長）は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。	・防災基本計画の修正による修正 ・災害対策基本法の改正に伴う修正

修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 警察官・海上保安官 警察官又は海上保安官は、町長（本部長）から要求があったとき、又は町長（本部長）が避難指示がができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、町長（本部長）に通知するものとする。 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいるものを避難させることができる。 (3) 知事による避難の指示等の代行 洪水、高潮のはん濫又は地すべりにより、立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し、避難のため立退きの指示をすることができる。 また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害においても、町長（本部長）が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。 (4) 自衛隊 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいる時に限り、次の措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。 ア．住民等の避難等の措置等 イ．他人の土地への立入 ウ．警戒区域の設定等 エ．他人の土地への一時使用等及び被災工作物等の除去等 オ．住民等への応急措置業務従事命令 2. <u>避難勧告等</u>の発令区分 <u>避難勧告等</u>の発令については、地震災害、高波・高潮災害、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地震・津波予警報の防災情報や現地情報を収集し、総合的に判断するものとする。 (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。 (2) <u>避難勧告</u> 災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、住民等に対し避難のための立退きを勧め又は促すもの。 (3) <u>避難指示（緊急）</u> <u>災害による被害の危険が目前に切迫している場合に「避難勧告」より強く住民等に対し避難のための立退きを勧め又は促すもの。</u> 3. <u>避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始</u>の周知 町長（本部長）は、<u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示</u>に当たっては、関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるよう配慮し、防災行政無線、広報車、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、インターネット、SNS等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。	(2) 警察官・海上保安官 警察官又は海上保安官は、町長（本部長）から要求があったとき、又は町長（本部長）が避難指示がができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、町長（本部長）に通知するものとする。 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいるものを避難させることができる。 (3) 知事による避難の指示等の代行 洪水、高潮のはん濫又は地すべりにより、立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し、避難のため立退きの指示をすることができる。 また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害においても、町長（本部長）が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。 (4) 自衛隊 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいる時に限り、次の措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。 ア．住民等の避難等の措置等 イ．他人の土地への立入 ウ．警戒区域の設定等 エ．他人の土地への一時使用等及び被災工作物等の除去等 オ．住民等への応急措置業務従事命令 2. <u>避難指示等</u>の発令区分 <u>避難指示等</u>の発令については、地震災害、高波・高潮災害、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地震・津波予警報の防災情報や現地情報を収集し、総合的に判断するものとする。 (1) <u>高齢者等避難</u> 災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。 (2) <u>避難指示</u> 災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、住民等に対し避難のための立退きを<u>指示する</u>もの。 <u>（削除）</u> 3. <u>避難指示等</u>の周知 町長（本部長）は、<u>避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令</u>に当たっては、関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように<u>避難指示等</u>の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、<u>避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして</u>対象者ごとに<u>警戒レベルに対応した</u>とるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるよう配慮し、防災行政無線、広報車、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、インターネット、SNS等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。	・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正

修 正 前	修 正 後	備 考
(1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始</u>の理由及び内容 (2) 避難区域 (3) 指定緊急避難場所等及び経路 (4) 火災、盗難の予防措置等 (5) 携行品等その他の注意事項 4. 避難方法 地域住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路等を勘案し、消防機関、警察署等と密接な連携のもとに行うものとする。 (1) 避難誘導 ア. 避難道路の要点については、誘導員を配置し、迅速、的確な避難誘導等に当たるものとする。 イ. 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等自主避難が困難な避難行動要支援者の避難については、日常より地区別に名簿を作成し、その所在を把握しておき、救護部救護班は地域自主防災組織等住民の協力を得て避難誘導を行うものとする。 ウ. 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。 エ. 町の各部及び防災関係機関は、地域住民の安全避難を促進するため、必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施するほか避難所への職員の派遣等を行い、避難者の安全受入体制を確保するものとする。 オ. 避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。 カ. 町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。 (2) 移送 避難、立退きは、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力により避難、立退きが不可能な障がい者等の場合は、救護部救護班により救助、救出を行うが、入院患者、施設受入児童等集団で移送させる必要がある場合において町で実施できなくなったときには、知事に対し応援要請を行うものとする。 (3) 避難に必要な車両等 避難等を実施するための車両及び船舶等については、本章第15節「輸送計画」に定めるところによる。 (4) 津波避難対象地区としては別表４－１を、津波災害危険区域としては別図４－２を参考とする。 5. 避難行動要支援者の避難行動支援 (1) 避難行動要支援者の避難支援 町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から<u>名簿情報</u>を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。	(1) <u>避難指示等</u>の理由及び内容 (2) 避難区域 (3) 指定緊急避難場所等及び経路 (4) 火災、盗難の予防措置等 (5) 携行品等その他の注意事項 4. 避難方法 地域住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路等を勘案し、消防機関、警察署等と密接な連携のもとに行うものとする。 (1) 避難誘導 ア. 避難道路の要点については、誘導員を配置し、迅速、的確な避難誘導等に当たるものとする。 イ. 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等自主避難が困難な避難行動要支援者の避難については、日常より地区別に名簿を作成し、その所在を把握しておき、救護部救護班は地域自主防災組織等住民の協力を得て避難誘導を行うものとする。 ウ. 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。 エ. 町の各部及び防災関係機関は、地域住民の安全避難を促進するため、必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施するほか避難所への職員の派遣等を行い、避難者の安全受入体制を確保するものとする。 オ. 避難時の周囲の状況等により、<u>指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や</u>、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。 カ. 町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。 (2) 移送 避難、立退きは、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力により避難、立退きが不可能な障がい者等の場合は、救護部救護班により救助、救出を行うが、入院患者、施設受入児童等集団で移送させる必要がある場合において町で実施できなくなったときには、知事に対し応援要請を行うものとする。 (3) 避難に必要な車両等 避難等を実施するための車両及び船舶等については、本章第15節「輸送計画」に定めるところによる。 (4) 津波避難対象地区としては別表４－１を、津波災害危険区域としては別図４－２を参考とする。 5. 避難行動要支援者の避難行動支援 (1) 避難行動要支援者の避難支援 町は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、<u>個別避難計画</u>に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から<u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画</u>を提供することに不同意であった者や<u>個別避難計画が作成されていない者</u>についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や<u>個別避難計画</u>の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。	・防災基本計画の修正に伴う修正 ・災害対策基本法の改正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 避難行動要支援者の安否確認 町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。 (3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。 また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。 ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所 (4) 応急仮設住宅等への優先入居 町は、応急仮設住宅等への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。 (5) 在宅者への支援 町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。 (6) 応援の要請 町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。 6. 外国人に対する対策 町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会とらえて防災対策についての周知を図る。 また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努める。 (1) 多言語による広報の充実 (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置 7. 指定緊急避難場所の開設 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 8. 指定避難所の開設 (1) 指定避難所 ア. 発災時に必要に応じ、地震、津波災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、公営住宅、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。	(2) 避難行動要支援者の安否確認 町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。 (3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた避難プラン等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。 また、避難プラン等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。 ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所 (4) 応急仮設住宅等への優先入居 町は、応急仮設住宅等への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。 (5) 在宅者への支援 町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。 (6) 応援の要請 町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。 6. 外国人に対する対策 町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会とらえて防災対策についての周知を図る。 また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努める。 (1) 多言語による広報の充実 (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置 7. 指定緊急避難場所の開設 町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 8. 指定避難所の開設 (1) 指定避難所 ア. 発災時に必要に応じ、地震、津波災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、公営住宅、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。 イ、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。	・災害対策基本法の改正による修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正

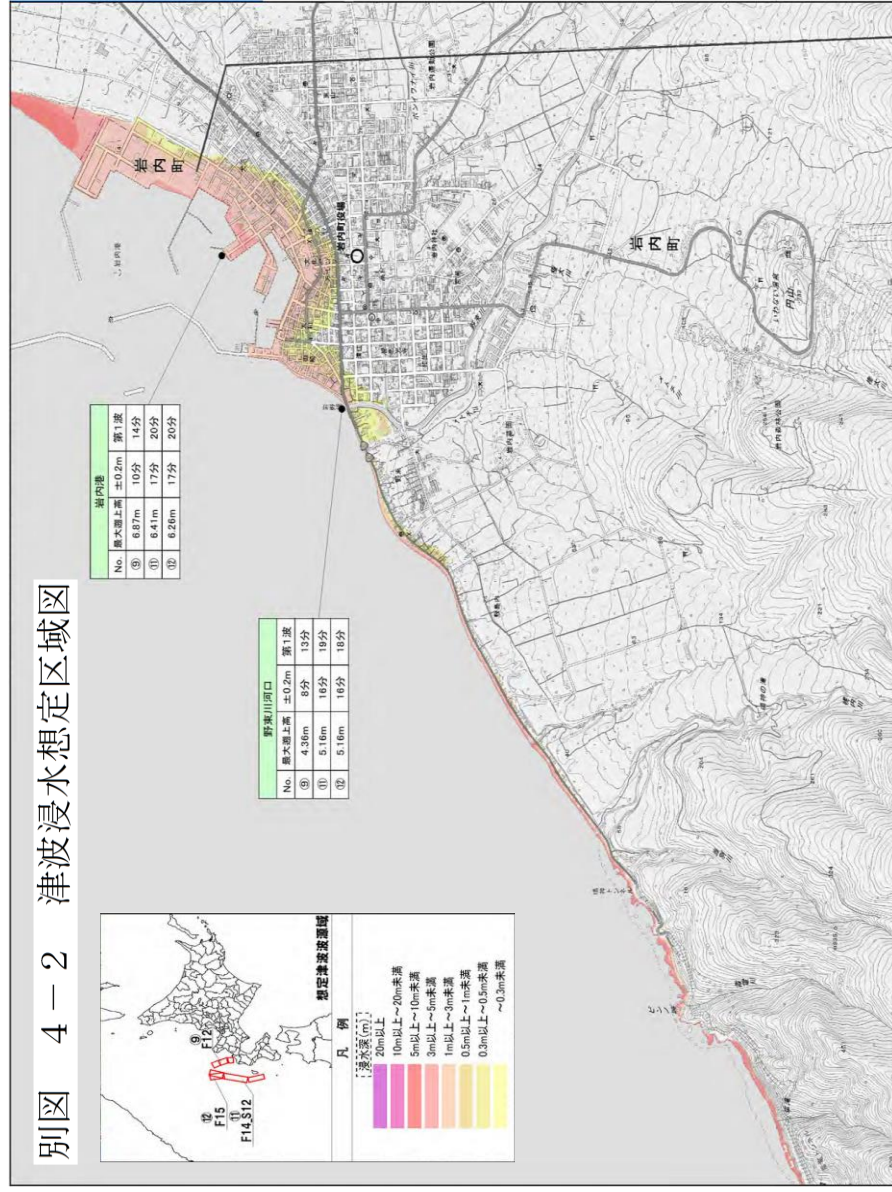
修 正 前	修 正 後	備 考
<u>イ</u>、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 (2) 福祉避難所 ア．災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合において、指定避難所に避難してきた者で、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要とされる場合には、福祉避難所を開設するとともに、速やかに、その場所を周知する。 イ．指定した福祉避難所のみでは、その受入体制に不足が生ずる場合には、旅館、ホテル等の借り上げなどにより、その受入れを実施する。 ウ．人材の確保については、要援護者への心理的ケア等の被災者相談や福祉的支援等を行う「北海道災害派遣ケアチーム」を活用する。 (3) 避難所責任者の指名及び派遣 町長(本部長)は、避難の指示をしたときは、避難所責任者を指名し避難所に派遣するものとする。 (4) 避難所責任者のとるべき措置 ア．避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、直ちに避難所の開設を行い、本部との情報伝達手段の確保、及び、避難者の確認が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。 イ．避難所責任者は、次の事項进行处理するものとする。 (ア) 避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくものとする。 (イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めるものとする。 (ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めるものとする。 (エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付するものとする。 (オ) 避難所及び住民等の衛生の確保に努めるものとする。 ウ．避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難施設の管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。 9. 指定避難所の運営管理等 (1) 各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (2) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。 なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連絡・協力に努めるものとする。 (3) 避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じて情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。	<u>ウ</u>、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 <u>エ．新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> (2) 福祉避難所 ア．災害発生時において、指定避難所に避難してきた者で、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要とされる場合には、福祉避難所を開設するとともに、速やかに、その場所を周知する。 イ．指定した福祉避難所のみでは、その受入体制に不足が生ずる場合には、旅館、ホテル等の借り上げなどにより、その受入れを実施する。 ウ．人材の確保については、要援護者への心理的ケア等の被災者相談や福祉的支援等を行う「北海道災害派遣ケアチーム」を活用する。 (3) 避難所責任者の指名及び派遣 町長(本部長)は、避難の指示をしたときは、避難所責任者を指名し避難所に派遣するものとする。 (4) 避難所責任者のとるべき措置 ア．避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、直ちに避難所の開設を行い、本部との情報伝達手段の確保、及び、避難者の確認が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。 イ．避難所責任者は、次の事項进行处理するものとする。 (ア) 避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくものとする。 (イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めるものとする。 (ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めるものとする。 (エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付するものとする。 (オ) 避難所及び住民等の衛生の確保に努めるものとする。 ウ．避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難施設の管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。 9. 指定避難所の運営管理等 (1) 各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (2) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。 なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連絡・協力に努めるものとする。 (3) 避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じて情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
(4) 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 (5) 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレ配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (6) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 (7) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家族のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。 (8) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 (9) 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあわせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。 (10) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。 (11) 避難所における食事については、食物アレルギーに配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達など、体制の構築に努めるものとする。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 10. 住民等の留意事項 (1) 住民等は、避難所において相互に扶助協力するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。	(4) 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 (5) 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレ配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (6) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 <u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u> (7) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家族のニーズに配慮した指定避難所の運営<u>管理</u>に努めるものとする。 (8) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 (9) 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあわせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。 (10) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。 (11) 避難所における食事については、食物アレルギーに配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達など、体制の構築に努めるものとする。 <u>(12) 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>(13) 指定避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>(14) 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</u> <u>(15) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と導線を分けるなど必要な措置を講じる。</u> 10. 住民等の留意事項 (1) 住民等は、避難所において相互に扶助協力するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。	・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正

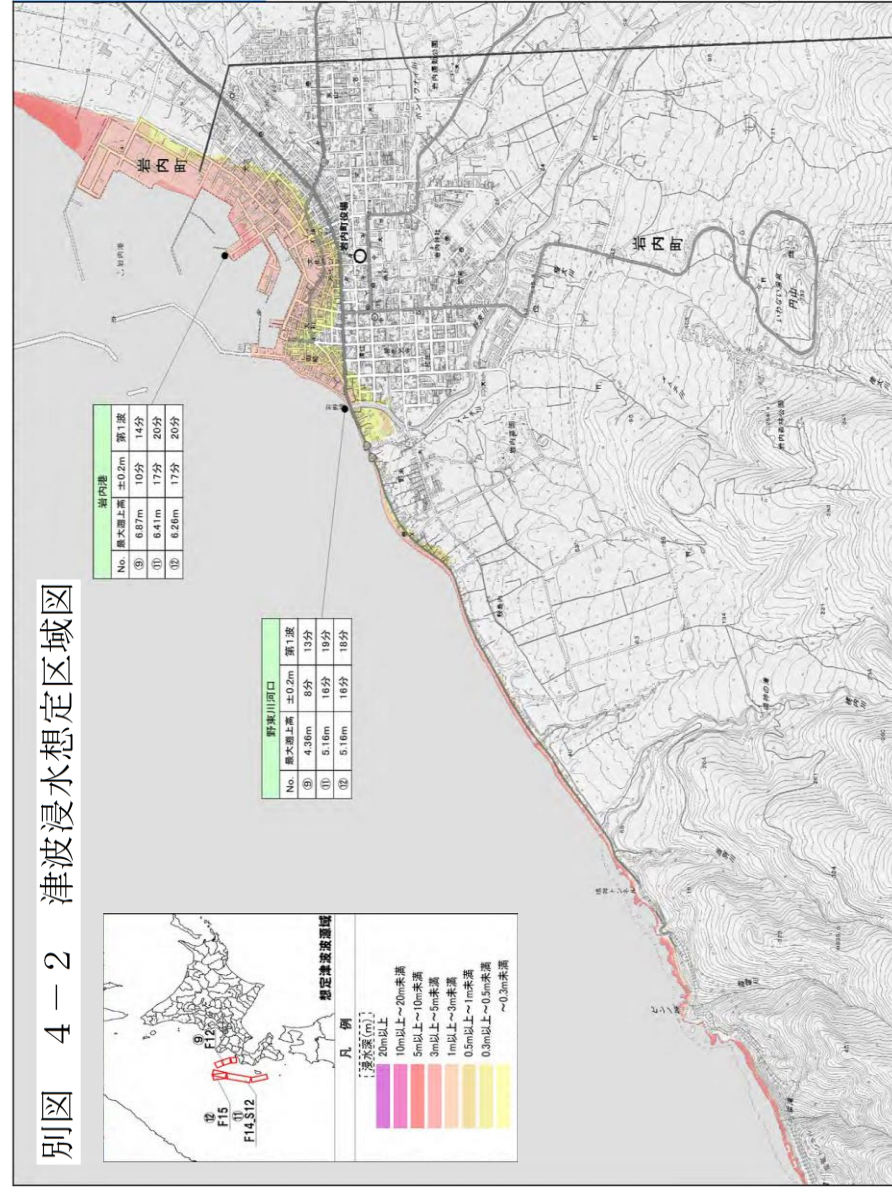
修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 住民等は、本部が必要に応じて実施する種々の措置が、迅速に処理できるよう協力するものとする。 11. 避難標識 地震・津波等の災害時では、混乱の中での避難のため、住民においてもパニック状態となり、旅行者、滞在者にとっては不案内な地理での避難となる。 このため、避難時における案内標識は必要不可欠な施設であり、この整備については年次整備等必要な施策を計画し、この計画に基づいて整備を進めるものとする。 12. 道(後志総合振興局)に対する報告 (1) 町長(本部長)及び警察官・海上保安官が<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>を行ったときは、次の事項を速やかに後志総合振興局に報告するものとする。 解除の措置を講じたときも同様とする。 ア. <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>の発令者名 イ. 発令の理由 ウ. 避難対象者(地区名・人数) エ. 発令日時 オ. 避難先 (2) 避難所を開設したときは、次の事項を後志総合振興局に報告するものとする。 解除の措置を講じたときも同様とする。 ア. 避難所開設の日時、場所及び施設名 イ. 受入状況、受入人員 ウ. 炊出し等の状況 エ. 開設期間の見込み (3) 町長(本部長)は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 13. 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在 ア. 町長が、地震・津波災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下、「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。 なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。 イ. 道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。 ウ. 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。 エ. 町長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。 (2) 広域一時滞在中の受入れ ア. 道内広域一時滞在中の必要があると認める市町村長(以下、「協議元市町村長」という。)又は知事より、協議を受けた町長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定したときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 なお、必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。 イ. 協議元市町村長より道内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。	(2) 住民等は、本部が必要に応じて実施する種々の措置が、迅速に処理できるよう協力するものとする。 11. 避難標識 地震・津波等の災害時では、混乱の中での避難のため、住民においてもパニック状態となり、旅行者、滞在者にとっては不案内な地理での避難となる。 このため、避難時における案内標識は必要不可欠な施設であり、この整備については年次整備等必要な施策を計画し、この計画に基づいて整備を進めるものとする。 12. 道(後志総合振興局)に対する報告 (1) 町長(本部長)及び警察官・海上保安官が<u>避難指示等</u>を行ったときは、次の事項を速やかに後志総合振興局に報告するものとする。 解除の措置を講じたときも同様とする。 ア. <u>避難指示等</u>の発令者名 イ. 発令の理由 ウ. 避難対象者(地区名・人数) エ. 発令日時 オ. 避難先 (2) 避難所を開設したときは、次の事項を後志総合振興局に報告するものとする。 解除の措置を講じたときも同様とする。 ア. 避難所開設の日時、場所及び施設名 イ. 受入状況、受入人員 ウ. 炊出し等の状況 エ. 開設期間の見込み (3) 町長(本部長)は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 13. 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在 ア. 町長が、地震・津波災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下、「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。 なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。 イ. 道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。 ウ. 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。 エ. 町長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。 (2) 広域一時滞在中の受入れ ア. 道内広域一時滞在中の必要があると認める市町村長(以下、「協議元市町村長」という。)又は知事より、協議を受けた町長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定したときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 なお、必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。 イ. 協議元市町村長より道内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前						修 正 後						備 考
(3) 道外への広域一時滞在 ア．町長が、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議をすることを求めることができるものとする。 イ．町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 ウ．町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 (4) 広域一時滞在避難者への対応 町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、町と避難先の市町村との連携に配慮する。						(3) 道外への広域一時滞在 ア．町長が、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議をすることを求めることができるものとする。 イ．町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 ウ．町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 (4) 広域一時滞在避難者への対応 町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、町と避難先の市町村との連携に配慮する。						
別表 4－1						別表 4－1						
平成28年12月31日現在						平成28年12月31日現在						
津波避難対象地区						津波避難対象地区						
地 区						地 区						
対 象 地 域 名						対 象 地 域 名						
世 帯						世 帯						
人 口						人 口						
地 区 人 口						地 区 人 口						
備 考						備 考						
大 浜						大 浜						
大浜60～76, 80～95番地						大浜60～76, 80～95番地						
251						251						
445						445						
1554						1554						
万 代						万 代						
万代1～9, 19～51番地						万代1～9, 19～51番地						
310						310						
544						544						
679						679						
高 台						高 台						
高台12-8～12-18, 13-1, 81-1～81-3番地						高台12-8～12-18, 13-1, 81-1～81-3番地						
11						11						
25						25						
890						890						
大 和						大 和						
大和6～16, 19～25番地						大和6～16, 19～25番地						
160						160						
289						289						
454						454						
御 崎						御 崎						
御崎全域						御崎全域						
254						254						
464						464						
464						464						
清 住						清 住						
清住179, 180, 182～194, 197						清住179, 180, 182～194, 197						
89						89						
166						166						
679						679						
野 束						野 束						
野束川沿い、野束海岸沿い						野束川沿い、野束海岸沿い						
51						51						
97						97						
1494						1494						
敷 島 内						敷 島 内						
敷島内海岸沿い						敷島内海岸沿い						
58						58						
96						96						
214						214						
計						計						
1, 184						1, 184						
2, 126						2, 126						
6, 428						6, 428						
(1) 対象地区については、平成28年度に北海道が公表した「日本海沿岸の津波浸水想定」による津波浸水想定区域内より算出。						(1) 対象地区については、平成28年度に北海道が公表した「日本海沿岸の津波浸水想定」による津波浸水想定区域内より算出。						

別図 4-2 津波浸水想定区域図



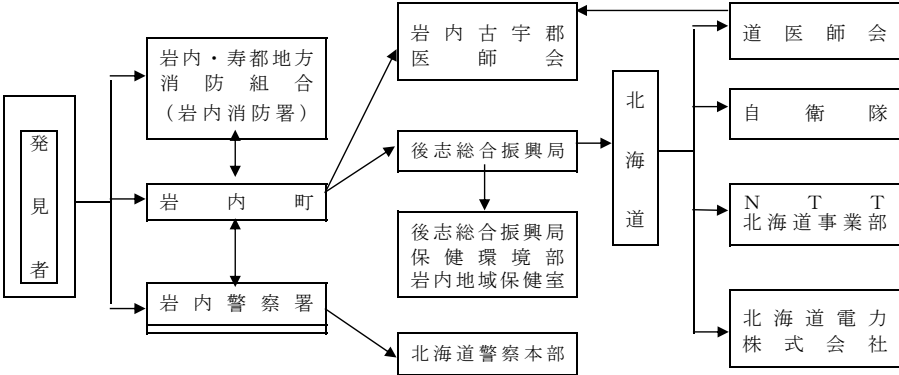
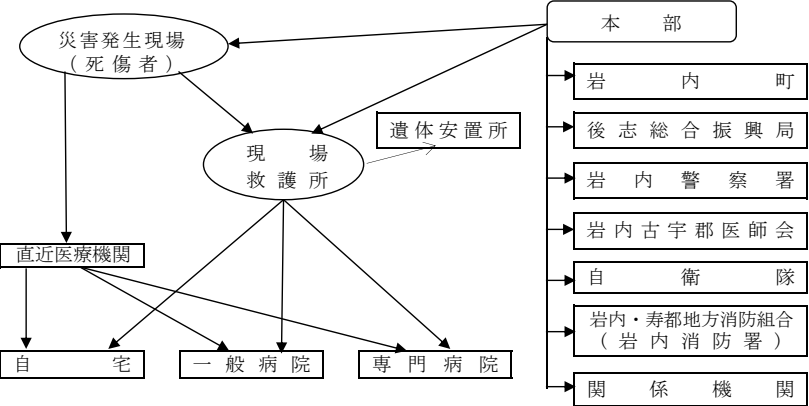
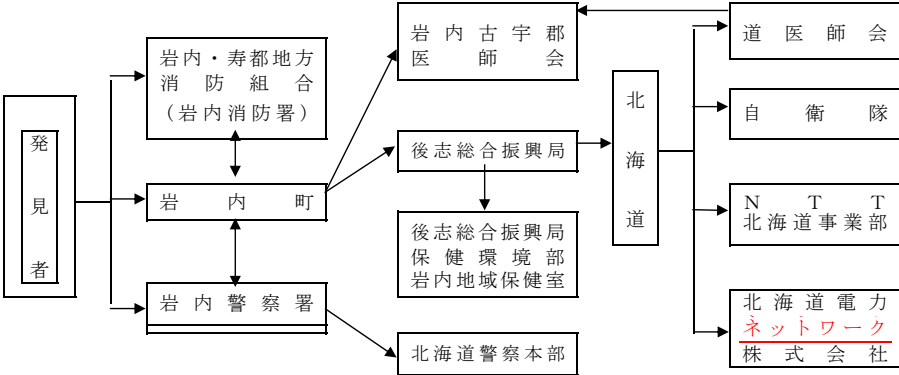
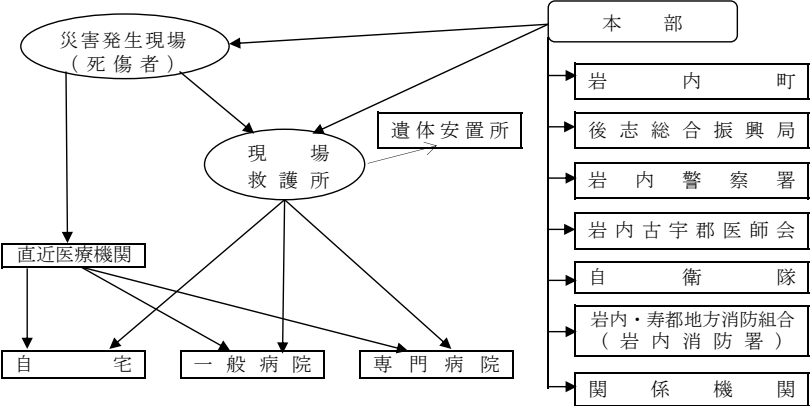
別図 4-2 津波浸水想定区域図



備考

修 正 前	修 正 後	備 考
第7節 救助救出計画 地震・津波災害によって、生命又は身体に危険が及んでいる者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。 1. 実施責任 (1) 岩内町 町長（本部長）は、災害（災害救助法が適用された場合を含む）により生命身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関に収容する。 (2) 岩内警察署 ア．陸上において、被災者、負傷者、疾病者の生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。 イ．危険地域の監視及び警戒を実施し、被災者の発見に努める。 (3) 小樽海上保安部 海上における、人命及び財産を保護するための必要な措置を実施する。 (4) 北海道 災害救助法（以下「救助法」という。）を適用した場合、又は町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 2. 救助救出活動 (1) 陸上における救助救出活動 岩内町及び岩内警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助・救出活動を実施する。 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。 (2) 海上における救助救出活動 ア．小樽海上保安部は、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行う。 イ．海上保安部以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督を行う。 第8節 救急医療対策計画 1. 目的 地震・津波災害等により、集団的に多数の傷病者が発生した場合、当該傷病者に対して迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施しうる体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。 2. 救急医療の対象と範囲 (1) 対象 地震。津波災害等により、集団的に多数の傷病者が生じ関係機関による総合的救急対策が必要な事態を対象とする。 なお、集団的多数の傷病者とは、概ね50人以上に及ぶ規模のものとする。 (2) 範囲 傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。	第7節 救助救出計画 地震・津波災害によって、生命又は身体に危険が及んでいる者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。 1. 実施責任 (1) 岩内町 町長（本部長）は、災害（災害救助法が適用された場合を含む）により生命身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関に収容する。 (2) 岩内警察署 ア．陸上において、被災者、負傷者、疾病者の生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。 イ．危険地域の監視及び警戒を実施し、被災者の発見に努める。 (3) 小樽海上保安部 海上における、人命及び財産を保護するための必要な措置を実施する。 (4) 北海道 災害救助法（以下「救助法」という。）を適用した場合、又は町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 2. 救助救出活動 (1) 陸上における救助救出活動 岩内町及び岩内警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助・救出活動を実施する。 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。 (2) 海上における救助救出活動 ア．小樽海上保安部は、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行う。 イ．海上保安部以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督を行う。 第8節 救急医療対策計画 1. 目的 地震・津波災害等により、集団的に多数の傷病者が発生した場合、当該傷病者に対して迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施しうる体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。 2. 救急医療の対象と範囲 (1) 対象 地震。津波災害等により、集団的に多数の傷病者が生じ関係機関による総合的救急対策が必要な事態を対象とする。 なお、集団的多数の傷病者とは、概ね50人以上に及ぶ規模のものとする。 (2) 範囲 傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。	

修 正 前			修 正 後			備 考																																															
3. 救急医療に関する組織 救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長（本部長）は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置するとともに、岩内古宇郡医師会に対し、出動要請を行うものとする。 4. 関係機関の業務の大綱 <table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td rowspan="2">北海道</td><td>後 志 総 合 振 興 局</td><td>1. 救急医療についての総合調整 2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置 ただし、対象地域が1市町村の場合を除く 3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4. 北海道医師会に対する出動要請 5. 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6. 医療材料の整備 7. 自衛隊の派遣要請</td></tr><tr><td>後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室</td><td>1. 医療品、医療器具補給の幹旋</td></tr><tr><td colspan="2">岩 内 町</td><td>1. 救急医療本部の設置(災害現場) 2. 応急救護所の設置及び管理 3. 岩内古宇郡医師会に対する出動要請 4. 医療材料の整備及び調達</td></tr><tr><td colspan="2">岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署、岩内消防団)</td><td>1. 救急医療本部の運営管理 2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3. 傷病者等の身元確認 4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置</td></tr><tr><td colspan="2">岩 内 警 察 署</td><td>1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2. 交通路の確保 3. 傷病者等の身元確認 4. 遺体検視</td></tr><tr><td colspan="2">岩 内 古 宇 郡 医 師 会</td><td>1. 救護隊の出動による医療の実施 2. 医療施設の確保</td></tr></table> 5. 集団救急医療体制 岩内古宇郡医師会会長は、町長（本部長）の要請に基づき災害医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。なお、医療班の編成は岩内古宇郡医師会会長の定めるところによる。 要請事項 (1) 出動を要する人員及び資機材 (2) 出動の時期及び場所 (3) その他必要な事項 6. 応援要請 災害規模等必要に応じて後志総合振興局長を通じ、知事に対し次のとおり応援要請を行う。 (1) 医療班の支援（日赤病院、道立病院、国立病院） (2) 傷病者の救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）							機 関 名		業 務 の 大 綱	北海道	後 志 総 合 振 興 局	1. 救急医療についての総合調整 2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置 ただし、対象地域が1市町村の場合を除く 3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4. 北海道医師会に対する出動要請 5. 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6. 医療材料の整備 7. 自衛隊の派遣要請	後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室	1. 医療品、医療器具補給の幹旋	岩 内 町		1. 救急医療本部の設置(災害現場) 2. 応急救護所の設置及び管理 3. 岩内古宇郡医師会に対する出動要請 4. 医療材料の整備及び調達	岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署、岩内消防団)		1. 救急医療本部の運営管理 2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3. 傷病者等の身元確認 4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置	岩 内 警 察 署		1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2. 交通路の確保 3. 傷病者等の身元確認 4. 遺体検視	岩 内 古 宇 郡 医 師 会		1. 救護隊の出動による医療の実施 2. 医療施設の確保	3. 救急医療に関する組織 救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長（本部長）は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置するとともに、岩内古宇郡医師会に対し、出動要請を行うものとする。 4. 関係機関の業務の大綱 <table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td rowspan="2">北海道</td><td>後 志 総 合 振 興 局</td><td>1. 救急医療についての総合調整 2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置 ただし、対象地域が1市町村の場合を除く 3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4. 北海道医師会に対する出動要請 5. 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6. 医療材料の整備 7. 自衛隊の派遣要請</td></tr><tr><td>後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室</td><td>1. 医療品、医療器具補給の幹旋</td></tr><tr><td colspan="2">岩 内 町</td><td>1. 救急医療本部の設置(災害現場) 2. 応急救護所の設置及び管理 3. 岩内古宇郡医師会に対する出動要請 4. 医療材料の整備及び調達</td></tr><tr><td colspan="2">岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署、岩内消防団)</td><td>1. 救急医療本部の運営管理 2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3. 傷病者等の身元確認 4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置</td></tr><tr><td colspan="2">岩 内 警 察 署</td><td>1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2. 交通路の確保 3. 傷病者等の身元確認 4. 遺体検視</td></tr><tr><td colspan="2">岩 内 古 宇 郡 医 師 会</td><td>1. 救護隊の出動による医療の実施 2. 医療施設の確保</td></tr></table> 5. 集団救急医療体制 岩内古宇郡医師会会長は、町長（本部長）の要請に基づき災害医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。なお、医療班の編成は岩内古宇郡医師会会長の定めるところによる。 要請事項 (1) 出動を要する人員及び資機材 (2) 出動の時期及び場所 (3) その他必要な事項 6. 応援要請 災害規模等必要に応じて後志総合振興局長を通じ、知事に対し次のとおり応援要請を行う。 (1) 医療班の支援（日赤病院、道立病院、国立病院） (2) 傷病者の救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）							機 関 名		業 務 の 大 綱	北海道	後 志 総 合 振 興 局	1. 救急医療についての総合調整 2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置 ただし、対象地域が1市町村の場合を除く 3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4. 北海道医師会に対する出動要請 5. 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6. 医療材料の整備 7. 自衛隊の派遣要請	後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室	1. 医療品、医療器具補給の幹旋	岩 内 町		1. 救急医療本部の設置(災害現場) 2. 応急救護所の設置及び管理 3. 岩内古宇郡医師会に対する出動要請 4. 医療材料の整備及び調達	岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署、岩内消防団)		1. 救急医療本部の運営管理 2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3. 傷病者等の身元確認 4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置	岩 内 警 察 署		1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2. 交通路の確保 3. 傷病者等の身元確認 4. 遺体検視	岩 内 古 宇 郡 医 師 会		1. 救護隊の出動による医療の実施 2. 医療施設の確保
機 関 名		業 務 の 大 綱																																																			
北海道	後 志 総 合 振 興 局	1. 救急医療についての総合調整 2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置 ただし、対象地域が1市町村の場合を除く 3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4. 北海道医師会に対する出動要請 5. 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6. 医療材料の整備 7. 自衛隊の派遣要請																																																			
	後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室	1. 医療品、医療器具補給の幹旋																																																			
岩 内 町		1. 救急医療本部の設置(災害現場) 2. 応急救護所の設置及び管理 3. 岩内古宇郡医師会に対する出動要請 4. 医療材料の整備及び調達																																																			
岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署、岩内消防団)		1. 救急医療本部の運営管理 2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3. 傷病者等の身元確認 4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置																																																			
岩 内 警 察 署		1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2. 交通路の確保 3. 傷病者等の身元確認 4. 遺体検視																																																			
岩 内 古 宇 郡 医 師 会		1. 救護隊の出動による医療の実施 2. 医療施設の確保																																																			
機 関 名		業 務 の 大 綱																																																			
北海道	後 志 総 合 振 興 局	1. 救急医療についての総合調整 2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置 ただし、対象地域が1市町村の場合を除く 3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4. 北海道医師会に対する出動要請 5. 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6. 医療材料の整備 7. 自衛隊の派遣要請																																																			
	後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室	1. 医療品、医療器具補給の幹旋																																																			
岩 内 町		1. 救急医療本部の設置(災害現場) 2. 応急救護所の設置及び管理 3. 岩内古宇郡医師会に対する出動要請 4. 医療材料の整備及び調達																																																			
岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署、岩内消防団)		1. 救急医療本部の運営管理 2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3. 傷病者等の身元確認 4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置																																																			
岩 内 警 察 署		1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2. 交通路の確保 3. 傷病者等の身元確認 4. 遺体検視																																																			
岩 内 古 宇 郡 医 師 会		1. 救護隊の出動による医療の実施 2. 医療施設の確保																																																			

修 正 前	修 正 後	備 考
7. 救急医療活動報告書の提出 岩内古宇郡医師会長は、町長（本部長）の要請により医療班を出動させ、救急医療活動を実施したときは事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長（本部長）に提出するものとする。 (1) 出動場所及び出動期間 (2) 出動者の種別及び人員 (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別） (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額） (5) 救急医療活動の概要 (6) その他必要事項 8. 災害通報伝達及び傷病者等の搬送系統 災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者の搬送系統は、次のとおりである。 なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線電話等を使用し、有効適切な通信体制を確立するものとする。 (1) 災害通報の伝達系統  (2) 傷病者等の搬送系統 	7. 救急医療活動報告書の提出 岩内古宇郡医師会長は、町長（本部長）の要請により医療班を出動させ、救急医療活動を実施したときは事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長（本部長）に提出するものとする。 (1) 出動場所及び出動期間 (2) 出動者の種別及び人員 (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別） (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額） (5) 救急医療活動の概要 (6) その他必要事項 8. 災害通報伝達及び傷病者等の搬送系統 災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者の搬送系統は、次のとおりである。 なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線電話等を使用し、有効適切な通信体制を確立するものとする。 (1) 災害通報の伝達系統  (2) 傷病者等の搬送系統 	

修 正 前	修 正 後	備 考
9. 経費の負担及び損害補償 (1) 経費の負担区分 救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。 ア. 岩内町 町が対策を実施し責務を有する災害の場合 イ. 北海道 救助法が適用された災害の場合 (2) 実費弁償 要請に基づき出動した医師等に対する手当ては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従って、又救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価でそれぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。 (3) 損害補償 救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかり、又は廃疾となったとき、並びにこれによって受ける損害及び救急医療活動のため出動した医師にかかる物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。 10. 傷病者の把握 傷病者の把握については、認識票（資料6-3-10-1）を取り付けるとともに救急状況調査（資料6-3-10-2）を作成し、記録集計表（資料6-3-10-3）に記載するものとする。	9. 経費の負担及び損害補償 (1) 経費の負担区分 救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。 ア. 岩内町 町が対策を実施し責務を有する災害の場合 イ. 北海道 救助法が適用された災害の場合 (2) 実費弁償 要請に基づき出動した医師等に対する手当ては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従って、又救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価でそれぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。 (3) 損害補償 救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかり、又は廃疾となったとき、並びにこれによって受ける損害及び救急医療活動のため出動した医師にかかる物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。 10. 傷病者の把握 傷病者の把握については、認識票（資料6-3-10-1）を取り付けるとともに救急状況調査（資料6-3-10-2）を作成し、記録集計表（資料6-3-10-3）に記載するものとする。	
第9節 地震火災対策計画 地震火災等から住民の生命、身体、財産を保護するため、現有消防力の有効的運用を期するとともに、効率的な警防活動を図るものとする。 1. 消防力の現況 地震火災等に対応する消防力の現況は、別表のとおりである。 2. 発災時の警防活動 (1) 警防活動の基本方針 地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。 ア. 消火活動の優先 地震災害は、人命に対するあらゆる危険が複合的に発生し、もつとも被害を増大させるのは二次的に発生する火災によるもので、地震時における警防活動は、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼の拡大防止を図るものとする。 イ. 安全避難の確保 消火活動の終局の目的は、住民の安全避難の確保である。 従って、災害の初期段階にあっては地域住民が当該地区から安全に避難ができるよう火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。 特に、災害時は混乱を極め、避難所はもとより、空き地、広場等に多数住民が殺到する事態も予想されることから、極力混乱の防止を図るため、避難所及び避難道路の安全確保を図るものとする。	第9節 地震火災対策計画 地震火災等から住民の生命、身体、財産を保護するため、現有消防力の有効的運用を期するとともに、効率的な警防活動を図るものとする。 1. 消防力の現況 地震火災等に対応する消防力の現況は、別表のとおりである。 2. 発災時の警防活動 (1) 警防活動の基本方針 地震災害時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。 ア. 消火活動の優先 地震災害は、人命に対するあらゆる危険が複合的に発生し、もつとも被害を増大させるのは二次的に発生する火災によるもので、地震時における警防活動は、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼の拡大防止を図るものとする。 イ. 安全避難の確保 消火活動の終局の目的は、住民の安全避難の確保である。 従って、災害の初期段階にあっては地域住民が当該地区から安全に避難ができるよう火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。 特に、災害時は混乱を極め、避難所はもとより、空き地、広場等に多数住民が殺到する事態も予想されることから、極力混乱の防止を図るため、避難所及び避難道路の安全確保を図るものとする。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
ウ．人命救助活動 地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れによる交通の麻痺、危険物の漏洩などの災害が複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予想されることから、消防活動はこれらを十分に配慮して行動するとともに、消防活動と人命救助活動は、その状況に応じ臨機に人員、資材の配置転換等を実施し、人身災害の拡大防止に最善を図るものとする。 (2) 非常体制 震度3程度以上の地震が発生した場合は、ただちに「非常配備体制」をとり災害活動の体制を整える。 ア．地震対策消防部隊本部の設置 (7) 消防長は、地震災害に対処するため、消防本部に「地震対策消防部隊本部（以下「部隊本部」という。）を設置し、消防長が部隊本部長となり、消防が行う災害活動全般を指揮する。 a 部隊本部の編成は、「岩内・寿都地方消防組合消防計画」の定めるところによる。 b 部隊本部の任務は、「岩内・寿都地方消防組合消防計画」の定めるところによる。 イ．消防部隊の初動体制 直ちに次の措置を講じ、初動体制の強化を図る。 (7) 車両の安全確保 (イ) 無線局の開局と試験 (7) 消防車、救急車等の出動準備 (エ) 放送設備の確認 (オ) 電源の確保 (ハ) 庁舎の被害調査及び応急措置 (キ) 庁舎周辺の災害状況把握及び速報 (7) 防災行政無線、広報車等による出火防止等の広報 (ケ) 関係防災機関への職員派遣 (コ) 出動路線の確保 (4) 警防資機材の増強等 a ホースの増強 b 人命救出、救助資機材の積載 (シ) 消防車、救急車が出動出来ない場合の措置 (ス) 海浜地での海面監視 (3) 火災防御 ア．地震火災防御方針 地震火災の発生は、地震の規模、震源地からの距離、地盤等自然条件のほか都市の社会的条件、都市構造等によってもたらされる一次災害の程度によって大きく影響される。従って、この火災防御にあたっては、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命確保を最重点とする。 イ．危険区域の把握 住宅密集地域及び家屋構造等を考慮し、震災時における消防効果をあげるため、地域及び対象物等の重要度に応じ、消防隊の出動順位、出動車両数を考慮する等、危険区域を想定し検討するものとする。 ウ．消防部隊の運用 消防部隊の運用は、同時多発火災に備えて、全町の見地から防御体制を確立するとともに、部隊行動は災害の状況に即応した行動が必要なことから、災害時に備えた消防部隊の運用について検討しておくものとする。 (4) 情報収集活動 「部隊本部」は災害が発生し、又は拡大するおそれのある場合は、直ちに「消防計画」の定めるところにより、情報収集活動を開始する。	ウ．人命救助活動 地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れによる交通の麻痺、危険物の漏洩などの災害が複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予想されることから、消防活動はこれらを十分に配慮して行動するとともに、消防活動と人命救助活動は、その状況に応じ臨機に人員、資材の配置転換等を実施し、人身災害の拡大防止に最善を図るものとする。 (2) 非常体制 震度3程度以上の地震が発生した場合は、ただちに「非常配備体制」をとり災害活動の体制を整える。 ア．地震対策消防部隊本部の設置 (7) 消防長は、地震災害に対処するため、消防本部に「地震対策消防部隊本部（以下「部隊本部」という。）を設置し、消防長が部隊本部長となり、消防が行う災害活動全般を指揮する。 a 部隊本部の編成は、「岩内・寿都地方消防組合消防計画」の定めるところによる。 b 部隊本部の任務は、「岩内・寿都地方消防組合消防計画」の定めるところによる。 イ．消防部隊の初動体制 直ちに次の措置を講じ、初動体制の強化を図る。 (7) 車両の安全確保 (イ) 無線局の開局と試験 (7) 消防車、救急車等の出動準備 (エ) 放送設備の確認 (オ) 電源の確保 (ハ) 庁舎の被害調査及び応急措置 (キ) 庁舎周辺の災害状況把握及び速報 (7) 防災行政無線、広報車等による出火防止等の広報 (ケ) 関係防災機関への職員派遣 (コ) 出動路線の確保 (4) 警防資機材の増強等 a ホースの増強 b 人命救出、救助資機材の積載 (シ) 消防車、救急車が出動出来ない場合の措置 (ス) 海浜地での海面監視 (3) 火災防御 ア．地震火災防御方針 地震火災の発生は、地震の規模、震源地からの距離、地盤等自然条件のほか都市の社会的条件、都市構造等によってもたらされる一次災害の程度によって大きく影響される。従って、この火災防御にあたっては、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命確保を最重点とする。 イ．危険区域の把握 住宅密集地域及び家屋構造等を考慮し、震災時における消防効果をあげるため、地域及び対象物等の重要度に応じ、消防隊の出動順位、出動車両数を考慮する等、危険区域を想定し検討するものとする。 ウ．消防部隊の運用 消防部隊の運用は、同時多発火災に備えて、全町の見地から防御体制を確立するとともに、部隊行動は災害の状況に即応した行動が必要なことから、災害時に備えた消防部隊の運用について検討しておくものとする。 (4) 情報収集活動 「部隊本部」は災害が発生し、又は拡大するおそれのある場合は、直ちに「消防計画」の定めるところにより、情報収集活動を開始する。	

修 正 前	修 正 後	備 考
ア．情報収集の時期及び基本 「部隊本部」が行うあらゆる災害活動に際し、必要な情報を迅速かつ的確に収集しなければならない。 イ．情報収集の手段 活動部隊からの情報を間断なく収集することはもとより、参集する消防職員、消防団員、防災関係機関あらゆる方面から積極的に収集する。 ウ．情報伝達（報告）の手段 情報伝達（報告）の手段は、有線及び無線とするが、有線通信の途絶が予測されるので、消防無線を主体とする。 また、混線を防ぐため「部隊本部」では、時宜に応じて通信統制を実施し、適切な無線運用を図る。 ただし、緊急かつ切迫した事態が発生した場合は、統制中であっても「緊急発信」をし、報告する。 (5) 救急救助活動 ア．活動方針 地震災害時における救急救助活動については、次の要領により初動体制を確立するとともに、町災害対策本部、防災関係機関と緊密なる連絡のもとに迅速適切な救急救助活動を実施する。 イ．人命救助の原則 (7) 火災が各方面に発生し、延焼拡大した場合は、火災防御を優先するが、地域内に多数の人的被害が発生したときは、地域の人命の救急救助及び搬送にあたる。 (4) 火災の発生が少なく、建物の倒壊等により地域内に大規模な人的災害が発生したときは、消防の総力を挙げて人命の救急救助活動にあたる。 (9) 救急救助活動は、人的災害規模の大きい現場を優先して実施する。 (2) 負傷者が多数の場合は、幼児、老人又は重傷（症）者を優先して救助する。 ウ．活動要領 (7) 初期の活動 初期においては、原則として方面単位の活動とする。 a 実態の把握 「部隊本部」は人的災害の情報を収集、報告させ、要援助者事案の実態を早急に把握する。 b 救急車出動不能時の活動 道路障害等により、救急車が出動不能となった場合は、救急車の担架及び予備担架を活用し搬送するとともに、要搬送者が多数の時は、付近住民の協力を求めて搬送する。 (4) 状況把握後の救急活動 救護及び医療関係機関の被害状況及び受入体制について、町災害対策本部との情報連絡を緊密にし、努めて早期に状況を把握し、相互の協調連携により活動を実施する。 (6) 消防水利の確保 地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽、耐震性貯水槽、貯水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による水利の確保に努める。	ア．情報収集の時期及び基本 「部隊本部」が行うあらゆる災害活動に際し、必要な情報を迅速かつ的確に収集しなければならない。 イ．情報収集の手段 活動部隊からの情報を間断なく収集することはもとより、参集する消防職員、消防団員、防災関係機関あらゆる方面から積極的に収集する。 ウ．情報伝達（報告）の手段 情報伝達（報告）の手段は、有線及び無線とするが、有線通信の途絶が予測されるので、消防無線を主体とする。 また、混線を防ぐため「部隊本部」では、時宜に応じて通信統制を実施し、適切な無線運用を図る。 ただし、緊急かつ切迫した事態が発生した場合は、統制中であっても「緊急発信」をし、報告する。 (5) 救急救助活動 ア．活動方針 地震災害時における救急救助活動については、次の要領により初動体制を確立するとともに、町災害対策本部、防災関係機関と緊密なる連絡のもとに迅速適切な救急救助活動を実施する。 イ．人命救助の原則 (7) 火災が各方面に発生し、延焼拡大した場合は、火災防御を優先するが、地域内に多数の人的被害が発生したときは、地域の人命の救急救助及び搬送にあたる。 (4) 火災の発生が少なく、建物の倒壊等により地域内に大規模な人的災害が発生したときは、消防の総力を挙げて人命の救急救助活動にあたる。 (9) 救急救助活動は、人的災害規模の大きい現場を優先して実施する。 (2) 負傷者が多数の場合は、幼児、老人又は重傷（症）者を優先して救助する。 ウ．活動要領 (7) 初期の活動 初期においては、原則として方面単位の活動とする。 a 実態の把握 「部隊本部」は人的災害の情報を収集、報告させ、要援助者事案の実態を早急に把握する。 b 救急車出動不能時の活動 道路障害等により、救急車が出動不能となった場合は、救急車の担架及び予備担架を活用し搬送するとともに、要搬送者が多数の時は、付近住民の協力を求めて搬送する。 (4) 状況把握後の救急活動 救護及び医療関係機関の被害状況及び受入体制について、町災害対策本部との情報連絡を緊密にし、努めて早期に状況を把握し、相互の協調連携により活動を実施する。 (6) 消防水利の確保 地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽、耐震性貯水槽、貯水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による水利の確保に努める。	

修 正 前										修 正 後										備 考
別表																				
車両及び小型動力ポンプ現有数																				
種 別		化 学 車	水 槽 付 ポ ン プ 車	普 通 ポ ン プ 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ	積 載 車	救 急 車	指 令 広 報 車	計										
岩 本 署		0	1	1	0	1	1	2	1	7										
内 消 防 団		0	2	1	2	0	0	0	0	5										
計		0	3	2	2	1	1	2	1	12										
第10節 津波災害応急対策計画																				
大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒、並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は以下のとおりである。																				
1. 応急対策の実施																				
(1) 岩内町																				
津波の警戒、住民の避難指示、救助活動等の必要な措置を実施する。																				
(2) 後志総合振興局																				
津波情報の収集及び伝達、沿岸市町村相互の連絡調整を行う。																				
(3) 岩内・寿都地方消防組合																				
津波の警戒、住民の避難誘導、救助活動等の必要な措置を実施する。																				
(4) 岩内警察署																				
被災者の救出、救助及び避難誘導、警戒警備、災害応急対策に伴う交通規制等、必要な措置を実施する。																				
(5) 小樽海上保安部																				
津波の警戒、避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等海上における必要な措置を実施する。																				
2. 津波警戒体制の確立																				
岩内町及び防災関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は異常な水象を知ったときは、津波来襲に備えた警戒体制をとる。																				
(1) 岩内町																				
防災行政無線、広報車及び消防機関の協力を得て、沿岸住民、釣人、海水浴客、観光客等に対し海浜地からの避難を指示するほか、テレビ、ラジオの聴取等を促すとともに、流雪溝取水口、分水槽の閉扉、潮位の監視等、警戒に当たる。																				

別表																				
車両及び小型動力ポンプ現有数																				
種 別		化 学 車	水 槽 付 ポ ン プ 車	普 通 ポ ン プ 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ	積 載 車	救 急 車	指 令 広 報 車	計										
岩 本 署		0	1	1	0	1	1	2	1	7										
内 消 防 団		0	2	1	2	0	0	0	0	5										
計		0	3	2	2	1	1	2	1	12										
第10節 津波災害応急対策計画																				
大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒、並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は以下のとおりである。																				
1. 応急対策の実施																				
(1) 岩内町																				
津波の警戒、住民の避難指示、救助活動等の必要な措置を実施する。																				
(2) 後志総合振興局																				
津波情報の収集及び伝達、沿岸市町村相互の連絡調整を行う。																				
(3) 岩内・寿都地方消防組合																				
津波の警戒、住民の避難誘導、救助活動等の必要な措置を実施する。																				
(4) 岩内警察署																				
被災者の救出、救助及び避難誘導、警戒警備、災害応急対策に伴う交通規制等、必要な措置を実施する。																				
(5) 小樽海上保安部																				
津波の警戒、避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等海上における必要な措置を実施する。																				
2. 津波警戒体制の確立																				
岩内町及び防災関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は異常な水象を知ったときは、津波来襲に備えた警戒体制をとる。																				
(1) 岩内町																				
防災行政無線、広報車及び消防機関の協力を得て、沿岸住民、釣人、海水浴客、観光客等に対し海浜地からの避難を指示するほか、テレビ、ラジオの聴取等を促すとともに、流雪溝取水口、分水槽の閉扉、潮位の監視等、警戒に当たる。																				

修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 後志総合振興局 津波情報の収集、伝達を行う。 (3) 岩内警察署 海浜地への立入規制等、沿岸の警戒警備及び沿岸住民の避難誘導にあたる。 (4) 小樽海上保安部 津波が到達までの時間的余裕が十分あるときは、巡視船艇により、在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ・無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。 3. 住民等の避難・安全の確保 避難の勧告・指示については、本章第6節の「避難対策計画」に定めるところによるものとするが、特に大津波警報（特別警報）・津波警報が発表され、報道機関から放送されたとき、又は放送ルート以外の所定のルートにより伝達されたときは、町長（本部長）は直ちに住民に対し避難の指示を発令する。 4. 災害概況の調査 町は、災害状況の把握に努め、岩内警察署及び小樽海上保安部は、災害状況の把握及び情報収集にあたり、町、その他の関係機関へ通報する。 第11節 災害警備計画 地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため必要な警戒、警備についての計画は、次のとおりである。 1. 災害警備の実施 岩内警察署及び小樽海上保安部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策に関し、次のとおりその職務を遂行する。 2. 陸上における災害警備 岩内警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。 (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。 (2) 住民の避難に当たっては、町は、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。 (3) 地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。 (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。 3. 海上における治安の維持 小樽海上保安部は、海上犯罪の予防と治安の維持のため、必要な措置をとるものとする。 (1) 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。 (2) 巡視船艇により、警戒区域（災害対策基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。 (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。	(2) 後志総合振興局 津波情報の収集、伝達を行う。 (3) 岩内警察署 海浜地への立入規制等、沿岸の警戒警備及び沿岸住民の避難誘導にあたる。 (4) 小樽海上保安部 津波が到達までの時間的余裕が十分あるときは、巡視船艇により、在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ・無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。 3. 住民等の避難・安全の確保 避難の指示については、本章第6節の「避難対策計画」に定めるところによるものとするが、特に大津波警報（特別警報）・津波警報が発表され、報道機関から放送されたとき、又は放送ルート以外の所定のルートにより伝達されたときは、町長（本部長）は直ちに住民に対し避難の指示を発令する。 4. 災害概況の調査 町は、災害状況の把握に努め、岩内警察署及び小樽海上保安部は、災害状況の把握及び情報収集にあたり、町、その他の関係機関へ通報する。 第11節 災害警備計画 地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため必要な警戒、警備についての計画は、次のとおりである。 1. 災害警備の実施 岩内警察署及び小樽海上保安部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策に関し、次のとおりその職務を遂行する。 2. 陸上における災害警備 岩内警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。 (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。 (2) 住民の避難に当たっては、町は、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。 (3) 地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。 (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。 3. 海上における治安の維持 小樽海上保安部は、海上犯罪の予防と治安の維持のため、必要な措置をとるものとする。 (1) 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。 (2) 巡視船艇により、警戒区域（災害対策基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。 (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
第12節 自衛隊派遣要請計画 地震・津波災害時における、人命救助、財産保護のため必要であると認めた場合の自衛隊の災害派遣要請に関する事項についての計画は、次のとおりである。 １．災害派遣要請基準 災害派遣の要請は、人命及び財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。 (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。 (2) 地震・津波による災害、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。 (3) 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。 (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。 (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき。 ２．災害派遣の要請要領 (1) 派遣要請方法 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（後志総合振興局長）に要求するものとする。 この場合において、必要に応じてその旨及び当該地域に係る災害の状況を派遣部隊の長に通知するものとする。 また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。 ア．災害の状況及び派遣を要求する事由 イ．派遣を希望する期間 ウ．派遣を希望する区域及び活動内容 エ．派遣部隊が展開できる場所 オ．派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 (2) 町長（本部長）は、人命の緊急救助に関し知事（後志総合振興局長）に要請するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事（後志総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。 ただし、この場合、速やかに知事（後志総合振興局長）に連絡し、(1)の手続きを行うものとする。 (3) 担当の対策班及び要請先 自衛隊の災害派遣要請は、本部の総務部総務班が行い、後志総合振興局への連絡及び書類の提出先は、地域創生部地域政策課とする。 ３．災害派遣部隊の受入体制 (1) 部隊本部設置場所 部隊本部の設置場所は、災害対策本部内に置くものとする。 (2) 宿泊所、車両、機械等の保管場所 町所有の施設を提供する。 (3) 連絡職員の指名 町長（本部長）は、派遣部隊及び後志総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせるものとする。 (4) 作業計画の樹立 町災害対策本部会議において、応援を求める作業の内容、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を樹立して、派遣部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。	第12節 自衛隊派遣要請計画 地震・津波災害時における、人命救助、財産保護のため必要であると認めた場合の自衛隊の災害派遣要請に関する事項についての計画は、次のとおりである。 １．災害派遣要請基準 災害派遣の要請は、人命及び財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。 (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。 (2) 地震・津波による災害、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。 (3) 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。 (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。 (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき。 ２．災害派遣の要請要領 (1) 派遣要請方法 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（後志総合振興局長）に要求するものとする。 この場合において、必要に応じてその旨及び当該地域に係る災害の状況を派遣部隊の長に通知するものとする。 また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。 ア．災害の状況及び派遣を要求する事由 イ．派遣を希望する期間 ウ．派遣を希望する区域及び活動内容 エ．派遣部隊が展開できる場所 オ．派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 (2) 町長（本部長）は、人命の緊急救助に関し知事（後志総合振興局長）に要請するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事（後志総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。 ただし、この場合、速やかに知事（後志総合振興局長）に連絡し、(1)の手続きを行うものとする。 (3) 担当の対策班及び要請先 自衛隊の災害派遣要請は、本部の総務部総務班が行い、後志総合振興局への連絡及び書類の提出先は、地域創生部地域政策課とする。 ３．災害派遣部隊の受入体制 (1) 部隊本部設置場所 部隊本部の設置場所は、災害対策本部内に置くものとする。 (2) 宿泊所、車両、機械等の保管場所 町所有の施設を提供する。 (3) 連絡職員の指名 町長（本部長）は、派遣部隊及び後志総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせるものとする。 (4) 作業計画の樹立 町災害対策本部会議において、応援を求める作業の内容、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を樹立して、派遣部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
4. 派遣部隊到着の措置 (1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議 町長（本部長）は、関係各部長、班長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。 (2) 知事への報告 本部の総務部総務班は、派遣部隊到着後必要に応じて、次の事項を後志総合振興局長を経由して、知事に報告する。 ア．派遣部隊の長の官職氏名 イ．隊員数 ウ．到着日時 エ．従事している作業の内容及び進捗状況 オ．その他参考となる事項 5. 派遣部隊の撤収要請 町長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって後志総合振興局長を経由して、知事へ報告するものとする。 ただし、文書による報告が日時を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。 第13節 労務供給計画 町及び関係機関の、災害時における災害応急対策を実施する際に不足する労働力の確保についての計画は、次のとおりである。 1. 実施責任者 町が実施する、災害応急対策に必要な労務者の確保については、町長（本部長）が行う。 2. 労務者の確保の方法 労働者の確保については、町内の建設業者及び民間の団体等の協力を得て確保するものとするが、なお確保できない場合には、岩内公共職業安定所に対し、求人申込みをするものとする。 3. 労務者雇用の範囲 (1) 被災者の避難のための労務者 (2) 医療、助産の移送労務者 (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者 (4) 飲料水供給のための労務者 (5) 遺体の搜索処理のための労務者 (6) その他災害応急対策のために必要な労務者 4. 岩内公共職業安定所への求人 公共職業安定所への求人申込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。 (1) 職種別、所要労務者数 (2) 作業場所及び作業内容 (3) 期間及び賃金等の労働条件 (4) 宿泊施設等の状況 (5) その他必要な事項 5. 賃金及び費用の負担 (1) 労務者に対する賃金は、救助法が適用される場合のほかは、町において負担する。 (2) 賃金の基準は、災害時の事情を勘案して、平常時における民間の雇用賃金を上回るよう努めるものとする。	4. 派遣部隊到着の措置 (1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議 町長（本部長）は、関係各部長、班長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。 (2) 知事への報告 本部の総務部総務班は、派遣部隊到着後必要に応じて、次の事項を後志総合振興局長を経由して、知事に報告する。 ア．派遣部隊の長の官職氏名 イ．隊員数 ウ．到着日時 エ．従事している作業の内容及び進捗状況 オ．その他参考となる事項 5. 派遣部隊の撤収要請 町長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって後志総合振興局長を経由して、知事へ報告するものとする。 ただし、文書による報告が日時を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。 第13節 労務供給計画 町及び関係機関の、災害時における災害応急対策を実施する際に不足する労働力の確保についての計画は、次のとおりである。 1. 実施責任者 町が実施する、災害応急対策に必要な労務者の確保については、町長（本部長）が行う。 2. 労務者の確保の方法 労働者の確保については、町内の建設業者及び民間の団体等の協力を得て確保するものとするが、なお確保できない場合には、岩内公共職業安定所に対し、求人申込みをするものとする。 3. 労務者雇用の範囲 (1) 被災者の避難のための労務者 (2) 医療、助産の移送労務者 (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者 (4) 飲料水供給のための労務者 (5) 遺体の搜索処理のための労務者 (6) その他災害応急対策のために必要な労務者 4. 岩内公共職業安定所への求人 公共職業安定所への求人申込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。 (1) 職種別、所要労務者数 (2) 作業場所及び作業内容 (3) 期間及び賃金等の労働条件 (4) 宿泊施設等の状況 (5) その他必要な事項 5. 賃金及び費用の負担 (1) 労務者に対する賃金は、救助法が適用される場合のほかは、町において負担する。 (2) 賃金の基準は、災害時の事情を勘案して、平常時における民間の雇用賃金を上回るよう努めるものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
第14節 交通応急対策計画 地震・津波の発生に伴う道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路及び船舶交通の確保に関する計画は、次のとおりである。 1. 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 (1) 岩内町 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関へ連絡するとともに、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。 (2) 小樽開発建設部岩内道路事業所 国道に係る道路構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認めるときは車両の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保を図るものとする。 (3) 小樽建設管理部共和出張所 道道が災害を受けた場合には、直ちに応急復旧工事に着手し、道路の維持に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その交通を禁止し、又は制限するとともに迂回路を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保を図るものとする。 (4) 岩内警察署 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため、必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。 (5) 小樽海上保安部 海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行うものとする。 2. 道路の交通規制 (1) 道路交通網の把握 災害が発生した場合、道路管理者及び岩内警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地間の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。 ア. 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間 イ. 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点 ウ. 緊急に通行が禁止又は制限を実施する必要の有無 (2) 交通規制の実施 ア. 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。 イ. 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。 (3) 関係機関との連携 交通規制等により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関へ連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。 3. 海上交通の安全確保 小樽海上保安部は、海上交通の安全を確保するため次に掲げる措置を講ずる。 (1) 船舶交通の輻湊が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。 (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。	第14節 交通応急対策計画 地震・津波の発生に伴う道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路及び船舶交通の確保に関する計画は、次のとおりである。 1. 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 (1) 岩内町 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関へ連絡するとともに、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。 (2) 小樽開発建設部岩内道路事業所 国道に係る道路構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認めるときは車両の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保を図るものとする。 (3) 小樽建設管理部共和出張所 道道が災害を受けた場合には、直ちに応急復旧工事に着手し、道路の維持に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その交通を禁止し、又は制限するとともに迂回路を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保を図るものとする。 (4) 岩内警察署 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため、必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。 (5) 小樽海上保安部 海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行うものとする。 2. 道路の交通規制 (1) 道路交通網の把握 災害時、道路管理者及び岩内警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地間の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。 ア. 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間 イ. 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点 ウ. 緊急に通行が禁止又は制限を実施する必要の有無 (2) 交通規制の実施 ア. 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。 イ. 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。 (3) 関係機関との連携 交通規制等により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関へ連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。 3. 海上交通の安全確保 小樽海上保安部は、海上交通の安全を確保するため次に掲げる措置を講ずる。 (1) 船舶交通の輻湊が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。 (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
５．緊急輸送道路ネットワーク計画 緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、道路管理者及び防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、その概要は次のとおりである。 (1) 計画内容 ア．対象地域 道内地域 イ．対象道路 既設道路及び概ね平成32年度までに併用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。 (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、道路総延長は10,942kmに上っている。 ア．第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路 [道路延長7,092km] イ．第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路 [道路延長3,579km] ウ．第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 [道路延長271km] 第15節 輸送計画 地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は次のとおりである。 １．実施責任者 災害時輸送は、町長（本部長）が関係機関の協力を得て行うものとする。 ２．輸送の方法 災害時輸送は、次の各輸送のうち最も適当な方法によるものとする。 (1) 陸上輸送 災害時においては、関係機関の協力を求めるほか、民間輸送業者等の車両を借上げるものとする。	５．緊急輸送道路ネットワーク計画 緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、道路管理者及び防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、その概要は次のとおりである。 (1) 計画内容 ア．対象地域 道内地域 イ．対象道路 既設道路及び概ね令和7年度までに併用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。 (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、道路総延長は11,371kmに上っている。 ア．第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路 [道路延長7,245km] イ．第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路 [道路延長3,831km] ウ．第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 [道路延長295km] 第15節 輸送計画 地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。 <u>なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> １．実施責任者 災害時輸送は、町長（本部長）が関係機関の協力を得て行うものとする。 ２．輸送の方法 災害時輸送は、次の各輸送のうち最も適当な方法によるものとする。 (1) 陸上輸送 災害時においては、関係機関の協力を求めるほか、民間輸送業者等の車両を借上げるものとする。	・北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書改定に伴う修正 ・文言の訂正 ・防災基本計画の修正に伴う修正

修 正 前	修 正 後	備 考
(4) 食料の供給 町長（本部長）は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、調達が困難な場合には、その確保について後志総合振興局を通じ知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策総括官に直接、又は、後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。 (5) ミルク調達 乳児への給食は人工栄養とするが、その確保が困難な場合は、町内の取扱い業者から調達するものとする。 3. 炊出し計画 (1) 被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊出しは、物資部、救護部を中心として、町内社会福祉団体等の協力を得ながら、学校、保育所等の給食施設等既存の施設を利用して行う。 なお、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。 ア. 炊出し現場に責任者を配置し、責任者はその実施に関し指揮をするとともに関係事項を記録しておく。 イ. 献立は栄養価等を考慮して定めなければならないが、被災の状況により食器等が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と漬物、缶詰の副食などを配給する。 (2) 炊出しの食品衛生 炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意するものとする。 ア. 炊出し施設には、飲料適水を提供する。 イ. 必要な器具・容器を十分確保する。 ウ. 炊出し所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。 エ. ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。 オ. 原料はできるだけ新鮮なものを仕入れ、保管にも留意する。 (3) 炊出し等の費用及び期間 費用及び期間は、救助法が適用された場合はその基準による。 ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。 炊出し施設の状況 資料 5－5－3－1	(4) 食料の供給 町長（本部長）は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、調達が困難な場合には、その確保について後志総合振興局を通じ知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章1第11の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は、後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。 (5) ミルク調達 乳児への給食は人工栄養とするが、その確保が困難な場合は、町内の取扱い業者から調達するものとする。 3. 炊出し計画 (1) 被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊出しは、物資部、救護部を中心として、町内社会福祉団体等の協力を得ながら、学校、保育所等の給食施設等既存の施設を利用して行う。 なお、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。 ア. 炊出し現場に責任者を配置し、責任者はその実施に関し指揮をするとともに関係事項を記録しておく。 イ. 献立は栄養価等を考慮して定めなければならないが、被災の状況により食器等が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と漬物、缶詰の副食などを配給する。 (2) 炊出しの食品衛生 炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意するものとする。 ア. 炊出し施設には、飲料適水を提供する。 イ. 必要な器具・容器を十分確保する。 ウ. 炊出し所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。 エ. ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。 オ. 原料はできるだけ新鮮なものを仕入れ、保管にも留意する。 (3) 炊出し等の費用及び期間 費用及び期間は、救助法が適用された場合はその基準による。 ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。 炊出し施設の状況 資料 5－5－3－1	・北海道農政事務所の組織再編に伴う修正 ・文言の訂正
第17節 衣料・生活必需品等物資供給計画 被災者に支給する衣料・生活必需品等の確保と供給を迅速、確実に行うための計画は次のとおりである。 1. 実施責任者 町長（本部長）が行うものであるが、救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けた町長（本部長）が実施する。 2. 対象者 災害により住宅が全焼、流出、全壊、半焼、半壊及び床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活物資を喪失し、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。 3. 給与又は貸与の方法 (1) 物資の購入及び配分 物資部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資を調達する。 救護部は、これらの物資について配分計画を立て、給（貸）与にあたる。 (2) 費用の限度 救助法が適用された場合はその基準による。	第17節 衣料・生活必需品等物資供給計画 被災者に支給する衣料・生活必需品等の確保と供給を迅速、確実に行うための計画は次のとおりである。 1. 実施責任者 町長（本部長）が行うものであるが、救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けた町長（本部長）が実施する。 2. 対象者 災害により住宅が全焼、流出、全壊、半焼、半壊及び床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活物資を喪失し、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。 3. 給与又は貸与の方法 (1) 物資の購入及び配分 物資部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資を調達する。 救護部は、これらの物資について配分計画を立て、給（貸）与にあたる。 (2) 費用の限度 救助法が適用された場合はその基準による。	

修 正 前	修 正 後	備 考
４．給与又は貸与期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。 ５．給与又は貸与物資の種類 (1) 寝具 (2) 外衣 (3) 肌着 (4) 身の回り品 (5) 炊事用具 (6) 食器 (7) 日用品 (8) 光熱材料 ６．物資の調達先 必要に応じ、町内の業者より調達するが、調達が困難な場合は後志総合振興局長を通じ、知事に要請する。 第18節 給水計画 大規模な地震発生により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難となった場合、最小限の飲料水を供給するための応急給水と、応急復旧に関する計画は、次のとおりである。 給水施設の状況 資料 ５－７－６－１ １．実施責任者 応急給水は、町長（本部長）が行う。 ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委託を受けた町長（本部長）が実施する。 (1) 個人備蓄の推進 町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日分程度を、個人において準備しておくよう住民に広報していくものとする。 (2) 生活用水の確保 町は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。 (3) 給水資機材の確保 町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を保有機関から調達して、給水にあたるものとする。 ２．応急給水 地震の発生と同時に断水することも予想されるので、班員の総力をあげ給水業務に従事するとともに、関係機関（日本水道協会、自衛隊、指定水道工事店等）の応援を得て、応急給水業務に万全を期するものとする。 給水車両の保有状況 資料 ５－７－８－１ (1) 給水対象者 災害のため、現に飲料水を得ることができない者 (2) 給水量 １人１日概ね３リットル	４．給与又は貸与期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。 ５．給与又は貸与物資の種類 (1) 寝具 (2) 外衣 (3) 肌着 (4) 身の回り品 (5) 炊事用具 (6) 食器 (7) 日用品 (8) 光熱材料 ６．物資の調達先 必要に応じ、町内の業者より調達するが、調達が困難な場合は後志総合振興局長を通じ、知事に要請する。 第18節 給水計画 大規模な地震発生により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難となった場合、最小限の飲料水を供給するための応急給水と、応急復旧に関する計画は、次のとおりである。 給水施設の状況 資料 ５－７－６－１ １．実施責任者 応急給水は、町長（本部長）が行う。 ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委託を受けた町長（本部長）が実施する。 (1) 個人備蓄の推進 町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日分程度を、個人において準備しておくよう住民に広報していくものとする。 (2) 生活用水の確保 町は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。 (3) 給水資機材の確保 町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を保有機関から調達して、給水にあたるものとする。 ２．応急給水 地震の発生と同時に断水することも予想されるので、班員の総力をあげ給水業務に従事するとともに、関係機関（日本水道協会、自衛隊、指定水道工事店等）の応援を得て、応急給水業務に万全を期するものとする。 給水車両の保有状況 資料 ５－７－８－１ (1) 給水対象者 災害のため、現に飲料水を得ることができない者 (2) 給水量 １人１日概ね３リットル	

修 正 前	修 正 後	備 考
(3) 給水方法 住民への給水方法は、運搬給水と応急給水栓により行うものとし、水道施設の損壊箇所が復旧され、通水が行われるまでは、原則として配水池を給水拠点として運搬給水を行い、通水後は応急給水栓により飲料水を供給する。 3. 浄水装置による給水 付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。 4. 家庭用井戸等による給水 被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として給水するものとする。 なお、水質検査の結果、飲料水に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質として供給する。 5. 応援の要請 町が飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。 浄水装置による給水の依頼先 資料 5-7-7-1 6. 応急復旧 地震により、水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行うものとする。 給水資機材の調達先 資料 5-7-9-1 (1) 導水管 導水管路の復旧作業は、早期通水を図るため、管の破損継手の脱出等、管路切断状況の復旧を優先し、継手漏水等については、通水可能な限り二次的なものとして取扱う。 また、復旧方法については、管路の被害状況により既設管の応急復旧を原則として、上流側から作業を進めるものとする。 (2) 浄水場及びポンプ室 浄水施設については、特に建物の外壁部と地中埋設管の接続部、及び建物内の伸縮継手付近配管部の損傷が予想されるので、ポンプ施設等の復旧と同時に運転できるよう復旧作業を行う。 なお、ポンプ施設等については、吸込み及び吐出、両側の配管継手のゆるみによる漏水と一部配電設備の故障等による運転停止も考えられるが、上記部分と同時に復旧作業を行う。 (3) 配水管 排水管路の復旧は、原則として配水池を起点とする主要配水本管、配水本管、配水小管の順序で復旧していくものとする。 しかし、配水管路の被害の大部分は、配水小管に発生するものと推定されるので、被害の程度により臨時配水管を布設して、早期通水を図るものとする。 また、主要配水本管から配水小管の復旧に至る間に設置される空気弁及び消火栓を運搬給水の取水拠点として利用することにより、運搬給水の距離の短縮を図るものとする。 (4) 給水装置 給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と併行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点その他必要場所（仮設共用栓）への給水栓の設置を最重点に行うものとする。 7. 水質の保全 災害時には、衛生的環境が悪化するおそれがあるので、水道水についても関係官庁の協力のもとに水質検査を強化するとともに、必要に応じ塩素の注入量を増加するなど、水質の保全に万全を期するものとする。	(3) 給水方法 住民への給水方法は、運搬給水と応急給水栓により行うものとし、水道施設の損壊箇所が復旧され、通水が行われるまでは、原則として配水池を給水拠点として運搬給水を行い、通水後は応急給水栓により飲料水を供給する。 3. 浄水装置による給水 付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。 4. 家庭用井戸等による給水 被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として給水するものとする。 なお、水質検査の結果、飲料水に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質として供給する。 5. 応援の要請 町が飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。 浄水装置による給水の依頼先 資料 5-7-7-1 6. 応急復旧 地震により、水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行うものとする。 給水資機材の調達先 資料 5-7-9-1 (1) 導水管 導水管路の復旧作業は、早期通水を図るため、管の破損継手の脱出等、管路切断状況の復旧を優先し、継手漏水等については、通水可能な限り二次的なものとして取扱う。 また、復旧方法については、管路の被害状況により既設管の応急復旧を原則として、上流側から作業を進めるものとする。 (2) 浄水場及びポンプ室 浄水施設については、特に建物の外壁部と地中埋設管の接続部、及び建物内の伸縮継手付近配管部の損傷が予想されるので、ポンプ施設等の復旧と同時に運転できるよう復旧作業を行う。 なお、ポンプ施設等については、吸込み及び吐出、両側の配管継手のゆるみによる漏水と一部配電設備の故障等による運転停止も考えられるが、上記部分と同時に復旧作業を行う。 (3) 配水管 排水管路の復旧は、原則として配水池を起点とする主要配水本管、配水本管、配水小管の順序で復旧していくものとする。 しかし、配水管路の被害の大部分は、配水小管に発生するものと推定されるので、被害の程度により臨時配水管を布設して、早期通水を図るものとする。 また、主要配水本管から配水小管の復旧に至る間に設置される空気弁及び消火栓を運搬給水の取水拠点として利用することにより、運搬給水の距離の短縮を図るものとする。 (4) 給水装置 給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と併行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点その他必要場所（仮設共用栓）への給水栓の設置を最重点に行うものとする。 7. 水質の保全 災害時には、衛生的環境が悪化するおそれがあるので、水道水についても関係官庁の協力のもとに水質検査を強化するとともに、必要に応じ塩素の注入量を増加するなど、水質の保全に万全を期するものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
(1) 運搬給水用具 運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄消毒を行う。 (2) 応急復旧後の水質検査 排水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。 (3) 生水の煮沸飲用 被災地での生水飲用は、水質の安全が確認されるまでの間は、煮沸飲用の徹底を図るものとする。 第19節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。 １．実施責任者 町長（本部長）は、町が管理している車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。 (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。 (2) 町において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。 ２．石油類燃料の確保 町長（本部長）は、小樽地方石油業協同組合及び北海道エルピーガス災害対策協議会との協定に基づき、石油類燃料の確保を図るものとする。 第20節 生活関連施設対策計画 地震・津波の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（電気、ガス、通信等）が被災し、電気、ガス灯の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、これらの施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。 １．電気 (1) 応急復旧 北海道電力(株)等電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の被害（停電）があった場合は二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努めるものとする。 (2) 広報 北海道電力(株)等電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、広報車等を通じ広報し、住民の不安解消に努めるものとする。 ２．ガス (1) 応急復旧 ガス事業者は、地震・津波被害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておく。 また、地震・津波発生に際しては、直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行うものとする。 ３．通信（電話） 地震・津波災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災地住民に対する情報の提供に欠き、社会混乱を生ずるおそれがあるなど、影響が大きいため次により早急な対応に努めるものとする。	(1) 運搬給水用具 運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄消毒を行う。 (2) 応急復旧後の水質検査 排水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。 (3) 生水の煮沸飲用 被災地での生水飲用は、水質の安全が確認されるまでの間は、煮沸飲用の徹底を図るものとする。 第19節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。 １．実施責任者 町長（本部長）は、町が管理している車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。 (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。 (2) 町において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。 ２．石油類燃料の確保 町長（本部長）は、小樽地方石油業協同組合及び北海道エルピーガス災害対策協議会との協定に基づき、石油類燃料の確保を図るものとする。 第20節 生活関連施設対策計画 地震・津波の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（電気、ガス、通信等）が被災し、電気、ガス灯の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、これらの施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。 １．電気 (1) 応急復旧 北海道電力(株)等電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の被害（停電）があった場合は二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努めるものとする。 (2) 広報 北海道電力(株)等電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、広報車等を通じ広報し、住民の不安解消に努めるものとする。 ２．ガス (1) 応急復旧 ガス事業者は、地震・津波被害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておく。 また、地震・津波発生に際しては、直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行うものとする。 ３．通信（電話） 地震・津波災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災地住民に対する情報の提供に欠き、社会混乱を生ずるおそれがあるなど、影響が大きいため次により早急な対応に努めるものとする。	

修 正 前	修 正 後	備 考
(1) 応急復旧 N T Tなど通信を管理する機関は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧について、計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生に際しては、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異状幅湊等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努めるものとする。 (2) 広報 N T Tなど通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努めるものとする。 第21節 防疫計画 地震・津波災害時における、被災地の防疫に関する計画は、次のとおりである。 1. 実施責任者 (1) 町長（本部長）は、ねずみ族、昆虫等の駆除措置及び感染症予防のための消毒等を、知事の指導・指示に基づき実施する。 (2) 町長（本部長）は、災害による被害が甚大で、町のみで防疫が困難なときは知事（後志総合振興局長）に対し応援を要請するものとする。 2. 実施組織 災害防疫実施のための作業実施組織として、町長（本部長）は、防疫班を編制する。 3. 防疫の種別及び実施方法 (1) 防疫班の消毒活動 ア. 被災地の家屋、下水、その他不潔場所の消毒を、被災後直ちに実施する。 イ. 状況に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施する。 ウ. 感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第 0130001号「<u>感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて</u>」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施するものとする。 (2) 被災世帯に対する防疫の指導 被災世帯に対しては、床、壁の洗浄、<u>便所</u>の消毒、手洗設備の設置、野菜等の消毒について衛生上必要な指導を行う。 (3) 臨時予防接種 被災地の感染症予防について、知事の指示のもと、種別、対象、期間等を定めて、予防接種を実施する。 (4) 指定避難所の防疫 指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。 ア. 検病調査等 避難者に対しては、少なくとも1日1回の検病調査を実施する。 イ. 衛生消毒剤の徹底等 避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、クレゾール石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行などについて指導徹底させるものとする。 4. 患者等に対する対応 感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、関係機関と連携を図り、感染症の患者等の人権を配慮しながら、衛生指導、相談業務を行うものとする。	(1) 応急復旧 N T Tなど通信を管理する機関は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧について、計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生に際しては、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異状幅湊等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努めるものとする。 (2) 広報 N T Tなど通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努めるものとする。 第21節 防疫計画 地震・津波災害時における、被災地の防疫に関する計画は、次のとおりである。 1. 実施責任者 (1) 町長（本部長）は、ねずみ族、昆虫等の駆除措置及び感染症予防のための消毒等を、知事の指導・指示に基づき実施する。 (2) 町長（本部長）は、災害による被害が甚大で、町のみで防疫が困難なときは知事（後志総合振興局長）に対し応援を要請するものとする。 2. 実施組織 災害防疫実施のための作業実施組織として、町長（本部長）は、防疫班を編制する。 3. 防疫の種別及び実施方法 (1) 防疫班の消毒活動 ア. 被災地の家屋、下水、その他不潔場所の消毒を、被災後直ちに実施する。 イ. 状況に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施する。 ウ. 感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成30年12月27日付け健感発1227第1号「<u>感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて</u>」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施するものとする。 (2) 被災世帯に対する防疫の指導 被災世帯に対しては、床、壁の洗浄、<u>トイレ</u>の消毒、手洗設備の設置、野菜等の消毒について衛生上必要な指導を行う。 (3) 臨時予防接種 被災地の感染症予防について、知事の指示のもと、種別、対象、期間等を定めて、予防接種を実施する。 (4) 指定避難所の防疫 指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。 ア. 検病調査等 避難者に対しては、少なくとも1日1回の検病調査を実施する。 イ. 衛生消毒剤の徹底等 避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、クレゾール石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行などについて指導徹底させるものとする。 4. 患者等に対する対応 感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、関係機関と連携を図り、感染症の患者等の人権を配慮しながら、衛生指導、相談業務を行うものとする。	・手引きの変更 ・文言の訂正

修 正 前	修 正 後	備 考
２．家庭動物の取扱い (１) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第３号、以下この節において「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (２) 災害発生時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど、適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 ３．同行避難 災害発生時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画 災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、及び遺体の処理並びに応急的な埋葬の実施についての計画は、次のとおりである。 １．実施責任者 災害による行方不明者及び死者がある場合の捜索・処理は、町長（本部長）が警察署、海上保安部、自衛隊等の協力を得て行うものとする。 ただし、救助法が適用された場合は、町長（本部長）が知事の委任より行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。 ２．捜索・処理の実施組織 捜索・処理は、総務部及び救護部があたることとするが、このほか、消防、警察、海上保安部、自衛隊及び地域住民等、あらゆる機関・団体等の協力を得て必要な船艇、その他機械器具等を活用して実施する。 また、実情に応じ遺体捜索班、遺体収容班、埋葬班を編成して行うものとする。 (１) 行方不明者の捜索 町は、消防署、警察官及び海上保安部に協力を要請し捜索を実施するものとする。 (２) 遺体の処理 ア．遺体の一時保存は、町長（本部長）が行う。 イ．検案は、医師が行う。 ウ．死体見分は、警察官又は海上保安官が行う。 ３．応援要請等 (１) 関係市町村への要請 本町のみでの捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流出等により漂着が予想される市町村に対し、捜索の応援を依頼する。 (２) 応援の提示事項 ア．遺体が埋設又は漂流していると思われる場所 イ．遺体数、氏名、性別、年齢、特徴、着衣その他身元判明の参考に供する事項 ４．遺体の収容処理方法 (１) 作業中又は捜索中に遺体を発見したときは、陸上では岩内警察署、海上では小樽海上保安部に届け出て、警察官、海上保安官の見分及び医師の検案を受けるものとする。 (２) 遺体の処理 ア．遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、又遺体の撮影により身元確認をとるものとする。 イ．遺体収容班は、遺体収容所を定め、遺体到着順に収容すること。	２．家庭動物の取扱い (１) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第３号、以下この節において「条例」という。)に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (２) 災害時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど、適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 ３．同行避難 災害時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画 災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、及び遺体の処理並びに応急的な埋葬の実施についての計画は、次のとおりである。 １．実施責任者 災害による行方不明者及び死者がある場合の捜索・処理は、町長（本部長）が警察署、海上保安部、自衛隊等の協力を得て行うものとする。 ただし、救助法が適用された場合は、町長（本部長）が知事の委任より行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。 ２．捜索・処理の実施組織 捜索・処理は、総務部及び救護部があたることとするが、このほか、消防、警察、海上保安部、自衛隊及び地域住民等、あらゆる機関・団体等の協力を得て必要な船艇、その他機械器具等を活用して実施する。 また、実情に応じ遺体捜索班、遺体収容班、埋葬班を編成して行うものとする。 (１) 行方不明者の捜索 町は、消防署、警察官及び海上保安部に協力を要請し捜索を実施するものとする。 (２) 遺体の処理 ア．遺体の一時保存は、町長（本部長）が行う。 イ．検案は、医師が行う。 ウ．死体見分は、警察官又は海上保安官が行う。 ３．応援要請等 (１) 関係市町村への要請 本町のみでの捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流出等により漂着が予想される市町村に対し、捜索の応援を依頼する。 (２) 応援の提示事項 ア．遺体が埋設又は漂流していると思われる場所 イ．遺体数、氏名、性別、年齢、特徴、着衣その他身元判明の参考に供する事項 ４．遺体の収容処理方法 (１) 作業中又は捜索中に遺体を発見したときは、陸上では岩内警察署、海上では小樽海上保安部に届け出て、警察官、海上保安官の見分及び医師の検案を受けるものとする。 (２) 遺体の処理 ア．遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、又遺体の撮影により身元確認をとるものとする。 イ．遺体収容班は、遺体収容所を定め、遺体到着順に収容すること。	・防災基本計画の修正に伴う修正 ・文言の訂正 ・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
ウ．遺体収容班は、遺体の遺品を整理し、納棺のうえその性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記載すること。 エ．身元が判明し、引取人がある場合は、遺族等引取人に引き渡すものとする。 オ．身元が判明しない者で、一定期間経過後においても引取人がない場合には、行旅死亡人として取扱うこととし、住民課に連絡して埋葬許可書の交付を受け、遺体埋葬班に引き継ぐものとする。 (3) 安置場所の確保 町は遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。 5．遺体の埋葬 (1) 埋葬の対象者 災害の際死亡し、災害のため埋葬を行うことができない者で、町長（本部長）が必要と認めた場合、又は引取人のない遺体とする。 (2) 埋葬の方法 ア．遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとする。 イ．身元不明の遺体にあつては、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては火葬又は土葬とする。 (3) 火葬場・埋葬場の所在地 資料 5－13－6－1 (4) 平常時の規制の適用除外措置 町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。 第25節 住宅対策計画 地震・津波により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策計画は、次のとおりである。 1．応急仮設住宅の建設 災害のため、住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、町長（本部長）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。 ただし、救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の建設は原則知事が行う。 (1) 対象者 <u>次のいずれかに該当する者であること。</u> <u>ア．住家が全壊、全壊又は流出した者であること。</u> <u>イ．居住する住家がない者であること。</u> <u>ウ．自己の資力では住家を確保することができない者であること。</u> (2) 建設戸数 救助法の適用を受けた場合、町長（本部長）は知事の委任を受け、全焼、全壊及び流出戸数の3割の範囲内で建設するものとする。	ウ．遺体収容班は、遺体の遺品を整理し、納棺のうえその性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記載すること。 エ．身元が判明し、引取人がある場合は、遺族等引取人に引き渡すものとする。 オ．身元が判明しない者で、一定期間経過後においても引取人がない場合には、行旅死亡人として取扱うこととし、住民課に連絡して埋葬許可書の交付を受け、遺体埋葬班に引き継ぐものとする。 (3) 安置場所の確保 町は遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。 5．遺体の埋葬 (1) 埋葬の対象者 災害の際死亡し、災害のため埋葬を行うことができない者で、町長（本部長）が必要と認めた場合、又は引取人のない遺体とする。 (2) 埋葬の方法 ア．遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとする。 イ．身元不明の遺体にあつては、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては火葬又は土葬とする。 (3) 火葬場・埋葬場の所在地 資料 5－13－6－1 (4) 平常時の規制の適用除外措置 町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。 第25節 住宅対策計画 地震・津波により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策計画は、次のとおりである。 1．応急仮設住宅の建設 災害のため、住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、町長（本部長）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。 ただし、救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の建設は原則知事が行う。 (1) 対象者 <u>住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を確保できないものとする。</u> (2) 建設戸数 救助法の適用を受けた場合、町長（本部長）は知事の委任を受け、全焼、全壊及び流出戸数の3割の範囲内で建設するものとする。	・文言の訂正

修 正 前	修 正 後	備 考
(3) 建設地 建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上好適な場所を選定するものとする。 また、相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育等の問題を考慮して選定する。 なお、災害時に設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 (4) 建設規模及び工事費の限度額 救助法の規定によるものとする。 (5) 着工期間 原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。 (6) 入居者の選定及び存続期間 ア. 入居者の選定 (ア) 生活能力が低くかつ住宅の必要度の高い者より順次選ぶものとする。 (イ) 入居者の選考にあたっては、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、被災者の實力、その他の生活状況を調査のうえ決定する。 イ. 存続期間 応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事（又は、借上げに係る契約締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができる。 (7) 資材の調達 応急仮設住宅建築資材は、関係業者から調達する。 調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。 2. 応急仮設住宅の管理規定 (1) 管理 町長（本部長）は、知事から救助法の適用により建設された応急仮設住宅についての管理の委託を受けるものとし、この受託契約は工事完了の日からとする。 (2) 運営 応急仮設住宅の運営に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を<u>始め</u>とする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>家庭動物</u>の受入れに配慮するものとする。 (3) 平常時の規制の適用除外措置 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用があることに留意する。 (4) 整理保存すべき帳簿 ア. 応急仮設住宅台帳 イ. 応急仮設用敷地賃借契約書 ウ. 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 エ. 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類 オ. 応急仮設住宅の資材の調達等 3. 被災建築物に対する指導・相談 建設部は、被災した住宅、事務所、その他各種建築物の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談・指導を行う。 (1) 倒壊及び脱落等のおそれのある建築物及び屋外取付物等の危険防止に関する相談・指導 をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を企画調整部に対し要請する。 (2) 電気、ガス灯の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。 (3) 被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置する。	(3) 建設地 建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上好適な場所を選定するものとする。 また、相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育等の問題を考慮して選定する。 なお、災害時に設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 (4) 建設規模及び工事費の限度額 救助法の規定によるものとする。 (5) 着工期間 原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。 (6) 入居者の選定及び存続期間 ア. 入居者の選定 (ア) 生活能力が低くかつ住宅の必要度の高い者より順次選ぶものとする。 (イ) 入居者の選考にあたっては、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、被災者の實力、その他の生活状況を調査のうえ決定する。 イ. 存続期間 応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事（又は、借上げに係る契約締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができる。 (7) 資材の調達 応急仮設住宅建築資材は、関係業者から調達する。 調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。 2. 応急仮設住宅の管理規定 (1) 管理 町長（本部長）は、知事から救助法の適用により建設された応急仮設住宅についての管理の委託を受けるものとし、この受託契約は工事完了の日からとする。 (2) 運営 応急仮設住宅の運営に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を<u>はじめ</u>とする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>ベット</u>の受入れに配慮するものとする。 (3) 平常時の規制の適用除外措置 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用があることに留意する。 (4) 整理保存すべき帳簿 ア. 応急仮設住宅台帳 イ. 応急仮設用敷地賃借契約書 ウ. 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 エ. 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類 オ. 応急仮設住宅の資材の調達等 3. 被災建築物に対する指導・相談 建設部は、被災した住宅、事務所、その他各種建築物の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談・指導を行う。 (1) 倒壊及び脱落等のおそれのある建築物及び屋外取付物等の危険防止に関する相談・指導 をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を企画調整部に対し要請する。 (2) 電気、ガス灯の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。 (3) 被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置する。	・文言の訂正

修 正 前	修 正 後	備 考
４．公営住宅等のあっせん 町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。 ５．災害公営住宅の整備 災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。 ６．住宅の応急復旧活動 道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 第26節 文教対策計画 地震・津波による文教施設の被災、又は児童・生徒の被災により、通常の実施を行うことができない場合に対処する、応急対策に関する計画は、次のとおりである。 １．事前措置 (1) 教育委員会 ア．災害に備え、小・中学校等の社会教育施設の施設状況を把握し、必要に応じて補修補強等の予防措置を行う。 イ．災害時における各施設との情報伝達体制を確立する。 ウ．学校を通じ、児童・生徒に対し、地震・津波についての知識及び心得について指導の徹底を図る。 エ．災害に備え、学校の児童・生徒及び社会教育施設の利用者の避難訓練を定期的に行うよう指導する。 オ．各施設の責任者は常設消火設備、階段、出入口及び非常口等の定期的な点検の実施を指導する。 (2) 学校 ア．学校長は、学校の立地条件等を考慮し「学校防災計画」を策定するとともに被災時における児童・生徒の安全確保のため、避難訓練を定期的に実施する。 イ．児童・生徒に対し、地震・津波についての意識及び災害時の心得等の教育を行う。 ウ．災害に備え、消火設備、階段、出入口及び非常口等を定期的に点検する。 エ．父兄及び教職員との連絡方法を確認しておくとともに、日々の児童・生徒の現状を正確に把握しておく。 オ．負傷者の救急措置のため医薬品を常備し、定期的に点検する。 (3) P T A ア．学校と協議、緊急時の連絡方法や協力体制を整えるとともに、通信不能の場合を想定した連絡方法も確認しておく。 イ．児童・生徒の在校時及び登下校時に災害が発生した場合における、児童・生徒の安全確保及び連絡方法について地区別に確認しておく。 ２．応急措置 応急教育及び応急復旧に関する対策は、町長（本部長）と町教育委員会の緊急協議により行う。 救助法が適用された場合で、町長（本部長）が必要と認めるときは、知事の委任により、児童・生徒に対し学用品を給与するものとする。 ３．被害状況の把握 応急教育の計画策定のため、教育部は学校施設の被害、児童・生徒の被災等、被害状況を速やかに把握し、本部へ報告するものとする。	４．公営住宅等のあっせん 町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。 ５．災害公営住宅の整備 災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。 ６．住宅の応急復旧活動 道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 第26節 文教対策計画 地震・津波による文教施設の被災、又は児童・生徒の被災により、通常の実施を行うことができない場合に対処する、応急対策に関する計画は、次のとおりである。 １．事前措置 (1) 教育委員会 ア．災害に備え、小・中学校等の社会教育施設の施設状況を把握し、必要に応じて補修補強等の予防措置を行う。 イ．災害時における各施設との情報伝達体制を確立する。 ウ．学校を通じ、児童・生徒に対し、地震・津波についての知識及び心得について指導の徹底を図る。 エ．災害に備え、学校の児童・生徒及び社会教育施設の利用者の避難訓練を定期的に行うよう指導する。 オ．各施設の責任者は常設消火設備、階段、出入口及び非常口等の定期的な点検の実施を指導する。 (2) 学校 ア．学校長は、学校の立地条件等を考慮し「学校防災計画」を策定するとともに被災時における児童・生徒の安全確保のため、避難訓練を定期的に実施する。 イ．児童・生徒に対し、地震・津波についての意識及び災害時の心得等の教育を行う。 ウ．災害に備え、消火設備、階段、出入口及び非常口等を定期的に点検する。 エ．父兄及び教職員との連絡方法を確認しておくとともに、日々の児童・生徒の現状を正確に把握しておく。 オ．負傷者の救急措置のため医薬品を常備し、定期的に点検する。 (3) P T A ア．学校と協議、緊急時の連絡方法や協力体制を整えるとともに、通信不能の場合を想定した連絡方法も確認しておく。 イ．児童・生徒の在校時及び登下校時の災害時における、児童・生徒の安全確保及び連絡方法について地区別に確認しておく。 ２．応急措置 応急教育及び応急復旧に関する対策は、町長（本部長）と町教育委員会の緊急協議により行う。 救助法が適用された場合で、町長（本部長）が必要と認めるときは、知事の委任により、児童・生徒に対し学用品を給与するものとする。 ３．被害状況の把握 応急教育の計画策定のため、教育部は学校施設の被害、児童・生徒の被災等、被害状況を速やかに把握し、本部へ報告するものとする。	・防災基本計画の修正による修正

修 正 前	修 正 後	備 考
4. 応急教育施設の確保 (1) 校舎の一部が使用不能となった場合は、特別教室、屋内体育館等を利用するものとする。 (2) 校舎の全部又は大部分が使用不能となった場合は、公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用するものとする。 (3) 上記(1)及び(2)においても、なお施設の確保ができない場合は、応急仮校舎を建設するものとする。 (4) 応急教育の予定施設 資料 5-17-3-1 5. 応急教育の実施の方法 (1) 災害の状況に応じ、特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。 授業が不可能な場合にあっては、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。 (2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。 ア. 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し学習の内容方法が、児童・生徒の過度の負担にならないように留意する。 イ. 教育の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全確保に留意する。 ウ. 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。 エ. 学校に住民が避難している場合には、特に児童・生徒の管理に注意するとともに、収容により授業に支障とならないように留意する。 6. 教職員の確保 被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。 当該学校の教職員のみで実施が困難と認められるときは、町教育委員会は北海道教育庁後志教育局と連絡を密にして、教育に支障をきたさないようにするものとする。 7. 学校給食等の措置 (1) 給食設備が被災した場合は、できうる限り応急修理等の措置を行い、給食の継続を図るものとする。 (2) 応急修理等の措置にあたっては、給食設備並びに食品取扱等等の衛生管理に十分留意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努めるものとする。 (3) 給食用物資が被災したときは、米穀・小麦粉・脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。 8. 衛生管理対策 学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。 (1) 校舎内、特に水飲場、<u>便所</u>は常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施する。 (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合は、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。 (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。 (4) 必要に応じて児童・生徒の健康診断を行うこと。 9. 学用品の給与 町長（本部長）は、災害により家屋の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、床上浸水により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童・生徒に対し、学用品の給与を行うものとする。 ただし、救助法が適用された場合は、知事がこれを行うものとし、救助法の適用された場合の給与対象者は、小学校児童・中学校生徒とする。 (1) 学用品給与の方法 町長（本部長）は、教育委員会と連携し、学用品の給与を行うものとする。	4. 応急教育施設の確保 (1) 校舎の一部が使用不能となった場合は、特別教室、屋内体育館等を利用するものとする。 (2) 校舎の全部又は大部分が使用不能となった場合は、公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用するものとする。 (3) 上記(1)及び(2)においても、なお施設の確保ができない場合は、応急仮校舎を建設するものとする。 (4) 応急教育の予定施設 資料 5-17-3-1 5. 応急教育の実施の方法 (1) 災害の状況に応じ、特別<u>の</u>教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。 授業が不可能な場合にあっては、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。 (2) 特別<u>の</u>教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。 ア. 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し学習の内容方法が、児童・生徒の過度の負担にならないように留意する。 イ. 教育の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全確保に留意する。 ウ. 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。 エ. 学校に住民が避難している場合には、特に児童・生徒の管理に注意するとともに、収容により授業に支障とならないように留意する。 6. 教職員の確保 被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。 当該学校の教職員のみで実施が困難と認められるときは、町教育委員会は北海道教育庁後志教育局と連絡を密にして、教育に支障をきたさないようにするものとする。 7. 学校給食等の措置 (1) 給食設備が被災した場合は、できうる限り応急修理等の措置を行い、給食の継続を図るものとする。 (2) 応急修理等の措置にあたっては、給食設備並びに食品取扱等等の衛生管理に十分留意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努めるものとする。 (3) 給食用物資が被災したときは、米穀・小麦粉・脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。 8. 衛生管理対策 学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。 (1) 校舎内、特に水飲場、<u>トイレ</u>は常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施する。 (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合は、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。 (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。 (4) 必要に応じて児童・生徒の健康診断を行うこと。 9. 学用品の給与 町長（本部長）は、災害により家屋の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、床上浸水により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童・生徒に対し、学用品の給与を行うものとする。 ただし、救助法が適用された場合は、知事がこれを行うものとし、救助法の適用された場合の給与対象者は、小学校児童・中学校生徒とする。 (1) 学用品給与の方法 町長（本部長）は、教育委員会と連携し、学用品の給与を行うものとする。	・文言の訂正 ・文言の訂正

修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 半壊、半焼（２世帯で減失１世帯に換算） 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 (3) 床上浸水（３世帯で減失１世帯に換算） 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 ５．被害世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 第28節 災害ボランティアとの連携計画 地震・津波による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、赤十字奉仕団及びボランティア団体・ＮＰＯ等との連携については、本計画の定めるところによる。 また、被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。 １．ボランティア団体・ＮＰＯの協力 町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、赤十字奉仕団及びボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。 ２．ボランティアの受入れ 町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れにあたっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。 ３．ボランティア団体・ＮＰＯの活動 ボランティア団体・ＮＰＯ等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。 (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達 (2) 炊出し、その他の災害救助活動 (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助 (4) 清掃及び防疫 (5) 災害応急対策物資・資機材の輸送及び仕分け・配布 (6) 被災建築物の応急危険度判定 (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 (8) 災害応急対策事務の補助 (9) 救急・救助活動 (10) 医療・救護活動 (11) 外国語通訳 (12) 非常通信 (13) 被災者の心のケア活動 (14) 被災母子のケア活動 (15) 被災動物の保護・救助活動 (16) ボランティア・コーディネート	(2) 半壊、半焼（２世帯で減失１世帯に換算） 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 (3) 床上浸水（３世帯で減失１世帯に換算） 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 ５．被害世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 第28節 災害ボランティアとの連携計画 地震・津波による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、赤十字奉仕団及びボランティア団体・ＮＰＯ等との連携については、本計画の定めるところによる。 また、被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。 １．ボランティア団体・ＮＰＯの協力 町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、赤十字奉仕団及びボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。 ２．ボランティアの受入れ 町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れにあたっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。 ３．ボランティア団体・ＮＰＯの活動 ボランティア団体・ＮＰＯ等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。 (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達 (2) 炊出し、その他の災害救助活動 (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助 (4) 清掃及び防疫 (5) 災害応急対策物資・資機材の輸送及び仕分け・配布 (6) 被災建築物の応急危険度判定 (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 (8) 災害応急対策事務の補助 (9) 救急・救助活動 (10) 医療・救護活動 (11) 外国語通訳 (12) 非常通信 (13) 被災者の心のケア活動 (14) 被災母子のケア活動 (15) 被災動物の保護・救助活動 (16) ボランティア・コーディネート	

修 正 前	修 正 後	備 考
4. ボランティア活動の環境整備 町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。	4. ボランティア活動の環境整備 町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。	

修正前	修正後	備考
第29節 被災建築物安全対策計画 被災建築物の余震時による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。 1. 応急危険度判定の実施 地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。 (1) 活動体制 道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行うものとする。判定活動の体制は、次のとおりとする。 ※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会○○支部） ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））	第29節 被災建築物安全対策計画 被災建築物の余震時による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。 1. 応急危険度判定の実施 地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。 (1) 活動体制 道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行うものとする。判定活動の体制は、次のとおりとする。 ※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会○○支部） ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））	

修 正 前	修 正 後	備 考
(2) 応急危険度判定の基本的事項 ア．対象建築物 原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害状況により対象を限定することができる。 イ．判定開始時期、調査方法 地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。 ウ．判定の内容、判定結果の表示 被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付するものとする。 なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。 危 険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。 エ．判定の効力 行政機関による情報の提供である。 オ．判定の変更 応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。 ２．石綿飛散防災対策 被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。 (1) 基本方針 関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。 (2) 実施主体及び実施方法 ア．町 道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。 イ．建築物等の所有者等 建築物等の破損や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。 ウ．解体等工事業者 石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。 エ．廃棄物処理業者 関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。	(2) 応急危険度判定の基本的事項 ア．対象建築物 原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害状況により対象を限定することができる。 イ．判定開始時期、調査方法 地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。 ウ．判定の内容、判定結果の表示 被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付するものとする。 なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。 危 険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。 エ．判定の効力 行政機関による情報の提供である。 オ．判定の変更 応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。 ２．石綿飛散防災対策 被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。 (1) 基本方針 関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。 (2) 実施主体及び実施方法 ア．町 道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。 イ．建築物等の所有者等 建築物等の破損や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。 ウ．解体等工事業者 関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、Ａ３（４２ｃｍ×２９．７ｃｍ）以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。 エ．廃棄物処理業者 関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。	・大気汚染防止法の改正に伴う修正

修 正 前	修 正 後	備 考
第 5 章 災害復旧・被災者援護計画 地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。 このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。 併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。 第 1 節 災害復旧計画 1. 実施責任 町及び道並びに防災関係機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものは、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。 2. 復旧事業計画の概要 公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 砂防設備 エ. 林地荒廃防止施設 オ. 道路 カ. 港湾 キ. 漁港 ク. 地すべり防止施設 ケ. 下水道 コ. 公園 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市施設災害復旧事業計画 (4) 上水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 (8) 学校教育施設災害復旧事業計画 (9) 社会教育施設災害復旧事業計画 (10) その他の災害復旧事業計画	第 5 章 災害復旧・被災者援護計画 地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。 このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。 併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。 第 1 節 災害復旧計画 1. 実施責任 町及び道並びに防災関係機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものは、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。 2. 復旧事業計画の概要 公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 砂防設備 エ. 林地荒廃防止施設 オ. 道路 カ. 港湾 キ. 漁港 ク. 地すべり防止施設 ケ. 下水道 コ. 公園 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市施設災害復旧事業計画 (4) 上水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 (8) 学校教育施設災害復旧事業計画 (9) 社会教育施設災害復旧事業計画 (10) その他の災害復旧事業計画	

修 正 前	修 正 後	備 考																																								
第２節 被災者援護計画 第１ 罹災証明書の交付 １．町 (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。 (2) 町は、災害が発生した場合において、災害の被災者から申請があったときは、遅延なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。 (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 (4) 町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。 ２．岩内・寿都地方消防組合 消防事務の共同処理に関して複数の町村が一部事務組合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。 第２ 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 １．被災者台帳の整理 (1) 町は、災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 <table><tr><td>ア 氏名</td><td>サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供すること</td></tr><tr><td>イ 生年月日</td><td>に被災者本人が同意している場合には、その提供先</td></tr><tr><td>ウ 性別</td><td></td></tr><tr><td>エ 住所又は居所</td><td>シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td></tr><tr><td>オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況</td><td>ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td></tr><tr><td>カ 援護の実施の状況</td><td></td></tr><tr><td>キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</td><td></td></tr><tr><td>ク 電話番号その他連絡先</td><td>セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項</td></tr><tr><td>ケ 世帯の構成</td><td></td></tr><tr><td>コ 罹災証明書の交付の状況</td><td></td></tr></table> (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供すること	イ 生年月日	に被災者本人が同意している場合には、その提供先	ウ 性別		エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	カ 援護の実施の状況		キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由		ク 電話番号その他連絡先	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項	ケ 世帯の構成		コ 罹災証明書の交付の状況		第２節 被災者援護計画 第１ 罹災証明書の交付 １．町 (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。 (2) 町は、災害時において、災害の被災者から申請があったときは、遅延なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。 (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 ２．岩内・寿都地方消防組合 消防事務の共同処理に関して複数の町村が一部事務組合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。 第２ 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 １．被災者台帳の整理 (1) 町は、災害時において、災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 <table><tr><td>ア 氏名</td><td>サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供すること</td></tr><tr><td>イ 生年月日</td><td>に被災者本人が同意している場合には、その提供先</td></tr><tr><td>ウ 性別</td><td></td></tr><tr><td>エ 住所又は居所</td><td>シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td></tr><tr><td>オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況</td><td>ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td></tr><tr><td>カ 援護の実施の状況</td><td></td></tr><tr><td>キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</td><td></td></tr><tr><td>ク 電話番号その他連絡先</td><td>セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項</td></tr><tr><td>ケ 世帯の構成</td><td></td></tr><tr><td>コ 罹災証明書の交付の状況</td><td></td></tr></table> (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供すること	イ 生年月日	に被災者本人が同意している場合には、その提供先	ウ 性別		エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	カ 援護の実施の状況		キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由		ク 電話番号その他連絡先	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項	ケ 世帯の構成		コ 罹災証明書の交付の状況		・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正 ・防災基本計画の修正に伴う修正
ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供すること																																									
イ 生年月日	に被災者本人が同意している場合には、その提供先																																									
ウ 性別																																										
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時																																									
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号																																									
カ 援護の実施の状況																																										
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由																																										
ク 電話番号その他連絡先	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項																																									
ケ 世帯の構成																																										
コ 罹災証明書の交付の状況																																										
ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供すること																																									
イ 生年月日	に被災者本人が同意している場合には、その提供先																																									
ウ 性別																																										
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時																																									
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号																																									
カ 援護の実施の状況																																										
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由																																										
ク 電話番号その他連絡先	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項																																									
ケ 世帯の構成																																										
コ 罹災証明書の交付の状況																																										

修 正 前	修 正 後	備 考
(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。 2. 台帳情報の利用及び提供 (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。 ア 本人の同意あるとき、又は本人に提供するとき。 イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。 ア 申請者の氏名及び住所 イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報 ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲 エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的 オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項 (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のヌ）を含めないものとする。	(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。 2. 台帳情報の利用及び提供 (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。 ア 本人の同意あるとき、又は本人に提供するとき。 イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。 ア 申請者の氏名及び住所 イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報 ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲 エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的 オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項 (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のヌ）を含めないものとする。	
第3節 災害復旧予算措置 災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。 なお、災害復旧事業別の国庫負担及び補助率は、概ね資料8－3－1－1のとおりである。	第3節 災害復旧予算措置 災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。 なお、災害復旧事業別の国庫負担及び補助率は、概ね資料8－3－1－1のとおりである。	
第4節 激甚災害に係る財政援助措置 著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。	第4節 激甚災害に係る財政援助措置 著しく激甚である災害時には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。	・防災基本計画の修正による修正
第5節 応急金融対策 1. 農林水産業の応急融資 (1) 地震・津波災害による被害農業漁業者に対する資金の融資は、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業漁業経営の維持安定を図る。 (2) 「農業漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「自作農維持資金」の長期低利資金の導入を行い、農業漁業経営の維持安定を図る。 (3) 農地等の災害復旧資金として、「土地改良（災害対策）資金」などの積極的導入を図る。 2. 生活確保資金の融資 被災者の速やかな立ち直りのため、次の必要な事業資金その他小額融資の貸付金の確保を図る。 (1) 世帯更正資金 (2) 母子父子寡婦福祉資金	第5節 応急金融対策 1. 農林水産業の応急融資 (1) 地震・津波災害による被害農業漁業者に対する資金の融資は、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業漁業経営の維持安定を図る。 (2) 「農業漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「自作農維持資金」の長期低利資金の導入を行い、農業漁業経営の維持安定を図る。 (3) 農地等の災害復旧資金として、「土地改良（災害対策）資金」などの積極的導入を図る。 2. 生活確保資金の融資 被災者の速やかな立ち直りのため、次の必要な事業資金その他小額融資の貸付金の確保を図る。 (1) 世帯更正資金 (2) 母子父子寡婦福祉資金	

修 正 前	修 正 後	備 考
(3) 災害救護貸付金 (4) 災害復興住宅建設補修資金	(3) 災害救護貸付金 (4) 災害復興住宅建設補修資金	

修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																			
<table> <tr> <td colspan="3">岩内町地域防災計画 (地震・津波防災計画編)</td></tr> <tr> <td>発 行</td><td>:</td><td>平成 8 年 5 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 11 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 13 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 14 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 15 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 16 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 17 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 18 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 20 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 26 年 4 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 28 年 4 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 29 年 3 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 30 年 8 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>令和 元 年 11 月</td></tr> <tr> <td colspan="3">岩内町</td></tr> </table>	岩内町地域防災計画 (地震・津波防災計画編)			発 行	:	平成 8 年 5 月	改 訂	:	平成 11 年 12 月	改 訂	:	平成 13 年 12 月	改 訂	:	平成 14 年 12 月	改 訂	:	平成 15 年 12 月	改 訂	:	平成 16 年 12 月	改 訂	:	平成 17 年 12 月	改 訂	:	平成 18 年 12 月	改 訂	:	平成 20 年 12 月	改 訂	:	平成 26 年 4 月	改 訂	:	平成 28 年 4 月	改 訂	:	平成 29 年 3 月	改 訂	:	平成 30 年 8 月	改 訂	:	令和 元 年 11 月	岩内町			<table> <tr> <td colspan="3">岩内町地域防災計画 (地震・津波防災計画編)</td></tr> <tr> <td>発 行</td><td>:</td><td>平成 8 年 5 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 11 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 13 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 14 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 15 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 16 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 17 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 18 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 20 年 12 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 26 年 4 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 28 年 4 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 29 年 3 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>平成 30 年 8 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>令和 元 年 11 月</td></tr> <tr> <td>改 訂</td><td>:</td><td>令和 4 年 月</td></tr> <tr> <td colspan="3">岩内町</td></tr> </table>	岩内町地域防災計画 (地震・津波防災計画編)			発 行	:	平成 8 年 5 月	改 訂	:	平成 11 年 12 月	改 訂	:	平成 13 年 12 月	改 訂	:	平成 14 年 12 月	改 訂	:	平成 15 年 12 月	改 訂	:	平成 16 年 12 月	改 訂	:	平成 17 年 12 月	改 訂	:	平成 18 年 12 月	改 訂	:	平成 20 年 12 月	改 訂	:	平成 26 年 4 月	改 訂	:	平成 28 年 4 月	改 訂	:	平成 29 年 3 月	改 訂	:	平成 30 年 8 月	改 訂	:	令和 元 年 11 月	改 訂	:	令和 4 年 月	岩内町			
岩内町地域防災計画 (地震・津波防災計画編)																																																																																																					
発 行	:	平成 8 年 5 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 11 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 13 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 14 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 15 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 16 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 17 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 18 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 20 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 26 年 4 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 28 年 4 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 29 年 3 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 30 年 8 月																																																																																																			
改 訂	:	令和 元 年 11 月																																																																																																			
岩内町																																																																																																					
岩内町地域防災計画 (地震・津波防災計画編)																																																																																																					
発 行	:	平成 8 年 5 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 11 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 13 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 14 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 15 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 16 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 17 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 18 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 20 年 12 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 26 年 4 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 28 年 4 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 29 年 3 月																																																																																																			
改 訂	:	平成 30 年 8 月																																																																																																			
改 訂	:	令和 元 年 11 月																																																																																																			
改 訂	:	令和 4 年 月																																																																																																			
岩内町																																																																																																					